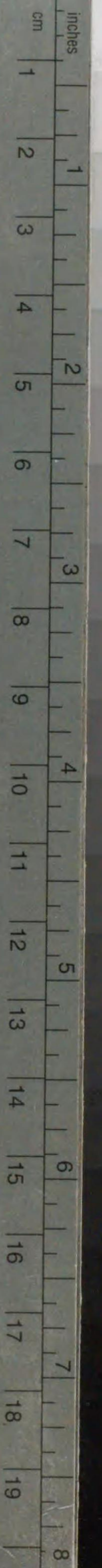


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

Blue

Cyan

Green

Yellow

Red

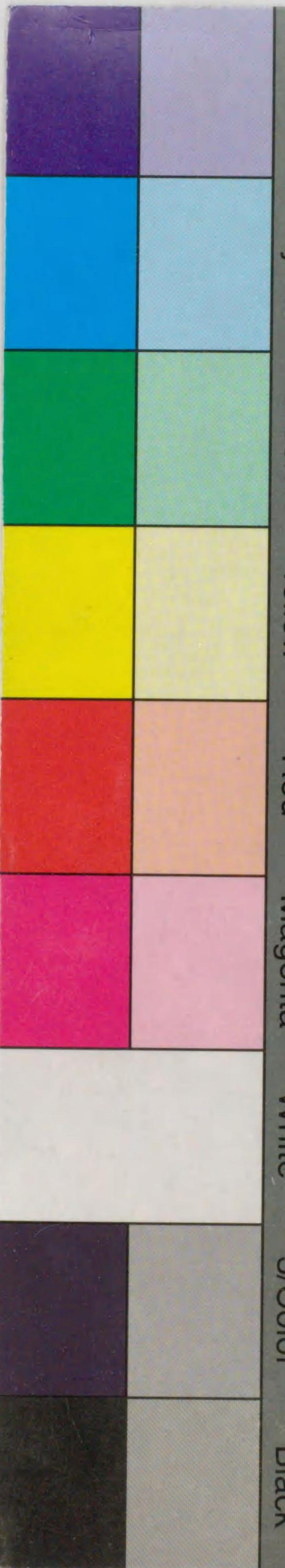
Magenta

White

3/Color

Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



702-133



1200501582779

添 附 物
回 2 枚

246



津島町史

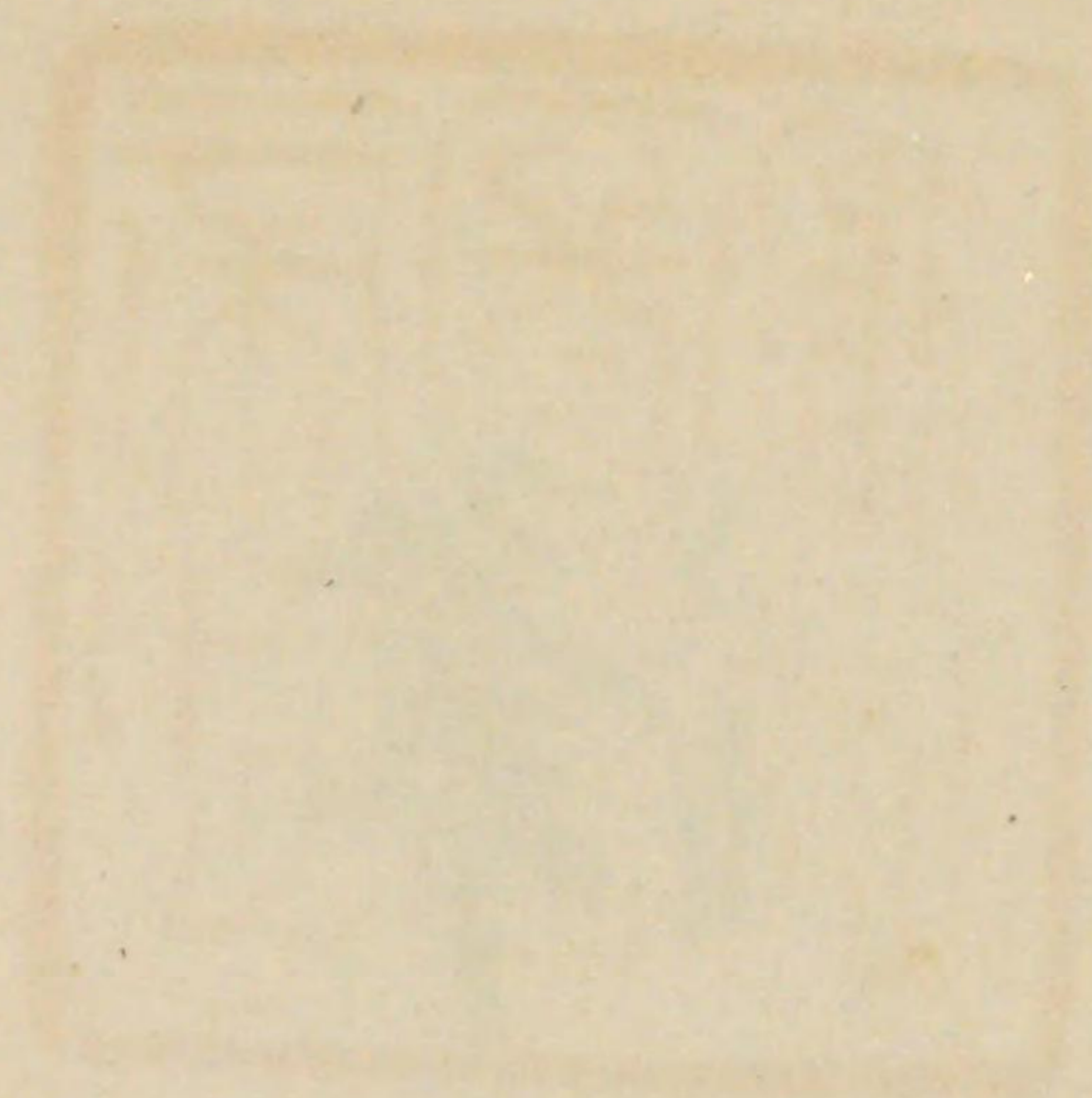




津島町史



湯 故 而
知 新
書 行



湯 故 而
知 新



尚

軒



序

造化の神の御恵により、滾滾と流るゝ木曾川の清水は、我郷土を形成し、我父祖は津島神社御神靈の加護によりて、この地に生まれ、幾千代の絶えざる努力にて、かく豊穰の地と美化されたり。我等はかゝる地に安住する幸福を享けつゝあり。されば一木一石にも愛慕の念起り、懐舊の情自然に湧く。

茲に郷土の沿革を審にする町史新に成り、その記載する所、詳密にして古今の史實を明かにすることを得たり。これによりて父祖の偉業を追憶し、その勞苦を感謝すると共に、益々業に勵み、協心戮力自治の實績を擧げ、理想郷となして、これを後代に遺さるべからず。

今や未曾有の聖戰に際會し、國民上下一致、愛國の至誠を捧げ、長期に亘

り盡忠報國の念燃ゆる秋、必ずや我郷土の人士がこれを繙き、國民精神を
 作興して、發奮躍進するに寄與する所、甚だ大なるべきを深く信じて疑は
 ざるなり。
 終に本書公刊に當り、侯爵徳川義親閣下より題辭を賜はりたるは、無上
 の光榮にして深く感謝に堪へざる所なり。
 聊か蕪辭を陳ねて以て序と爲すと云爾。

昭和十三年十一月十日

津島町長 山口 嘉吉

凡例

- 一、本書は有史以前より昭和十三年三月に至る津島町の歴史的一切の事項を編述したものである。
- 二、本書の編纂は末尾に附記せる如く、昭和六年四月より史料蒐集に着手し、同十三年三月に於て完了したものである。
- 三、本書の編纂は右の如く長日月を要し、出來得る限り廣く資料を求むるに努めたけれども、尙揣らざる誤謬又は遺漏等もなきを保し難い。
- 四、行文は努めて平易にし、簡潔なる口語を以てすべく期したが、諸書より資料を拔萃せる所があるので、或は統一を缺く嫌なしとしない。
- 五、掲載せる事柄については資料の都合により、或は繁閑宜しきを得ざるものがある。是等は成るべく統一に努めたけれども、尙遺憾の點あるを免れない。
- 六、人物は假令當地の出身ならざるも、當地に住し或は往來して種々の事蹟を残した者はこれを掲げた。尤も總べて生存者はこれを載せなかつた。
- 七、統計は成る可く昭和十二年度のものによつたけれども、一部には新しい統計を得

られざる爲、已むなくその前年のものを以てした所がある。
 八、本書編纂に關しては、尾張徳川黎明會市立名古屋圖書館初め各位から史料の提供を得た所少からず、又顧問委員各社寺各官衙各學校各種團體諸會社古老等幾多の懇切なる指導を蒙つた。茲に謹んでその好意を深謝する。

昭和十三年四月

編者識

津島町史

目次

第一編 總説	一頁	第五章 町村名の起原	三七
第一章 位置	一	第一節 津島管下地の地名	三七
第二章 地勢 <small>附地質</small>	二	第二節 地名の由來	四〇
第三章 土地及戸口	五	第三編 行政	五五
第一節 土地	五	第一章 行政機關	五五
第二節 戸口	一八	第一節 町制施行以前	五五
第二編 沿革	三五	第二節 町制施行以後	五八
第一章 有史以前の津島	三五	第二章 議政機關	八九
第二章 馬津驛と門眞莊	三六	第一節 衆議院議員	八九
第三章 四家七黨の活動と室町末期の津島	三六	第二節 縣會議員	九〇
第四章 藩政時代の津島	三三	第三節 郡會議員	九一
		第四節 町村會	九三
		第五節 向島區會	一〇四

第三章 租 税

第一節 國税及縣税 一一

第二節 町 税 一一六

第三節 津島稅務署 一一三

第四節 愛知縣津島財務出張所 一一三

第四章 財 政

第一節 概 說 一一三

第二節 町 費 一一七

第三節 町有財產 一一三

第四節 金庫制度 一一六

第五章 社會事業

第一節 窮民救恤 一一九

第二節 窮民救濟基金 一一四

第三節 救護法實施 一一五

第四節 津島方面委員 一一七

第五節 社會事業團體

第一項 財團濟生會 一一九

第二項 津島方面事業助成會 一一六

第三項 北振會 一一三

第六節 社會的施設

第一項 津島町職業紹介所 一一三

第二項 愛知縣社會事業協會津島共存園 一一四

第三項 共存病院 一一七

第四項 託兒所

一、私立新開託兒所 一一三

二、私立寶兒童園 一一四

第六章 土 木

第一節 土木委員 一一六

第二節 道路改修 一一六

第三節 地方改善地區整理事業 一一九

第四節 下水調査 一一九

第五節 都市計畫 一一八

第六節 愛知縣津島土工區事務所 一一八

第七章 衛 生

第一節 衛生機關 一一三

第二節 保 健

第一項 清潔及汚物掃除 一一五

第二項 井水の検査 一一六

第三項 墓地及火葬場 一一六

第三節 防疫及醫事

第一項 傳染病の豫防 一八八

第二項 津島病院 一八九

第三項 種 痘 一九一

第四項 惡疫豫防基本財産 一九二

第四編 司法及警備

第一章 裁判所 一九五

第一節 名古屋區裁判所津島出張所 一九五

第二章 警察署 一九六

第一節 津島警察署 兼愛知憲兵第四管區津島町屯所 一九六

第三章 消防組 二〇四

第一節 各字部落消防組 二〇五

第二節 津島町立消防組 二〇九

第三節 津島町義勇消防團 二一〇

第四節 津島警察署管内消防聯合會 二一三

附災害及暴動

第一節 火 災 二一五

第二節 風 水 害 二二九

第三節 濃尾大地震

一、震動の觀測及回数 二二六

二、當町被害の狀況 二二八

三、救 護 二二〇

四、震災記念碑 二二一

第四節 伊勢暴動 二四二

第五編 教育

第一章 維新以前の教育 二四五

第一節 私塾及寺小屋 二四五

第二章 維新以後の小學教育 二四八

第一節 初等教育及當町小學校の變遷

附 津島町學校系統一覽表 二四八

第二節 小學校獎學基金と獎學會 二七〇

第三節 當町の小學校

第一項 陶成學校 二七一

第二項 津島高等小學校 二七七

第三項 津島女子高等小學校 二八六

第四項 津島尋常小學校 二八九

第五項 藤里尋常小學校 二九六

第六項 有根尋常小學校 二九八

第七項 津島第一尋常高等小學校……………三九

第八項 津島第二尋常小學校……………三〇四

第九項 津島第三尋常小學校……………三二〇

第十項 津島第四尋常高等小學校……………三二二

第四節 學務委員……………三三三

第三章 青年教育……………三三六

第一節 津島青年訓練所……………三三六

第二節 津島青年學校……………三八

第四章 中等教育……………三三三

第一節 愛知縣津島中學校……………三三三

第一項 設立の経緯……………三三三

第二項 沿革……………三三五

第五章 女子教育……………三三二

第一節 愛知縣津島高等女學校……………三三一

第二節 津島實科裁縫女學校……………三三七

第六章 各種學校……………三三九

第一節 珠算學校……………三三九

第一項 津島速算學校……………三三九

第二項 藤浪速算學會……………三四〇

第三項 鈴木速算學會……………三四一

第四項 廢校せる珠算學校……………三四一

第七章 幼稚園……………三四一

第一節 私立津島幼稚園……………三四一

第八章 圖書館……………三四四

第一節 津島町立圖書館……………三四四

第九章 出版物……………三四六

第十章 教育關係各種團體……………三五〇

第一節 津島町教育會……………三五〇

第二節 社會教育委員會……………三五〇

第三節 財團法人勤勞者教育中央會津島支部……………三五二

第四節 津島町體育協會……………三五二

第五節 津島町婦人會……………三五三

第六節 青年團……………三五三

第一項 津島町青年團……………三五四

第二項 津島町女子青年團……………三五五

第七節 津島町少年團……………三五七

第六編 兵事……………三九

第一章 徵 兵 附 第三師管駐在官津島出張所……………三九

第二章 出征……………三九

第一節 西南役……………三九

第二節 明治二十七八年戰役……………三九

第三節 明治三十七八年戰役……………三九

第一項 戰死者……………三九

第二項 戰死者戰功大略……………三七

第三項 戰傷者……………三七

第四項 罹病者……………三七

第五項 受賞者……………三七

第四節 大正三年乃至九年戰役……………三九

第一項 大正三四年戰役受賞者……………三九

第二項 大正七年戰役應召軍人及徵發馬匹數……………三九

第三項 大正七年戰役病死者……………三九

第四項 同受賞者……………三九

第五節 滿洲事變……………三九

第一項 從軍者……………三九

第一陸軍……………三九

第二海軍……………三九

第二項 滿洲派遣殊勝軍人事蹟……………四〇九

一、渡邊幹部候補生の苦戰……………四〇九

二、大崎騎兵少尉の奮戰……………四一〇

三、大崎航空兵特務曹長の殉職……………四一一

第三章 兵事關係團體……………四一一

第一節 津島町尙武會……………四一一

第二節 帝國在郷軍人會津島町分會……………四一三

第三節 帝國軍人後援會津島町分會……………四一六

第四節 海軍協會津島町分會……………四一七

第五節 津島町防護團……………四一八

第六節 愛知縣國防義會津島町支部……………四二三

第七節 日本赤十字社津島町分區……………四二三

附 津島第一尋常高等小學校少年赤十字團

第八節 愛國婦人會津島町分會……………四二五

第九節 大日本國防婦人會津島町分會……………四二六

第十節 日本海員救濟會津島町委員部……………四二七

第十一節 津島町軍人後援會……………四二八

第四章 兵事關係碑石……………四二九

第一節 忠魂碑……………四二九

第二節 軍人勅諭記念塔

第七編 産業

第一章 農業

第一節 概説

第二節 耕地

第三節 農家

第四節 農産物

第五節 灌溉及排水

第六節 水利組合

第七節 耕地整理

第八節 津島町農會

第九節 津島町販賣購買組合

第十節 津島販賣利用組合

第十一節 津島信用組合

第十二節 津島町販賣購買組合

第十三節 津島販賣利用組合

第十四節 津島信用組合

第十五節 津島町販賣購買組合

第十六節 津島販賣利用組合

第十七節 津島信用組合

第二章 商工業

第一節 交通と商工業

第二節 織物

第三節 製燐

第四節 製皮

第五節 釀造

第六節 銀行

第七節 會社

第八節 市場

第九節 取引所

第十節 津島木綿織取引所

第十二節 工業組合

第十三節 津島町商工會

第十四節 商品陳列館

第十五節 名古屋地方專賣局津島煙草販賣所

第十六節 愛知縣毛織物検査所津島支所

第十七節 名産物

第八編 交通

第一章 往古の交通

第二章 道路

第三節 府縣道

第四節 町村道

第三章 鐵道

第九編 社寺教會

第一章 神社

第一節 國幣小社津島神社

第二項 鎮座

第三項 社殿

第四項 神階及社格

第五項 遷宮

第六項 崇敬祈禱

第七項 社領

第八項 祠官

一、神主

二、神官

第四章 渡津及橋梁

第五章 船車

第六章 通信

第一項 津島郵便局

第二項 津島門前郵便局

三、神樂方……………五三

四、神子方……………五四

五、庶子禰宜……………五五

六、維新後の神職……………五六

第九項 攝末社……………五八

第一 境内攝社……………五八

一、彌五郎殿社……………五八

二、居森社……………五九

三、八柱社……………五九

四、荒御魂社……………五九

五、和御魂社……………五九

六、柏樹社……………五九

第二 境内末社……………五九

一、稻田社……………五九

二、若宮社……………五九

三、大國玉社……………五九

四、大屋津比賣社……………五九

五、瀧之社……………五九

六、秋津比咩社……………五九

七、熱田社……………五九

八、米社……………五九

九、大歳社……………五九

十、兒之社……………五九

十一、大社……………五七

十二、船付社……………五七

十三、内宮社……………五七

十四、外宮社……………五七

十五、多度社……………五八

十六、戸隠社……………五八

十七、忍穂耳社……………五八

十八、龍田社……………五八

十九、庭津日社……………五九

二十、久斯社……………五九

廿一、熊野社……………五九

廿二、塵社……………五九

廿三、多賀社……………五九

廿四、稻荷社……………五九

廿五、愛宕社……………五九

廿六、橋守社……………五九

第三 境外末社……………五九

一、竈社……………五九

二、山紙社……………五九

三、八剱社……………五九

四、大土社……………五九

五、堤下社……………五九

六、市神社……………五九

第十項 祭典……………五七

一、和魂祭……………五八

二、七草祭……………五八

三、小豆粥調進祭……………五八

四、奉射祭……………五九

五、鳥呼神事……………五九

六、開扉祭……………五九

七、春縣祭……………五九

八、鬮鷄轉供祭……………五九

九、五穀豊凶神卜祭及花の撓……………五九

十、流鏝馬祭……………五九

十一、神葎刈取場選定神事……………五九

十二、神葎刈行事……………五九

十三、神葎揃神事……………五九

十四、神輿飾……………五九

十五、神輿渡御……………五九

十六、大御饌調進祭……………五九

十七、神輿還御……………五九

十八、神葎放流神事……………五九

十九、神葎着岸祭……………五九

二十、神葎納祭……………五九

廿一、重陽祭……………六〇

廿二、秋縣祭……………六〇

第十一項 太々神樂……………六〇

第十二項 寶物……………六〇

第十三項 雜載……………六〇

一、豊國大明神の創立を拒絶……………六〇

二、津島社家々族の表彰……………六〇

三、富突興行……………六一

四、御蔭參……………六一

五、豊年草の生育……………六一

六、茶所の造立……………六一

七、御神徳の宣布……………六一

八、和歌献詠式……………六一

九、献茶式……………六一

十、献香式……………六一

十一、神苑……………六一

十二、警備……………六一

第一節 無格社……………六〇

一、熊野社……………六〇

二、山神社……………六一

三、秋葉社(橋詰町)……………六一

四、筏場社……………六一

五、白山社(小沼町)……………六一

六、愛宕社……………六一

七、秋葉社(坂口町)……………六一

八、同 (高町)…………… 六四
 九、同 (上切町)…………… 六四
 十、金刀毘羅社(兼平町)…………… 六五
 十一、天神社…………… 六六
 十二、宇迦御魂社…………… 六六
 十三、白山社(船戸町)…………… 六六
 十四、一本木社…………… 六六
 十五、御嶽社…………… 六六
 十六、菅原社…………… 六九
 十七、秋葉社(日光町)…………… 六九
 十八、神明社…………… 六九

第三節 其他の神祠…………… 六九

一、金刀比羅社(初日町)…………… 七〇
 二、秋葉社(松原町)…………… 七〇
 三、同 (中島町)…………… 七〇
 四、和魂社…………… 七〇
 五、清正公社…………… 七〇
 六、大地主神社…………… 七〇
 七、中地社…………… 七〇

第二章 佛寺教會…………… 七〇

第一節 天台宗…………… 七〇

一、天台宗叡山教會淨橋院教會所…………… 七〇

第二節 眞言宗…………… 七〇

第一項 古義眞言宗…………… 七〇
 一、高野山大師教會七軒家支部…………… 七〇
 第二項 新義眞言宗智山派…………… 七〇
 一、不動院…………… 七〇
 二、寶壽院…………… 七〇
 三、觀音坊…………… 七〇
 四、吉祥坊…………… 七〇
 五、日光教會所…………… 七〇

第三節 曹洞宗…………… 七〇

一、興禪寺…………… 七〇
 二、常樂寺…………… 七〇
 三、正泉寺…………… 七〇
 四、大慶寺…………… 七〇
 五、雲居寺…………… 七〇
 六、地藏寺…………… 七〇
 七、延命寺…………… 七〇
 八、海善庵…………… 七〇
 九、龍淵寺…………… 七〇
 十、無量庵…………… 七〇

第四節 淨土宗…………… 七〇

第一項 鎮西派…………… 七〇

一、弘淨寺…………… 六四
 二、安禪寺…………… 六四
 三、西方寺…………… 六四
 四、眞壽寺…………… 六四
 五、西光寺…………… 六四
 六、阿彌陀堂…………… 六四
 七、嶺光院…………… 六四
 八、古川説教所…………… 六四

第二項 西山派…………… 六四

一、大龍寺…………… 六四
 二、瑞泉寺…………… 六四
 三、寶泉寺…………… 六四
 四、西岸寺…………… 六四
 五、清光院…………… 六四

第五節 時宗…………… 六四

一、蓮臺寺…………… 六四
 二、西福寺…………… 六四
 三、宗念寺…………… 六四

第六節 眞宗…………… 六四

第一項 本願寺派…………… 六四
 一、照蓮坊…………… 六四
 第二項 大谷派…………… 六四
 一、成信坊…………… 六四

二、淨蓮寺…………… 六五
 三、善福寺…………… 六五
 四、本住寺…………… 六五
 五、正樂寺…………… 六五
 六、淨光寺…………… 六五
 七、蓮慶寺…………… 六五
 八、名念寺…………… 六五
 九、開導説教場…………… 六五
 十、信源説教場…………… 六五
 十一、愛宕法話所…………… 六五

第三項 高田派…………… 六五

一、教津坊…………… 六五

第七節 日蓮宗…………… 六五

第一項 日蓮宗…………… 六五
 一、妙延寺…………… 六五

第二項 法華宗…………… 六五
 一、本蓮寺…………… 六五

第八節 其他の堂宇…………… 六五

一、藥師堂(瑠璃小路)…………… 六五
 二、同 (西御堂町)…………… 六五
 三、觀音堂…………… 六五
 四、今市場十王堂…………… 六五
 五、下構十王堂…………… 六五

六、船戸町地藏堂……………六八三
 七、上河原町地藏堂……………六八三
 八、瀬古町地藏堂……………六八三
 九、北口町地藏堂……………六八四
 十、片町地藏堂……………六八四
 十一、小之座町千體地藏堂……………六八五
 十二、白龍大明神……………六八五

第九節 廢寺……………六八五
 一、善智……………六八六
 二、清水寺……………六八六
 三、日光坊……………六八六
 四、日光院……………六八七
 五、正寶院……………六八七
 六、戒藏庵……………六八七
 七、行者堂……………六八七
 八、實相院……………六八八
 九、明星院……………六八八
 十、金剛院……………六八九
 十一、觀音堂……………六八九
 十二、北口十王堂……………六八九
 十三、向島十王堂……………六八九

第十節 津島町佛教會……………六九〇

第三章 神道教會……………六九一
 第一節 天理教……………六九一
 一、津島宣教所……………六九一
 二、三和宣教所……………六九一
 三、下禰敷島集談所……………六九二
 第二節 金光教……………六九二
 一、金光教津島町布教所……………六九二
 第三節 御嶽教……………六九三
 一、御嶽教講社……………六九三

第四章 基督教教會……………六九三
 一、日本基督教會津島傳道所……………六九三

第十編 名蹟……………六九五
 第一章 舊蹟……………六九五
 一、明治天皇津島御用所跡……………六九五
 二、明治天皇佐屋行在所……………六九六
 三、六合庵……………六九六
 四、奴野城跡……………六九六
 五、加藤清正寓居地……………七〇〇
 六、津島御殿跡……………七〇一

第二章 名所……………七〇〇
 一、津島八景……………七〇〇
 二、天王川公園及樓……………七〇一
 三、下新田の藤……………七〇一
 四、神主山の桃……………七〇一
 五、千本松原……………七〇二

第三章 巨樹名木……………七〇二
 第一節 巨樹……………七〇二
 一、城之越の大樟……………七〇三
 二、元御旅所の公孫樹……………七〇三
 三、扶持付の松……………七〇三
 四、元天満宮の花の木……………七〇四
 五、其他の巨樹……………七〇四

第二節 名木……………七〇六
 一、成信坊のしでざくら……………七〇七
 二、傳加藤清正草紙掛の松……………七〇八

三、關通上人手植の松……………七八
 四、其他の名木……………七八

第三節 倒れたる名木……………七九
 一、太閤松……………七九
 二、御座船繋ぎ柳……………七九
 三、城之越の榎……………七〇〇

第十一編 人物……………七二
 第一章 良王と四家七黨……………七二
 第二章 藩政時代以前の津島の人物……………七四
 第三章 武將軍人……………七五
 一、服部小平太……………七五
 二、平野長泰……………七六
 三、大橋崧次郎……………七七

第四章 政治家……………七七
 一、渡邊新兵衛義陳……………七七
 二、矢野俊藏……………七八
 三、井澤俊民……………七八
 四、加藤喜右衛門……………七九
 五、岡本清三……………七九

第五章 實業家

- 一、水野長八……………七三三
- 二、大橋助左衛門……………七三三
- 三、友松信治郎……………七三三
- 四、青樹英二……………七三四
- 五、遠山孝三……………七三五

第六章 企業家

- 一、片岡孫三郎……………七三七
- 二、片岡春吉……………七三九

第七章 學藝家

- 第一項 學者……………七四一
- 一、眞野時綱……………七四一
- 二、宇都宮尙綱……………七四三
- 三、氷室藤里……………七四三
- 四、藤原秀親……………七四四
- 五、奥田亮……………七四四
- 六、神田春三……………七四五
- 七、篠田啓……………七四五
- 八、河合右司尾……………七四六
- 九、武藤長平……………七四六
- 第二項 歌人……………七四七

一、氷室豐長……………七四七

- 二、氷室陳子……………七四九
- 三、羽鳥春隆……………七四九
- 四、宇都宮夫木……………七五〇
- 五、宇都宮綱根……………七五〇
- 六、田中秀穂……………七五一
- 七、堀田貞子……………七五一
- 八、堀田茂之……………七五一
- 九、堀田鹽麿……………七五二

第三項 俳人……………七五二

- 一、堀田木吾……………七五三
- 二、平野桃厓……………七五三
- 三、相羽荷庵……………七五四

第四項 狂歌師……………七五五

- 一、砂原淺藪……………七五五

第五項 畫家……………七五六

- 一、不動院宥如……………七五六
- 二、井澤維章……………七五六

第六項 陶工……………七五七

- 一、大橋秋二……………七五七

第八章 宗教家……………七六〇

- 一、卓洲……………七六〇

二、佐竹制心……………七六一

- 三、佐竹法律……………七六二
- 四、專修坊法澤……………七六三
- 五、山田慶山……………七六四
- 六、永尾如雲……………七六四
- 七、前田學……………七六六

第九章 醫家……………七六七

- 一、若山東庵……………七六七
- 二、氷室不盃……………七六八
- 三、村瀨周一……………七六八
- 四、足立圓庵……………七六九
- 五、大澤岳太郎……………七六九

第十章 師範家……………七七〇

- 一、又新庵宗里……………七七〇
- 二、山田幸右衛門……………七七一
- 三、佐藤新兵衛……………七七一

第十一章 相撲……………七七三

- 一、三保ヶ關喜八郎……………七七三

第十二章 慈善家……………七七三

- 一、鈴木源三郎……………七七三

二、岩井利右衛門……………七五九

- 第十三章 孝子義僕……………七七六
- 一、垣見新三郎……………七七六
- 二、高坂半九郎……………七七七
- 三、遠山増太郎……………七七七
- 四、ゆう女……………七七七

第十四章 其他……………七七八

- 一、北の政所……………七七八
- 二、小塚傳右衛門……………七七九
- 三、服部治郎兵衛……………七七九
- 四、大橋小六……………七八〇
- 五、橋本魯堂……………七八一
- 六、横田太一郎……………七八一
- 七、祖父江愚道……………七八二
- 八、日榮萬之助……………七八三
- 九、永田靜女……………七八四

第十二編 文藝……………七八五

- 第一章 國文學和歌……………七八五
- 第二章 漢文學漢詩……………七八七
- 第三章 俳諧……………七八九

第四章 狂歌附狂俳……………七九四
 第五章 繪畫……………八〇四

第十三編 風俗

第一章 人情

一、敬神……………八〇七
 二、勤勉……………八〇八
 三、崇佛……………八〇九
 四、風流……………八〇九
 五、氣質……………八一〇

第二章 迷信

一、神佛に關するもの……………八一
 二、住宅に關するもの……………八二
 三、結婚に關するもの……………八三
 四、食物に關するもの……………八四
 五、病氣並に死人に關するもの……………八四
 六、樹木に關するもの……………八五
 七、其他……………八五

第三章 言語

一、名詞……………八六

第四章 傳説

二、代名詞……………八八
 三、副詞……………八九
 四、形容詞……………九〇
 五、動詞……………九一
 六、助動詞……………九二
 七、接續詞・感動詞……………九三
 八、語尾……………九三

第五章 技藝

一、蘇民將來……………九三
 二、玉光女……………九三
 三、摺鉢灸……………九四
 四、弘法大師の蚊軍退治……………九五
 五、船戸の六地藏……………九五
 六、蓮池地藏尊……………九七
 七、城之越大椋……………九八

第六章 尺八

第一節 津島踊……………九五〇
 第二項 手踊……………九五六
 第三項 七福神踊……………九五六
 第四項 神樂……………九六〇

第七章 芝居

一、壽美喜座……………九六一
 二、山本座……………九六二
 三、末廣座……………九六二
 四、宮本座……………九六二
 五、橋詰町寄席小屋……………九六二
 六、同……………九六二
 七、藤浪座……………九六三
 八、巴座……………九六三

第八章 花柳界

第一節 料理業及食堂……………九六四
 第二節 藝妓及同組合……………九六六

第六章 音樂

第四節 將棋……………八三
 第一節 謡曲……………八四
 第一項 觀世流……………八四
 第二項 寶生流……………八五
 第二節 箏曲……………八六
 第三節 長唄……………八七
 第四節 義太夫節……………八八
 第五節 俗謡……………八九
 一、子守唄……………八九
 二、手毬歌……………九〇
 三、盆踊歌……………九〇
 四、大津繪節……………九一
 五、長唄……………九一
 津島四季の眺……………九二
 六、津島音頭……………九四
 七、小唄……………九四
 津島小唄……………九四
 津島小唄……………九四
 毛織小唄……………九四

第七章 演藝

第一節 舞踊……………九五〇
 第一項 津島踊……………九五〇
 第二項 手踊……………九五六
 第三項 七福神踊……………九五六
 第四項 神樂……………九六〇

第八章 花柳界

第一節 料理業及食堂……………九六四
 第二節 藝妓及同組合……………九六六

第三節 貸座及敷娼妓……………八七

第九章 冠婚葬祭……………八六

第一節 婚 禮……………八六

第二節 出産諸祝……………八七

第三節 賀 壽……………八七

第四節 葬 禮……………八八

第五節 祭 禮……………八八

第一項 津島祭……………八八

第二項 七切祭……………八九

第三項 今市場祭……………八九

第四項 石採祭……………八九

第五項 向島祭……………八九

第六項 鬼 祭……………八九

第十章 年中行事……………九〇

第十一章 雜 載……………九〇

一、雨 乞……………九〇

二、虫送祭……………九一

三、神主山の行樂……………九一

四、伊勢神札迎……………九二

五、子供獅子大會……………九三

附記

町史編纂を終りて

圖版目次

藩政時代の津島北口及東入口……………三一

津島町役場……………三二

津島稅務署……………三三

共存 病院……………三三

天王 線通……………三七

津島警察署……………三七

明治二十四年震災津島町民天王川避難光景及
明治三十年水害北口町山田醫師宅狀況……………三三

津島第一尋常高等小學校……………三九

津島第二尋常小學校……………四〇

津島第三尋常小學校……………四一

津島第四尋常高等小學校……………四二

愛知縣津島中學校……………四三

愛知縣津島高等女學校……………四三

忠 魂 碑……………四二

片岡毛織工場之一部……………四三

片岡毛織株式會社……………四四

藩政時代の阿加陀店及團扇店……………四九

津島佐屋街道及追分鳥居……………五三

名鐵電車津島驛……………五〇

日 光 橋……………五五

津島郵便局……………五三

津島神社本殿及同樓門……………五八

同境内攝社彌五郎殿社……………五六

同境内攝社居森社……………五七

同境外末社八劍社……………五八

同 大 土 社……………五九

同 堤 下 社……………六〇

同 市 神 社……………六一

津島神社御旅所……………六二

津島太々御神樂之圖……………六三

津島神社神苑……………六四

熊野社良王傳説地……………六〇

津島神社梵鐘……………六一

寶壽院藏鱗口……………六二

寶壽院藏佛涅槃圖及寶篋印塔……………六三

雲居寺五百羅漢像……………六四

貞壽寺鐘樓門……………六四

大龍寺本堂……………六五

瑞泉寺本堂……………六五

西福寺本堂……………六六

成信坊本堂……………六六

淨蓮寺本堂……………六七

淨光寺本堂……………六七

同寺藏豐臣秀賴書六字名號……………六八

明治天皇津島御所趾大地主神社及同所趾記念
植樹椿……………六九

明治天皇佐屋行在所外觀及同内部御座所……………七〇

同行在所・内侍所・御休・下乘・下馬札……………七一

池洲蓮田……………七二

津島一里塚……………七〇五
 天王川公園……………七〇八
 天王川櫻……………七〇九
 下新田藤……………七一一
 城之越椋及舊御旅所公孫樹……………七三二七三
 成信坊しでざくら……………七七七
 傳加藤清正草紙掛松……………七八
 片岡春吉銅像……………七九
 氷室豊長和歌並氷室豊長及同陳子墓……………七四八七四九
 大橋秋二作品……………七五七
 卓洲筆蹟木額及同木像……………七〇一六一
 岩井利右衛門旌表式……………七五
 四季の踊……………八五〇
 笹 踊……………八五三
 住 吉 踊……………八五七
 七福神踊……………八五九
 津島祭綱打及同稚兒打廻……………八二一八三
 同宵祭……………八二一八三

同朝祭……………八二一八三
 同宵祭及朝祭屏風……………八二一八三
 七切祭祭車……………八九五
 今市場祭祭車……………八九七
 石探祭祭車……………八九九
 向島祭祭車……………八九九
 鬼 祭……………九〇〇
 附 録
 尾張國海西郡津島之圖
 津島町全圖

津島町史

第一編 總 說

第一章 位 置



津島町は名古屋市の西方二十二軒の處に位し、愛知縣海部郡の稍西北部にあり。東は日光川を距て、神守村に界し、南は永和村佐屋村に接し、西は舊佐屋川の廢川を隔て、立田村に對し、北は佐織村に連る。廣袤東西四軒五分、南北三軒三分、面積十四平方軒八五あり。その形狀恰も蝙蝠の如く、東西に比すれば南北稍短く、津島向島中地日光古川の五大字を有す。而してその中央に近き元標所在地は東經百三十六度四十四分四秒、北緯三十五度十分二十二秒に當つて居る。又交通機關としては名古屋鐵道の尾西線は市街の中央部を南北に貫通して彌富一宮方面と連絡し、尙同鐵道の津島線は名古屋方面に達し、その他縣道は市街を縱横に通じ、運輸交通に便利である。

第二章 地勢 附地質

當地は渺茫たる尾張平野の一劃をなし、土地平坦であつて、太古より木曾川の水流土砂を沈積し、地盤を高めたものである。されば一の山岳丘陵と目すべきものはないけれども、河川は佐屋川、天王川、日光川が當地に關係があるから、これについて述べる。佐屋川は木曾川の支流である。木曾川は王朝時代に屢氾濫して水害を及ぼし、果は美濃と尾張との間に大争擾を醸したこともあることは續日本紀文徳實錄三代實錄等に明記せる通りであるが、その後木曾川は洪水毎に河身を換へ、天正十二年今日の如き有様となつたと傳へ、兩岸各大堤防を築造し、寛永年間以來輪中を構ふるあり、寶曆年間には有名なる薩摩藩の治水工事があつたけれども、尙水害は已むべくもなかつた。かくて明治年間に至りて木曾川改修工事起り、木曾、揖斐、長良三川を分流し、茲に漸く水災の跡を絶つに至つたが、この改修工事の一として佐屋川を埋立て、廢止することゝなつた。佐屋川はもと中島郡十町野に於て木曾川と分れ、海部郡川北藤ヶ瀬と開治との間を流れ、八開、佐織、津島、佐屋、市江、彌富と立田輪中とに沿ひ、五明の北で復本流に合したが、木曾川改修の結果明治三十二年九月その川口、川尻築留工事に着

手し、同年十二月三十一日竣功して廢川に歸した。今はその一部が佐屋川用水路となり、本川の廢堤、廢川敷地は往年木曾川改修敷地として收用せられた地主に開墾の目的を以て拂下げられ、爾來漸次耕地に變じつゝある。

天王川は津島川ともいひ、古昔木曾川の末流で、上流は足立川であつて、津島と向島との間を流れて佐屋川に注いだ。然るに佐屋川の潦水屢溯り、中島海東の二郡に泛溢して水害の多い爲、寶曆九年一旦天王橋を撤して五個の杵となしたけれども、洪水の爲その杵が吹抜けた爲、御國御用人御國奉行兼人見彌右衛門、御勘定元方水野千之右衛門が治水の事を掌り、その時足立川を日光川に疏鑿し、天明五年天王橋の所を築留て堤となし、その上流は開墾して蓮田又は水田となし、下流は佐屋川に連る廣漠たる入江となつた。蓮田は地質最も蓮根の培養に適してその收穫が少くなかつたが、大正年間これを埋立て、人家となり、その北の水田中には新堀を通じて兼平川と稱し、舟楫の便に富み、又下流は佐屋川の廢川となつた結果全く一大沼池と變じ、有名なる津島神社の大祭は年々此處で執行し、現今は天王川公園として四時その風光に富み、頗る清趣に富んで居る。

日光川は當町の東にあつて、中島郡に起り、上流を萩原川といひ、佐織村大字小津で

三宅川、領内川を併せ、神守村大字宇治で目比川を合せ、東南に流れて海に入る。古は小津以南東西二條に分れたが、寛文六年尾張藩の目付役本田久兵衛の設計によりて新川を開鑿し、古川は新田となつた。當時萩原川は根高で三宅川と會し、天王川となつて佐屋川に合流したが、佐屋川の河床高くなり、出水の時は逆水天王川に押入り、又三宅川が破堤することもあつたので、天明六年用人人見彌右衛門、勘定奉行水野千之右衛門、杖奉行武藤加六等萩原川の下流足立川を下起村の西で塞ぎ、新に下起西光坊間の田畝を疏鑿して勝幡の西で日光川に水を通じ、堤を高うして巨川となし、南方蟹江大海用の枵を廢し、水利を善くせんとしたが、費用嵩みその功を果さず半途にして中止した。然るに地方民の愁訴甚しいので文化九年勘定奉行水野藤兵衛が東西の長堤を堅くし、遂に大海用の枵を悉く除いて潮入川をなした爲、水利の宜しくなつたのみならず、又運漕の便を得るに至つた。

次に當地は前述の如くで沖積層より成り、土色は北部淡黄、南部淡黒で、土質は向島は砂質壤土であるが、その他は粘質壤土である。

〔向行記、海部郡誌、草案、經濟更生計畫、尾張志、津島沿革志、海東郡志、津島かゝみ〕

第三章 土地及戸口

第一節 土地

藩政時代には屢檢地を行ひ、土地の境界を釐正し、その廣狹を測量し、段別を定め、品位を糺し、その度毎に檢地帳を作つたが、當地の檢地帳は悉く亡失して、一冊も見當らない。唯津島沿革記集に慶長十三年津島御檢地帳として次の如く記してある。

- 上田反別 九十七町九反五畝二十一步
- 中田反別 六十四町六反三畝八步
- 下田反別 百町九反七步
- 上畑反別 五十六町一反八畝二十一步
- 中畑反別 五十二町四反三畝十一歩
- 下畑反別 二十七町四反三畝二十歩
- 屋敷反別 二十一町一反九畝九歩
- 四百二十八町六反四畝八歩

これは勿論伊奈備前守の檢地の結果であつて、當地は高五千三十二石三斗八合となつたが、正保二年寺社領を除き凡て四分を以て租税とするに定つた所謂正保四ツ概（概）によつて八千四百七十八石八斗五升九合となり、田畑合計四百二十三町五反五畝二十一歩、内田方二百六十五町八反一畝二歩、畑方百五十七町七反四畝十九歩である。これを田畑の等級別等にすれば次の如くである。

- 上田九十八町八反一畝二十七歩
- 中田六十五町二反四歩
- 下田百一町七反九畝一歩
- 上畑五十六町三反八畝十八歩
- 中畑五十二町六反二畝二十六歩
- 下畑二十七町五反三畝二十六歩
- 屋敷二十一町一反九畝九歩

又これを所在地別にすれば次の通りである。

田	畑	田畑合計	所在地
二〇・二・〇・〇八 <small>町反畝歩</small>	三九・二・〇・二四 <small>町反畝歩</small>	五九・四・一・〇二 <small>町反畝歩</small>	小沼口
二六・三・四・二六	二〇・七・四・二四	四七・〇・九・一〇	寺前
一一・二・八・一六	五・三・一・二六	一七・六・〇・二二	立込
三二・五・二・一六	三七・〇・九・二九	六九・六・二・二五	河原毛坪
二八・五・六・二二	一一・三・三・〇五	三九・八・九・二七	深坪
一七・四・一・一七	四・五・二・一八	二一・九・四・〇五	埋田
三七・一・二・一〇	二・九・四・二三	四〇・〇・七・〇三	秋先
一八・九・〇・一八	一〇・四・五・二八	二九・三・六・一六	十願寺
二一・七・四・〇七	二・二・二・一九	二三・九・六・二六	古川前
三一・五・七・〇一	二・一・二・二一	三三・六・九・二二	鷺前
一九・一・二・二一	四・七・一・四	一九・五・九・二五	方六島

外に屋敷方として二十一町二反八畝八歩がある。

以上の本田畑の外新に開墾した田畑が少くない。今その主なるもの、高成年代、別等を次に表示する。

高成年代	高	田反別	畑反別	屋敷反別	地名
寛文十年	六九七二 <small>合</small>		一町反 <small>一三歩</small>		戊新田
延享四年	六二五三	二反 <small>八二六歩</small>	二五〇五		卯新田
寶曆六年	六六〇九	六二八	七〇〇六		子新田
文化五年	一〇六〇七	六五二一	五〇二六		辰新田
文化十二年	二四七五	一九〇一			池埋新田
天保四年	一六一			一畝 <small>一八歩</small>	善海新田
天保四年	三八八	三一五	一六		巳新田
天保四年	二三五〇一			二町反 <small>二二三</small>	古堤巳新田
天保五年	三二三四			三二〇九	潤保新田
天保五年	一四七九			一四二三	潤徳新田
弘化二年	九七五四			四八〇七	弘徳新田
弘化二年	二二八五			一一〇九	山弘新田
正保四年	五〇三七四	三町 <small>二九一九</small>	九七〇七		秋先新田
延享四年	一六六一六	一〇〇〇四	三・四・二五		日光埋田卯新田

而して津島天王祠領高一千二百九十三石六升九合、同所祭祀領車田といふ高一百五十三石二斗五升五合は公領外であつた。

尙現今は當町に屬せざるも、慶長十三年木曾川改修の時津島より開墾したと傳へる津島五ヶ所新田があるから、序にその高を次に記して置く。但し鷹場草平兩新田は天正十七年織田信雄の安井將監に與ふる文書にその名が見えるといふことであるから、古いものと思はれる。

- 町方新田 高千五百石
- 草平新田 高六百二十六石
- 大野山新田 高四百三十八石
- 淵高新田 高百五十七石
- 西川端新田 高八百二十九石
- 鷹場新田 高百八十石
- 新田合計 高三千七百三十五石

その他見越村根高村も慶長以前には津島の地であつた。明治維新後に及び明治六年七月地租改正の令あり、地價百分の三を以て地租と定め、又各府縣をして租税の基本たる地積測量の事を行はしめたので、當地に於てはその檢地帳及地價仕出帳が斷片的に残つて居る。前者は土地の地目、反別及地主を擧げ、たもの、後者は土地の地目、反別地主、高、掬米、貢租、并諸入費、正徳米及地價を記したもの

である。次いで明治九年本縣より各町村に向け反別丈量の事に従事し、地引帳なるものを製してその結果を報告せしめたが、當地のは明治九年八月地引帳が残存し、これには土地の所在地、等級、地目、反別、地主等を認めてある。かくて反別丈量の事完成するや、直に地價取調に着手し、その完了するに及び地租改正地價取調帳を製してこれを縣に報告した。當地に残れる取調帳は明治十一年六月附である。

是より先明治五年二月十五日地所永代賣買從來禁制の處、自今四民共賣買所持するを許す旨布告せられ、次いで同年四月二十四日大藏省より今後地所賣買並に譲渡の時、地券を請ふ者にはこれを製して地主に與ふる旨を令し、更に同年七月四日從來地所々々の者も總て地券を附與し、その代價は田畑を位附に拘らず方今適當の代價を申出でしめ、地券面に記載すべき旨達せられた。地券の發行に伴ひ地所の名稱區別を一定する必要を生じたので、明治六年三月二十五日これが布達を見るに至つたが、その後屢更正する所あり、明治九年六月現在の名稱區別によれば、官有地を四種に分ち、民有地を二種に別つてあるが、地券を發行せるは概ね民有地である。

その後明治十七年に至り更に地籍編纂の事あり、同年三月十七日日本縣乙第四十四號を以て編纂心得書を示し、同十八年三月二十五日までに調製すべき旨を達せられ、を次に掲げる。

官 有 地

地 目	津 島 村		向 島 村		中 地 村		古 川 村	
	反 別	筆 數	反 別	筆 數	反 別	筆 數	反 別	筆 數
縣 社	反 畝 歩 一・八・三・二二	一	町 反 畝 歩 一・八・三・二二	一				
小 社	反 畝 歩 三・六・〇・五	三	二・四・二・三	二			畝 歩 二・二	一
津島警察署敷地	三・二・四	六						
海東郡役所敷地	二・二・〇・〇	四						
小教院建築地		一	八・三	一	反 畝 歩 一・三・三・七	一		
草 生	一・一・〇・九	三	二・七・八・〇・三	三				
塚	四・〇・〇	一〇						
田	一・六	一						
池	九・〇・一・四	三	六・九・〇・四	二				
堤 塘	町 一・四・二・六	三	一〇・三・三・〇・二	二	町 三・四・九・〇・八	一		
道 路	二・七・八・一・五	三	四・五・五・〇・六	三	反 五・〇・〇・一	一	反 七・七・一・〇	三

を稅務署に備ふるこゝなり、同年又田畑地價修正あり、更に同四十三年宅地々價修正が行はれた。
 今明治二十二年編纂津島沿革記集に載せてある各小字毎の反別及筆數を次に掲げる。

字名	反別	筆數	字名	反別	筆數
小沼口	七四 ^{町反} ・六〇〇 ^反 ・〇五 ^歩	一、二四七	杵先	四九 ^{町反} ・〇七 ^反 ・二三 ^歩	四九五
寺前	五〇・八・七・〇・〇	八四三	十願寺	三五・九・九・二・五	五五三
立込	一八・三・一・〇・五	三五三	深坪	四五・三・八・〇・一	七五七
埋田	二五・九・六・一・八	四一四	川原毛坪	八五・四・〇・一・四	一、五八五
古川前	二五・六・二・二・一	四九一	藤浪	二七・五・八・〇・六	七九九
鷺前	三七・七・一・二・一	七三一	有根	一九・三・五・一・六	五八六
方六島	二三・一・七・一・一	三九三	又吉	二四・七・四・二・四	三五八

次に大正八年度末に於ける當地の有租地免租地の地目・反別・地價・筆數を擧げる。

地目	反別	地價	筆數
有租地			
免租地			

地目	反別	地價	筆數
田畑	五七五 ^{町反} ・六五 ^反 ・一五 ^歩	三二四、六七九、三九 ^円	九、六一六
畑地	一二六・〇・五・二・一	三二、〇八七、二八	三、四九二
宅地	一一三・〇・五・三・〇 ^坪	二九七、一六〇、七九	二、六一八
山林	一、四・七・七・二 ^歩	七六、五七	五三
原野	七・五・一・六	六、七九	一五
池沼	一・三・七・〇・三	六、八五	一四
雑種地	三・一・〇・一	二、三一	一四
計	七八二・四・六・一・二	六五四、〇一九、九八	一五、八二二

免租地

地目	反別	筆數	地目	反別	筆數
學校敷地	四 ^{町反} ・四・五・二・五 ^歩	一三六	道	三 ^{町反} ・〇・七・二・四 ^歩	二三一
警察署敷地	三・七・〇・六	五	用悪水路	四・五・五・〇・八	一四二
郡役所敷地	五・八・一・一	五	井	五・一・四	三
鐵道用地	七・五・六・二・一	二八四	計	二一・八・一・〇・八	八四六
墳墓地	一・一・四・一・九	四〇			

更に最近昭和十二年一月一日調査に係る當地の有租地免租地の種別・地積・筆數・賃

貸價格次の如くである。

有租地

種別	地積	賃貸價格	筆數
田	五五八四・四二五 ^反	一五六、〇四三、八二	一〇、〇八七
畑	一一三〇・二一七	二六、九二四、九二	三、四二九
宅地	三〇七、七九八 ^坪	二四四、四四三、八二	三、八一三
池沼	一八・四一三 ^反	二九、〇七	一三
山林	一一・八〇九	四六、八一	三〇
原野	一二・四二四	一四、八九	二二
雑種地	四八七・三〇九	五五三、七六	二八六
計	八二七〇・五二五	四二八、〇五七、〇九	一七、六八〇

免租地

種別	地積	筆數	種別	地積	筆數
學校敷地	一〇・七八一四 ^町	一一〇	役場敷地	・二二一一	・
警察署敷地	・三六二七	二	郵便局敷地	・〇九二二	四

種別	地積	筆數	種別	地積	筆數
傳染病院敷地	・三七二二	二	鐵道用地	七・一七〇二	二九
縣出張所敷地	・六〇〇五	一	用悪水路	二・七八二〇	三九五
水利組合敷地	・〇三〇一	二	溜池	・〇〇二四	一
事務所敷地	・〇三〇六	二	井溝	・〇五一四	三
同倉庫敷地	・一・四一九	四三	計	二五・〇五七六	七三九
墳墓地	・一・四三〇〇	一三八			
道路					

終に昭和十一年四月一日現在の當地の面積を大字別にして掲げる。

大字別面積調

大字名	面積	大字名	面積
津島	五二二四・三〇一・九七七 ^反	古川	二三四・九二四・〇〇 ^反
向島	二五二四・九一六・七八	日光	一五・六二四・九二
中地	二八七・九〇二・九四	計	八二七七・八一〇・六二

〔徇行記、張州雜志、海東郡覺帳、海東郡六段地帳、尾張海東郡誌、名古屋市史、尾州御代官所高田畑免附帳、尾州郷邑稅帳、津島沿革志、津島町役場書類〕

第二節 戸口

當地の戸口の數につき最も古い調査は徇行記に寛文覺書を引用して次の如く記してある。

津島本田方米ノ座堤下筏場下構今市場五ヶ村戸千二百八十二口五千五百三十九その後安永頃の調査は蓬州舊勝録に家數千四百八十七軒餘

とあり。又徇行記には次の如くあつて寛政乃至文政の調査である。

戸千四百三十二口五千七百二十二、編木穢多口百七十四

尙平野春太郎氏所藏古扇面にある戸口は天保頃と思はれるが、次の如く増加して居る。

惣家數千八百六十五軒

惣人數七千四百六十八人 男三千七百八十三人 女三千六百八十五人

明治時代に入つてから當初の戸口は一向に記したものがない。唯明治十一年九月調査向島村戸數四百三十戸、人口千九百四十九人と同村用係より届出でたものがある

のみ。愛知縣海東海西郡地誌には明治十六年頃の統計として戸數二千百八十餘とあり。更に津島沿革記集には同二十二年調査として戸數二千四百五十四戸と記し、次の如く職業別にして居る。

農 業	四百四十七戸	商 業	五百八十九戸
農商兼業	五十五戸	工 業	四百八十八戸
醫 業	十三戸	雜 業	二百一戸
無 業			

又同三十八年調査によれば戸數三千四百戸、人口一萬五千四百八十九人とある。以下當町戸口に關する諸表を掲げて参考に供する。

明治四十一年以來戸口統計表

年 次	戸 數	人		口 計
		男	女	
明治四十一年	二、八二〇	六、四五二	六、六三八	一三、〇九〇
同 四十三年	二、八一六	六、五〇八	六、六二一	一三、一二九
同 四十四年	二、八一六	六、四六〇	六、六四六	一三、一〇六
同 四十四年	二、八二〇	六、四七〇	六、六五八	一三、一二八

職業別戶口表

年次	職業別					計	
	農	商	工	其	他		
大正八年	四八七	一、三三五	五、四七五	三、八六六	二、八〇六	三、三三四	
昭和三年	四八	一、一五二	五、五四六	三、八六二	四、八五三	三、五九九	
同 七年	四六三	一、二九	六、〇三七	四、三五五	六、三六六	四、〇一四	
同 十二年	四六三	一、五二四	八、五三四	四、六五	七、九六三	四、五三〇	
	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口	
	二、五二三	二、五〇六	一、五二四	八、五三四	五七六	四、六五	一、九七八
	二、〇六五	二、四二七	一、一五二	五、五四六	七三五	三、八六二	一、二五五
	二、六五	二、四七	一、三五	五、四七五	六二七	三、八六六	八九五

大字別戶口對照表

年次	大字別									
	津島	向島	中島	地	古	川	日	光	戶數	人口
大正元年	二、三九八	二、一三四	二、一六八	二、一三	七	四三〇	四	二二	二、三九八	二、三九八
同 八年	二、四〇九	二、〇六八	二、五六二	一、五〇	八二	四八〇	五二	二五〇	二、四〇九	二、四〇九
昭和二年	二、六八一	二、二六四	二、八六八	一、八五	九一	五三五	六〇	二八二	二、六八一	二、六八一
同 九年	三、三七一	一、五五五	三、四〇八	二、二七	九	四八八	六三	三三〇	三、三七一	三、三七一
同 十二年	三、五九九	一、八二八	三、六三一	二、七一	九五	五〇一	七一	三七五	三、五九九	三、五九九
	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口

人口異動表

年次	出生		死亡		年次	出生		死亡		
	戶數	人口	戶數	人口		戶數	人口	戶數	人口	
大正十年	五二七	二、八八	二二	昭	六八六	四、二二	一九	昭	六八六	四、二二
同 元年	六〇五	三、四二	三一	和	七〇九	三、七二	二二	同	七〇九	三、七二
同 五年	六三二	三、四四	二八	同				同		

〔津島沿革志、津島かみ、津しまの記、津島町事務報告書、津島町要覽〕

第二編 沿革

第一章 有史以前の津島

當町の地域に最初居住した人類及彼等の遺した文化については有史以前に屬し、記録の上からは何等知ることを得ないが、明治以來の先史考古學の發達は遺蹟遺物の發見を促し、その研究に基いて近時漸く先史時代の文化が多少明になつた。先年當地の七軒家に發掘せられた貝塚は、その埋藏土器より見るも石器時代以後のもので、年代の稍新しいのであるが、併し古代の史實を物語るもので大切なる遺蹟である。次に原史時代の遺蹟としては現今は津島町地内でなく佐織村の中であるが、町方新田の姥ヶ森はそれである。此處には昔から巨石が存在し、近頃齋瓮が出土して確に古墳であるに相違ない。尙城之越の山神社も或は古墳ではあるまいかと想像せられる。又蓮臺寺及外に小沼口より發掘された土器は所謂行基焼に屬し、尙川原毛坪といふ字名は土器の壺の意味で、今もその土地より數多の前と殆んど同種の土器を發掘

し、是等は多く奈良朝を下らないものである。

此の如く當地には有史以前の遺蹟遺物があつて、頗る古き土地であることが分り、又津島神社の祭典中御扉開神事春秋縣田遊神事神葦流神事等は何れも古代祭祀の流を汲むもので、同神社は假令延喜式には載せられざるも、悠久の昔の御鎮座であることを證するものである。

〔愛知縣史蹟名勝天然紀念物報告、愛知縣の石器時代〕

第二章 馬津驛と門眞莊

津島町の屬する海部郡の名は既に正倉院文書天平二年に見えて居るけれども、津島の名は名古屋市中區門前町七寺藏承安五年の奥書ある大般若經の勸請文に見えるのが最古である。吾妻鏡文治四年二月二日條には尾張國津島社の文字あり、次いで三寶院文書弘安五年七月散位長谷部宿禰等注進狀に津島村とあり、又鴨長明は

伊勢人はひかこしけり津島より

甲斐川ゆけは泉野の原

中務卿親王は

けふの日にいかにそへよと船人の

つしまのわたり風もこそたて

西行法師は

つしまより棹さしくればなかふなる

かい河過ていつみのゝ原

と詠んで居つて、何れにするも津島といふ名の文献に表はれたのは平安朝末期乃至鎌倉初期である。

而して津島の名稱の出所として、尾張國地名考には和名抄海部郡の郷名に津積と志摩とがあつてこの二つを取り合せて津島と呼ぶこととなつたとあるが、この地は伊勢より尾張に渡る要津であつて、地名もそれより出でたと思はれ、王朝時代に榮えた馬津驛又は馬津湊が何時しか廢せられて、これに代つて現はれたものであるまいか。即ち馬津の文字は平安朝末期になると更に見えすして、津島の文字が現はれて來るのであるから、馬津は何か地變の爲港としての效用のなくなつて、爾後は津島がこれに代る交通の要衝として現はれ、従つて桑名との連絡航路も津島渡といふに至つたものと思はれる。

當地は王朝時代以來何れの莊園に屬したかといふに、眞野時繩の藤島志等には門

眞莊となし、張州府志には日置莊とせるも、吾妻鏡文治三年十月二十六日條に尾張國日置領とあり、その翌四年に前記の如く津島の文字のある所より推せば、二ヶ所夫々に存したと見るべく、門眞莊であつたと思はれる。而して門眞莊に上下の區別があるが、上門眞莊は葉栗郡に屬し、當地は下門眞莊である。門眞莊については看聞御記に、應永二十八年十月三位入道通光の子持經が私行の問題に依つて朝廷の出仕を止められ、その所領門眞莊を沒收せられた時、通光がその爲に老後餓死に及ぶべきことを歎願して、莊の半分を安堵せられたことが見え、下門眞莊については眞清田神社神庫の大般若波羅密多經（現今はなし）の奥書に尾張國下門眞莊津島牛頭天王宮大般若經應永卅二年孟冬初二日とあるのみで、（下門眞莊三腰村門眞莊、河野郷のことは除く）又大橋系圖には平家貞の子大橋貞能が源頼朝より安堵の下文を受け、海部郡門眞莊を永代に給せられて、津島に永住したとあるが、これは確證が無い。〔名寄、夫木抄、秋寐覺、尾張志〕

第三章 四家七黨の活動と室町末期の津島

吉野朝時代に於ては熱田大宮司が終始官軍に屬して、官方を援助したが、津島では大橋定省や堀田正泰等が官軍に屬した様である。元來大橋氏は平氏の出で、鎌倉時代

よりこの地に居り、堀田氏は中島郡堀田村に居つたのが後に津島に移つたと傳へ、共に土地の豪族である。浪合記によると、後醍醐天皇の皇子宗良親王の御子尹良親王は應永三十一年八月十五日信濃大河原に於て自害あり、次いでその子良王は永享七年十二月朔日の信濃浪合の合戦の後三河を経て同月二十九日津島に來り、大橋定省が奴野城に入り給うた。津島の四家たる大橋、岡本、恒川、山川及七黨（七苗字といふ）たる堀田、平野、服部、鈴木、眞野、光賀、河村の外、津宮、宇佐、美開、田野々村も御供をなし、これを合せて津島十五家といふ。後佐屋邑の臺尻大隅守が船一艘に乗じて良王に向はんとしたのを十一黨の者は十艘の船を以てこれを擊沈し、その一類を悉く打取つたとある。本書については古來色々議論があるけれども、單に架空の小説とのみ見ることは出来ない。津島に津島地方に行はるゝ家傳系譜、口碑等に基いて記したものに相違ない。津島の傳説、口碑は要するに南朝の皇胤遺臣遺蹟で充ちて居つて、津島の神職は大體南朝の皇胤か、或は供奉の輩即ち四家七黨の者に關係があり、町民の頭立ちたる者は皆良王に供奉した武士の子孫と傳へ、系譜に此の如く記載せられ、且夫等の家は皆津島の舊家として村の名譽職を勤め、或は苗字帶刀を許され、世の尊敬を受けて居り、又物件としては奴野城の跡といふ所あり、良王の墓と稱するものあり、大龍寺、瑞泉寺等があ

つて、大龍寺殿とは尹良親王の法名、瑞泉寺殿とは良王の法名で、各その位牌を奉安して居る。

これを要するに此の如くなつたのは、古來南朝の遺臣たる傳説のある所に尹良親王等の話が世に出で、その大河原合戦の話など、結付いて、親王及其の子良王の寺が成り、位牌も出來たこと、思はれるが、是等によつて直に尹良親王、良王御父子の事蹟を信じ、津島に居住せられたと立證することは困難で、唯四家七黨の徒が宮方に味方したことは信すべきである。

當時に於ける津島の有様は明に知ることは出來ないけれども、一方津島神社の門前町として、他方には東海道の要津として相當の繁昌したものと思はれる。即ち津島神社は疫病禳除の利益ありとて篤信者多く、日本總社と稱し、後には二十餘國にその檀方があるに至つた程であるから、參詣者の群集したことなるべく、又津島渡としては既に鎌倉時代以來海道往復の通路となつて旅人の往來少くない。殊に大永六年津島を通過した宗長手記には當地の事について左の如く詳しく記して居る。

おなし國津嶋へたち侍る、旅宿は此處の正覺院領主織田霜臺息の三郎禮とて來臨、折紙などあり、宿坊興行、

つゝみ行家路はしけるあしまかな

此處のをのゝ堤を家路とす、橋あり三町あまり、勢田の長橋よりは猶遠かるへし、およひ洲俣河落合近江の海ともいふへし、橋のもこより舟十餘艘かさりて、若衆法師誘引、此河つらの里々數をしらす、

戰國末期に至り織田信長、同信忠、同信雄、豊臣秀吉等は津島神社に對する信仰篤く、社殿の造營、祈願寄進等があり、又大龍寺へは信忠、信雄等より課役、竹木伐採、祠堂田畠之違亂等を禁止し、尾張の爲政者と津島との交渉少からず、從つて當地は繁榮し、永祿の頃數多の富豪が居住し、質屋の經營をなしたことが太閤記に見えるが、その後清須の繁盛に吸収された爲か次第に衰微したので、豊臣秀吉は文祿三年十二月十四日發布の御條數に於てこれが挽回策を講じて居る。その文次の通りである。

一、つしますいびに付て、五年之間諸役一圓に御免被成候、然者市をも相立させ富貴仕候様に可被仰付、左候とて他郷之百姓一人も不可有之事、

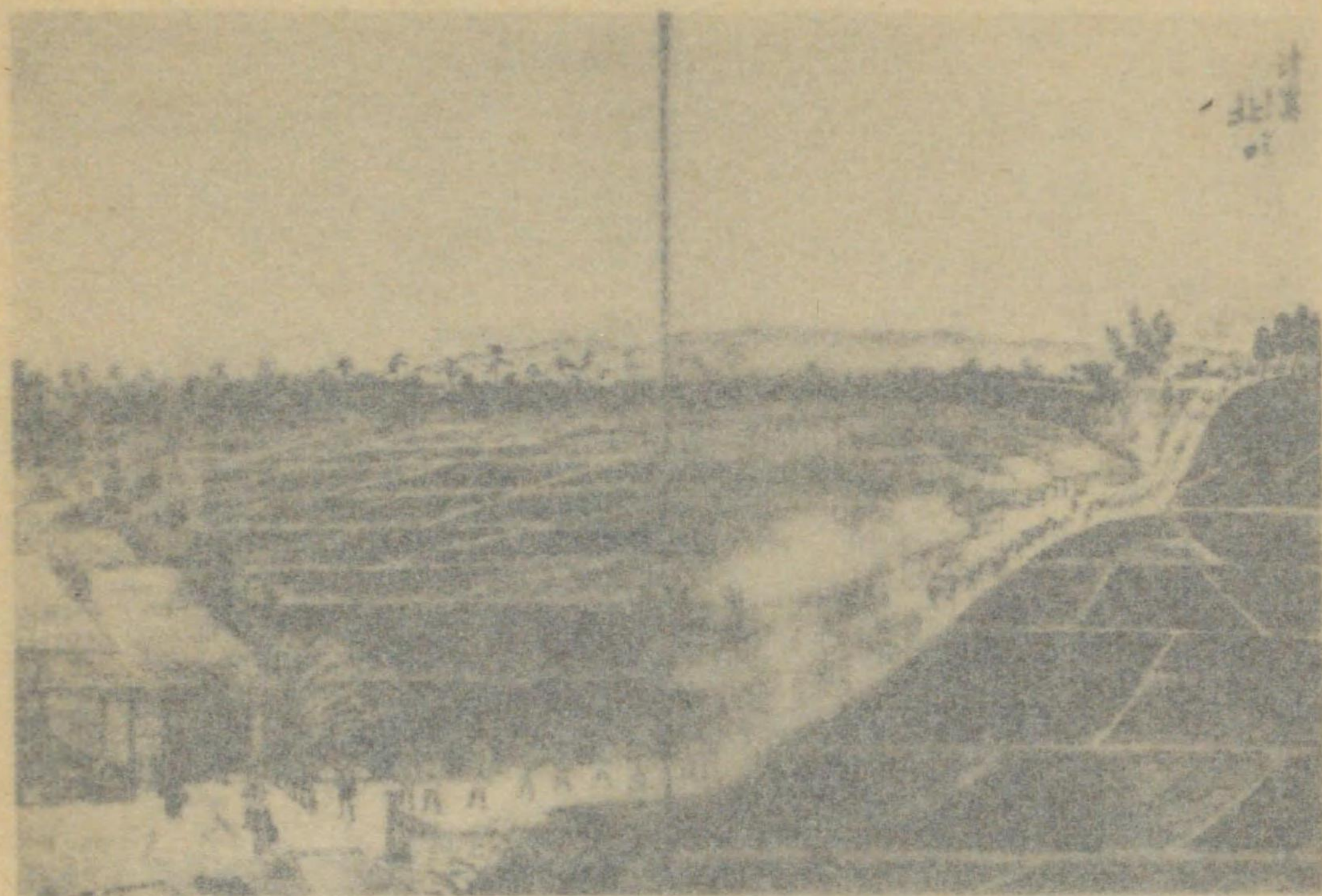
即ち五年間の諸役を免除し、且市を立てさせて居るが、農民の都市集中を患ひ、その移住はこれを禁じた。この時當地は代官がこれを支配したが、藩政時代に於ても引續き代官の所轄であつた。

〔駒井日記、津島神社書類、張州雜志〕

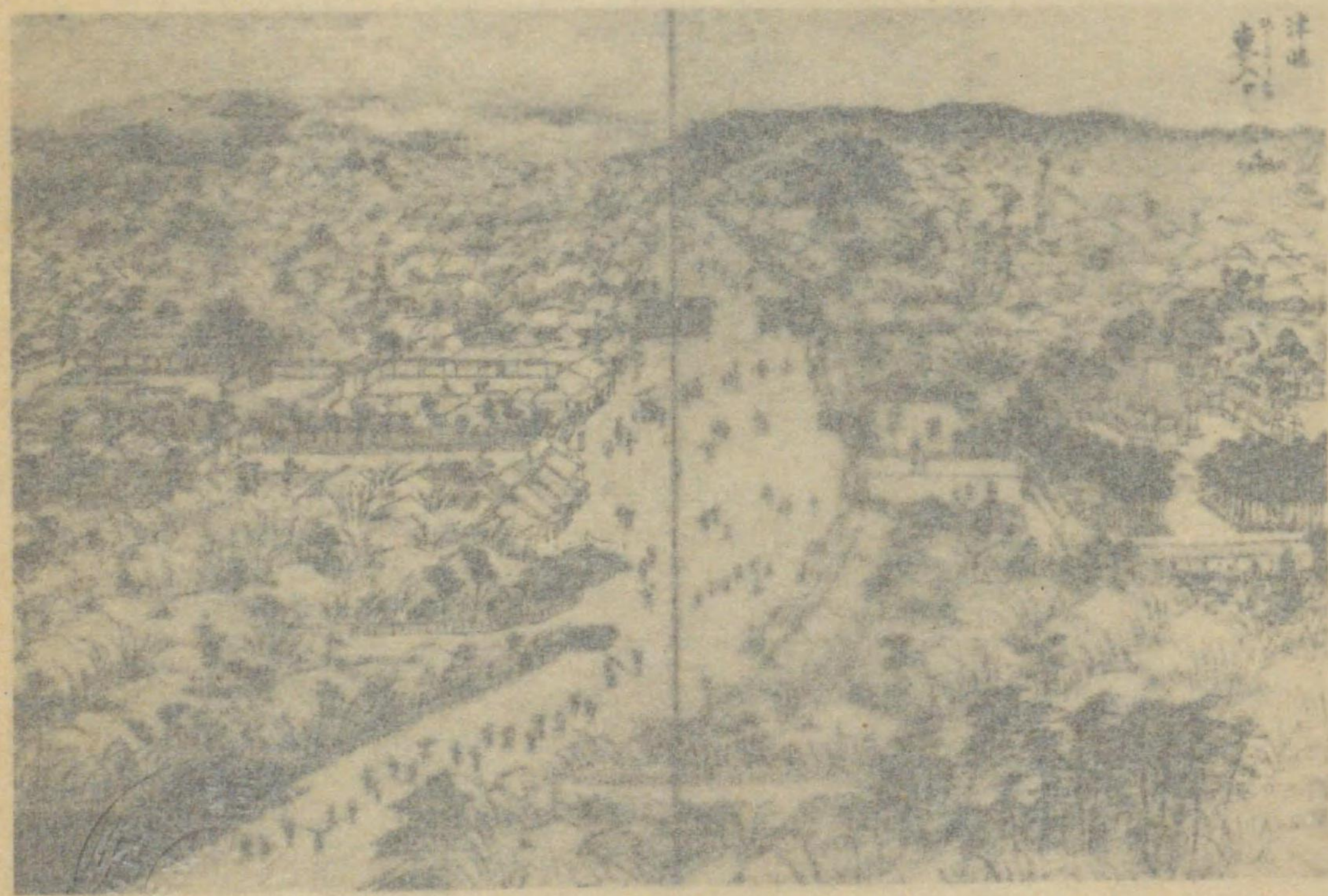
第四章 藩政時代の津島

藩政時代の初め尾張藩は代官をして藏入地を郡奉行をして給地を治めしめたが、津島町方は藏入地向島は神領であつた。而して津島の代官の文献に見ゆるものに慶長に山崎惣左衛門、元和に藤田民部、明暦に山口八郎右衛門、寛文に山本助右衛門、勝野太郎左衛門、村瀬彦左衛門、貞享に三浦又太夫、奥田彦九郎、元祿に梶又左衛門、加藤市郎兵衛、寶永に服部重兵衛、寶永正徳の交に三宅善八、享保に河村嘉左衛門、元文に飯島十左衛門、延享に浅井茂左衛門、寶暦に土岐市右衛門、柴山百助あり、その他年代不明なるも鈴木九左衛門も代官であつた。

然るに是等の代官は管地に在勤して親しく政務を執るのでなく、唯名古屋にある國奉行役所の内にあつて事を視るに過ぎなかつたので、その民情に疎き弊を改めん爲、天明の初年代官をして各管地に居住せしめ、郡奉行を廢し、代官をして藏入給地共に支配せしめた。かくて當地は天明元年五月に置かれた佐屋代官の管下に屬し、明治四年その廢止に至るまで繼續した。この代官の支配高は七萬四千三百三十八石餘、村數は百七村であり、その職務は給地藏入寺社領に亘つて直接人民に接し、收稅・訴訟・土



津島北口の代時政藩



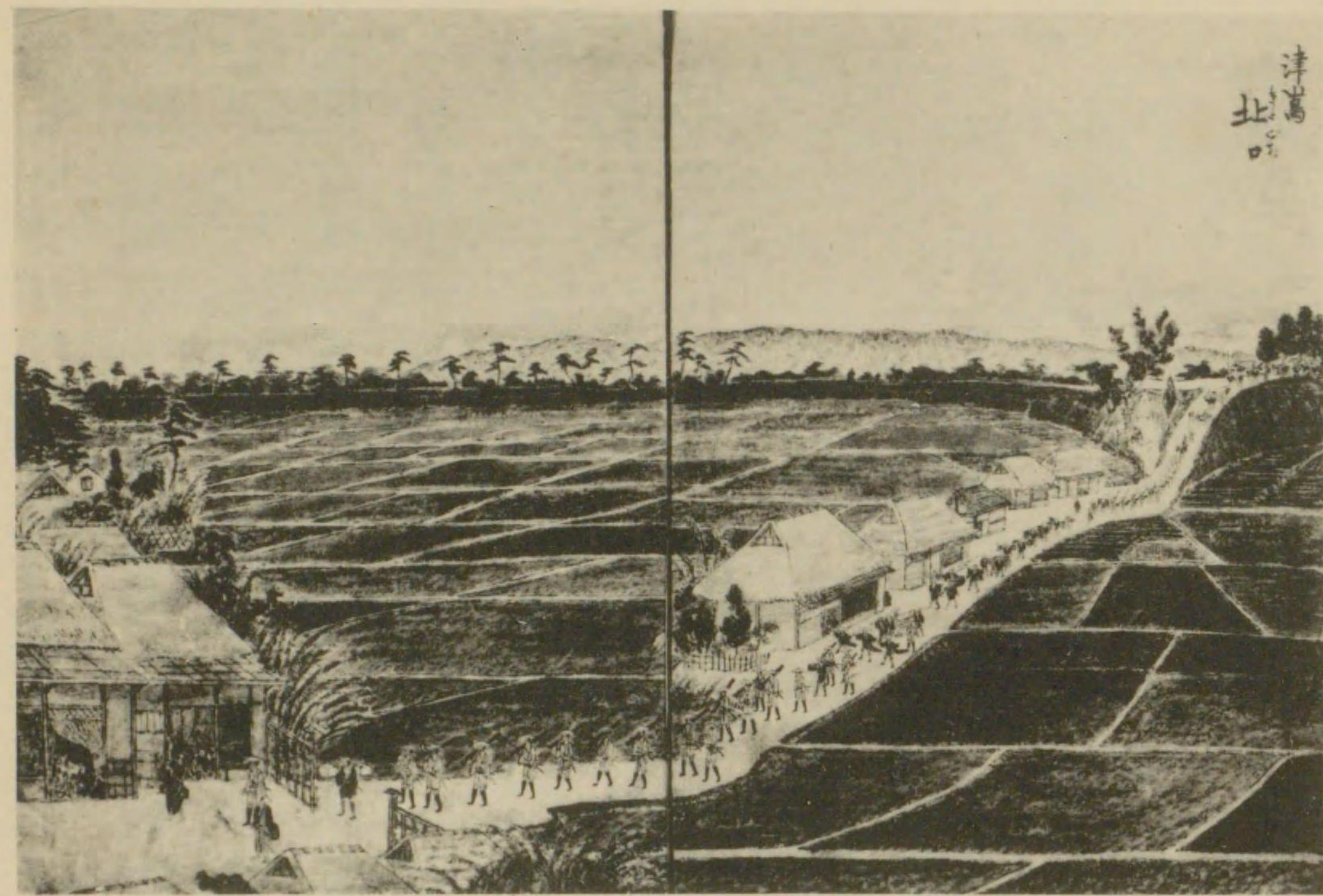
藩政時代の津島東入口

上下名古市屋木村國次氏高力種信津島所藏

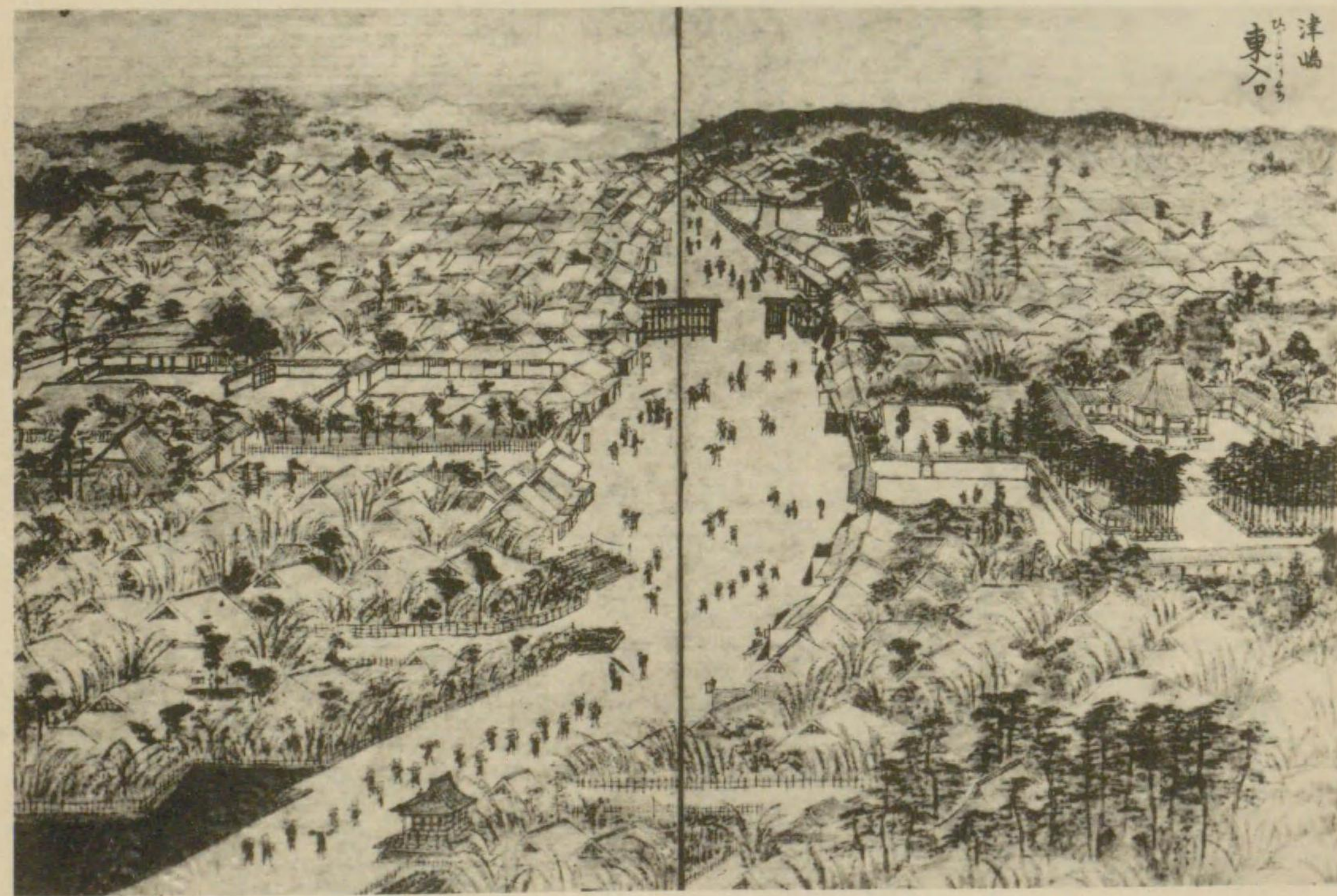
第四章 藩政時代の津島

藩政時代の初め尾張藩は代官をして蔵入地を郡奉行をして給地を治めしめたが、津島町方は蔵入地向島は神領であつた。而して津島の代官の文献に見ゆるものに慶長に山崎惣左衛門元和に藤田民部明曆に山口八郎右衛門寛文に山本助右衛門勝野太郎左衛門村瀬彦左衛門貞享に三浦又太夫奥田彦九郎元祿に梶又左衛門加藤市郎兵衛寶永に服部重兵衛寶永正徳の交に三宅善八享保に河村嘉左衛門元文に飯島十左衛門延享に淺井茂左衛門寶曆に土岐市右衛門柴山百助あり、その他年代不明なるも鈴木九左衛門も代官であつた。

然るに是等の代官は管地に在勤して親しく政務を執るのでなく、唯名古屋にある國奉行役所の内にあつて事を視るに過ぎなかつたので、その民情に疎き弊を改めん爲、天明の初年代官をして各管地に居住せしめ、郡奉行を廢し、代官をして蔵入給地共に支配せしめた。かくて當地は天明元年五月に置かれた佐屋代官の管下に屬し、明治四年その廢止に至るまで繼續した。この代官の支配高は七萬四千三百三十八石餘、村數は百七村であり、その職務は給地蔵入寺社領に亘つて直接人民に接し、收稅訴訟土



藩政時代の津島北口



藩政時代の津島東入口

上下名古屋市村木國次郎藏氏高力種信津島詣所載

木追捕等を掌り、その施政の善悪は人民の利害に多大の関係があるので、藩からは屢、訓令が發せられ、手代、足輕等に至るまで公平清廉を旨とし、懇切に百姓を誘導すべきを戒告した。

又裁判に於て微罪は代官が判決するが、津島神主領内の百姓の訴訟は古來神主が判決して後、寺社奉行へ通達するのが通例であつた。訴訟は成るべく當事者相互の示談に任す方針で、調停の途なき場合に限つてこれを受理したが、天明三年八月代官に與ふる指令に「親へ孝行、兄弟むつまじく、親類にしたしく、百姓相互に不實の取計無之、老人子供やもめの類、或は貧窮を惠み候様、能々令教授者、公事出入、盜賊類、都而惡事は起間敷筈之事候」といひ、父子兄弟叔姪間の訴訟の判決は人倫を亂すものとして、多くは示談仲裁に任せてこれを受理せざるを方針とした。

當地の行政を實地掌つたものは庄屋であつて、その上に總年寄役年寄役あり、代官の指揮命令に従ひ、官民の間に介在して、公事に周旋貢獻し、以て地方行政運用の機關となつた。總年寄、年寄には庄屋を兼務したのもある。又その下に組頭を置き、各その組の住民を戒告し、勉勵してその本業に努め、且相互自治の本務につき、延いて村内の安全と生活の安定とに當らしめた。是等の村役人については更に記録がないので、僅

に種々の文献中散見したものを次に掲ぐることにする。

庄屋は津島神社にある慶安五年承應元年辰十一月五日庄屋年寄連署状に、庄屋として平八・勝五郎・七兵衛・猪兵衛・才兵衛の五名あるのが初見であつて、次には元祿三年六月四郎右衛門・甚右衛門・傳七郎・仁兵衛・嘉兵衛の五名が古今出庫彌富町衛之上服部尙彦兵衛藏に出て居る。その以後のものを年代と共に次に列挙する。

年 代	氏 名	年 代	氏 名	年 代	氏 名
享保 八年	市郎左衛門	文化 三年	大橋源三右衛門	天保 十二年	浅井 作十郎 <small>年寄兼</small>
寛保 三年	野田 兵内	文化 八年	渡邊 新兵衛	天保 十五年	山田 權右衛門 <small>年寄兼</small>
寶曆 六年	服部彦右衛門	文化 十一年	渡邊 新兵衛 <small>年寄兼</small>	天保 元年	堀田 德右衛門 <small>年寄兼</small>
寶曆 七年	野田 兵内 服部彦右衛門	文政 二年	渡邊 新兵衛	嘉永 元年	井澤 左衛門 <small>年寄兼</small>
天明 元年	甚右衛門	文政 五年	渡邊 新兵衛	安政 六年	服部 喜兵衛
享和 年中	大橋源三右衛門	天保 三年	横井 半六 <small>年寄兼</small>	慶應 元年	大橋 小兵衛 <small>年寄兼</small>
寛政 元年	貞藏	天保 十年	堀田 德右衛門 <small>年寄兼</small> 大橋源三右衛門	慶應 四年	大橋 彦兵衛 <small>年寄兼</small>
				明治 四年	服部 治右衛門 <small>年寄兼</small> 井澤 左助 <small>年寄兼</small>

庄屋の内神領庄屋といふは津島神社の神領を管したもので、嘉永三年源藏、文久元年

年加藤儀藏あり、年代不明のものに武吉源右衛門、坪内藤兵衛、加藤庄藏等があつた。

惣年寄年寄の職掌は分らないが、惣年寄中年代の明なるものに明和六年渡邊利兵衛、文化十一年文政二年渡邊新兵衛、天保十年堀田徳右衛門、天保十二年大橋源三右衛門、年代不明のものに大橋武左衛門がある。又年寄は津島神社にある慶安五年承應元年辰十一月五日庄屋年寄連署状に年寄として忠兵衛八郎左衛門、七郎右衛門、源三右衛門とあり、その他年代の明なるものに正保二年大橋源三右衛門、寛政元年大橋源三右衛門、河村武兵衛、文化十一年大橋源三右衛門、文政二年大橋順助、天保三年横井半六、天保十年大橋源三右衛門、天保十二年浅井作十郎、山田權右衛門、天保十五年堀田徳右衛門、慶應元年大橋彦兵衛、慶應四年服部治右衛門、明治四年井澤左助、年代不明のものに服部治郎兵衛、浅井作左衛門がある。

庄屋の下に屬し直接民治に當つた組頭は更に定員も分らないけれども、年代の明なるものに寛保三年林右衛門、三十郎、寶曆六年善左衛門、文政五年外助、天保十二年外助、彦兵衛、彦四郎、勘左衛門、天保十五年彦兵衛、年代不明のものに助左衛門、太左衛門、市郎兵衛、儀左衛門、半六、傳右衛門、太七、傳七があり、又同じく年代不明ではあるが、北口分、太左衛門、堤下分市兵衛、橋詰分儀左衛門、辻分半六、中島分傳右衛門、米之座分長藏とあ



る記録があつて、各方面毎に組頭のあつたことが分る。

當時津島は年貢米・給入米の積出地で、承應二年には五十ヶ村の米を搬出することにもなつたと共に、引續き桑名に渡る港津であるが、川口が淺瀬となつた爲、寛永十一年將軍家光上洛の時佐屋街道を開き、熱田より陸路佐屋に至り、佐屋より船を以て桑名に渡ることとなり、佐屋に川口番所を置き、寛文六年津島の川口にあつた湊船の高札を佐屋の川口に移し立てたので、諸大名も此處を往來する様になつた。併し猶貝原益軒の如く、佐屋より乗船するよりも津島からの方を便利として、津島から乗船して下つこともあり、又元祿六年より津島神社參詣の旅人に限り津島より桑名への渡船に乗ることとしたが、寶永の大震災によつて佐屋川の川底が著しく隆起し、是より津島は全く船舶の出入は不便になつた様である。

右の如く湊は無用となつたけれども、津島神社の朝野に於ける信仰は愈篤く、講社を結びて團參する者も少からず、加ふるに機織の業漸く起り、當地は尾張西部の一心地として昔に變らざる繁榮を持續した。

〔張州雜志、徇行記、津島神社書類、大龍寺書類、淨蓮寺書類、津島町役場書類、大橋芳吉氏書類、大橋國富氏書類、關谷徳右衛門氏書類、若山もち氏書類、服部海治郎氏書類、貢額帳、平野常吉氏談〕

第五章 町村名の起原

第一節 津島管下地の地名

凡そ地名の起因する所實に千種萬様にして、或は開發者の名に基くもの、或は社名寺號より來れるもの、又位置形狀によつて名けられたものなどがある。依つて各土地の名稱につき敘述する所あらんとするが、これに先ち往古以來津島といふ地域内に如何なる地名があつたかといふことを初めとし、明治維新以來の管轄區域の變遷について記すこととする。

當地は文明の頃より津島五ヶ村と呼んだ。五ヶ村とは米之座・燈下村・今市場村・筏場村・下村これ、眞野時綱は五ヶ村各十王堂あり、米之座は北口にあり、燈下は橋詰町西方寺にあり、此寺今は布屋に移る。筏場は西福寺の門掖にあり、延享四卯四月、燒失後なし。今市場と下村とは各町尻にありといひ、蓬州舊勝録には津島九町とて片町・橋詰・塘下・上切・米ノ座・坂口・高町屋・今市場・厨子町を擧げ、張州雜志には津島町之名として左の二十九町を載せて居る。

橋 詰 坂 口 高 町 厨 子 中 嶋 下 構 片 町 筏 場

今市場 金燈籠 堤 下 上 切 米之座 北 口 麩 屋 布 屋
 的 場 小之座 池之堂 小 沼 百 躰 中 野 平野戸 上河原
 江 口 車河戸 西御堂 船 戸 高屋敷

尾張志には大體これと同じであるが、金燈籠堤下・中野・車河戸なくして、燈下町・横町・王之瀬・古鐘平堤があり、蓬州舊勝録の町名の擧げてある所の津島九町には米之座・的場・百躰・中野・平野戸・江口・西御堂なくして、兩家王のせこ地方米の木町上・おりと御堂のせこ・辻町外をづま小厨子下街道があり、藩政時代には大約四十ヶ町あり、これは市街地即ち町方である。又向島は神領地に屬する。枝村には松川中地・祖父池・五軒屋彦作新田、以上町方の枝村、鷺前新田・埋田・七軒家・上新田・河原右馬太夫新開下新田、以上あり、尙津島五ヶ所新田とは町方新田・草平新田・大野山新田・淵高新田・西川端新田・鷹場新田である。明治維新以降現在當町に屬する處は津島村向島村中地村の全體と、後他村より編入せられた日光及古川であつて、五ヶ所新田は佐織村の管轄に歸した。明治二十二年に於ける津島村の小字は津島沿革記集には次の如く十四あつて

小沼口 寺 前 立 込 埋 田 古川前 鷺 前 方六島 杵 先
 十願寺 深 坪 川原毛坪 藤 浪 有 根 又 吉

又その小字の下にある小名として次の様に記してある。

字	名	小	名
小 沼 口	廣野・藤ノ木・熊ノ宮・相談ケ森・櫓下		
寺 前	野間・柳原・投箱		
埋 田	恩祥寺		
鷺 前	馬捨場		
杵 先	高知山・鬼カ島		
十 願 寺	猿屋		
川 原 毛 坪	茶木原・釜ガ池		
藤 浪	良家・源公・王ノ瀬古・奴野谷・御殿跡		
有 根	新宮・代官屋敷		

かくて現在に於ては町名も明治以降激増し、大字津島・大字向島及大字中地にある町名は次の如くである。

大字津島

兼平	津島口	昭和町	幸町	田所町	北町	松原
城之越	真王町	又吉町	片岡町	米之座	米之座	鈴惠町
的場	竹田町	浅井町	新町	金町上ノ切	上河原	高屋敷
高井町	關谷町	本町	神樂町	堤下	東金町	西金町
東小之座	西小之座	布屋	麩屋町	池之堂	西小沼	東小沼
相生町	新榮町	稻葉町	高町	坂口	横町	東門前町
橋詰一丁目	橋詰二丁目	橋詰三丁目	橋詰四丁目	橋詰五丁目	片町一丁目	片町二丁目
片町三丁目	片町四丁目	下片町	筏場西ノ切	筏場東ノ切	瀨古	西御堂東切
西御堂西切	江口	船野	薬師	皆戸	八幡	厨子
上中島	中島	中野	下町	日吉町	藤川町	上中
永樂町	下中	上中	中構	下構	日ノ出町	末廣町
榮町	今町	大中	新中	寺構	屋満登	小中切
朝日町	稻垣町	停車場町	戎町	照町	平ノ戸	曙町
櫻ノ町	東進町	初日町	藤島町	埋田	愛宕	南津島町
七軒町	新開	下屋敷				

大字向島

上ノ町	西上ノ町	中ノ町	新中町	北馬場町	西馬場町	東馬場町
居森町	西塚町	東塚町	南門前町	瑠璃小路	上新田	河原

下新田 宮前町

大字中地

中地 下中地 住吉町

然るに是等の町名は藩政時代以來の名を襲用するか、又は明治以降新しく私に稱へたものに過ぎないので、公稱たる小字名は別にあるから、大字別にしてこれを次に掲げる。

大字津島

- 小沼口 イノ割よりツノ割まで
- 寺前 イノ割よりルノ割まで
- 立込 イノ割よりニノ割まで
- 古川前 イノ割よりニノ割まで
- 鷺前 イノ割よりリノ割まで
- 方六島 イノ割よりニノ割まで
- 埋田 イノ割よりヘノ割まで
- 深坪 イノ割よりチノ割まで
- 杵先 イノ割よりトノ割まで
- 十願寺 イノ割よりトノ割まで
- 川原毛坪 イノ割よりカノ割まで

有根 イノ割よりヘノ割まで
藤浪 イノ割よりヌノ割まで
又吉 イノ割よりニノ割まで

大字向島

城山 申塚 観音原 須賀脇 河田 松ヶ下 一本木
内林 居森 江東 五反田 新曾 江西 吉作
狐島 大繩

大字中地

布袋松 古堤 なか中 ひたし湛 東中地 西中地 千本松 松下

大字古川

吹上 洲山 中 なか中 ひたし湛 東中地 西中地 千本松 松下
竹腰 金前 上割 川原 角田 汁江

大字日光

上江代 日光 東浦 上山

耕地整理前

この中津島町耕地整理組合に加入せる地域即ち市街地以外の所は、耕地整理の結果昭和十年乃至十一年に換地處分に及び、或は小字名を變更し、或は編入換をなしたから、今整理前の小字名と整理後の小字名とを夫々大字に分類して掲ぐることにする。

小沼口 寺前 川原毛坪 有根 有根口 深坪口 深坪
立込 埋田 杵先口 十願寺 古川前 鷺前 方六島
(以上大字津島)

東中地 西中地 中 湛 布袋松 松下 千本松 吹上
(以上大字中地)

耕地整理後

幸野 藤里 良王 東小沼 東高畑 寺前 柳原
東市場 西市場 立込 川原毛坪 蓮池 大慶寺 元畑
埋田 深坪 東愛宕 西愛宕 愛宕 杵前 十願寺
元寺 鷺前 北新開 南新開 新開 中 湛 東中地
(以上大字津島)

大慶寺 元畑 古堤 布袋松 東中地 南中地 千本松
吹上 中 湛
(以上大字中地)

此の如く小字名はあるけれども、大字津島の如きは町名を用ふる方便利であるから、町民は多くこれに従うて居るので、今参考の爲大字津島に於ける町字と小字名との對照を掲ぐることにする。

兼平・北口(藤浪リ・ヌ、小沼口ニ・ホ・ヘ・ト)
米町・松原・城之越・高屋敷(藤浪ト・チ・リ)

的場^{竹田}町 布屋^麩屋池之堂 小之座 藤浪^{ロ・ハ・チ}

本町 堤下 金町 藤浪^{ハ・ホ・ヘ・ト}

上河原 小沼^{相生町停車場 町或町稻垣町} 藤浪^{イ・ロ・ト} 小沼口^{ラル}

橋詰 坂口 高町 藤浪^{ニ・ホ・ヘ}

片町 横町 筏場 有根^{ハ・ニ} 藤浪^{ロ・ホ・ヘ}

西御堂 江口 瀬古 有根^{ハ・ニ・ホ}

今町^{旭町平ノ戸町} 藤浪^{イ・ロ・ホ} 有根^{ホ・ヘ} 小沼口^{ル・ヲ・ツ}

厨子 中島 船戸 皆戸 八幡 薬師 有根^{ハ・ホ}

中野 下構^{上構日吉町日出町} 有根^{イ・ハ} 川原毛 坪カ

愛宕 埋田 新開 下中地 深坪 イ 古川 前イ 鷺前^{ニ・ホ・ヘ} 有根^ロ

初日町 上屋敷 下屋敷 無番 川原毛 坪^{ニ・ホ・ヘ} 藤浪^{ロ・ハ} 小沼口^{ハ・ト} 有根^{ホ・ヘ}

〔張州雜志、尾張志、津島町役場書類、津島町字別圖、津島耕地整理組合報告、津島沿革志〕

第二節 地名の由來

當町の字名又は町名中古くよりその名があつて、由來の明なるもの及その他に

いて次に掲げる。

向 島

もと神島ともいつたのは津島神社鎮座の地である故で、向島とは津島村の川を隔て、對岸の向なるを以てある。藩政時代には向島一圓高一千二百九十三石六升九合の地を幕府より寄附せられ、神領地であつて、神職の邸宅多く、久しく獨立の村であつたが、明治二十二年町制實施に及び、津島町の大字となつた。この内には現今西堺西馬場^{以上二町内を福宜町といふ} 東堺東馬場^{以上二町内を裏方といふ} 北馬場 居森等の各町がある。

中 地

尾張國地名考には元町方新田の支村なりとある。明治九年分離して中地村と稱したが、同二十二年十月町制施行に當り、津島町に屬した。上中地^{さばなかち} 下中地^{したなかち}の二に分れ、住民皆農を業とする。

日 光

明治二十二年九月二十四日諸桑村 宇治村 中一色村 下切村の内各字日光と稱する地を分つて津島町に併せ、同四十一年九月三十日大字日光と改稱した。津島市街を距ること約半里の東方にあつて、人家は日光橋の西及日光川の堤防に沿ひ、商業を營む

者が多い。

古川

尾張國地名考に古川諸桑も一圓なるを近世二村とせる成るべし古川正字なりとあり尾張志には昔の木曾川筋の末の年経て瀬替り里となりたる故かく號くとある。下街道に沿つた處は商業を營む者もあるけれども大體農家が多い。明治二十二年十月町村制施行の時諸桑村と合併して諸古村となり同三十九年七月佐織村の成るやこれに屬したが、大正十四年四月佐織村を離れて津島町管轄に移つた。

兼平町

佐織村より當地に入る縣道^{上街}の最北であつて昔は鐘平堤といつた。應永十年十月牛頭天王の撞鐘を鑄た所であるからかく呼んだのである。一に才勝といつたのは皂莢^{さいかち}の木があつたからである。享保の頃は家もない堤であつたが、元文の頃庄八といふ者一戸ありその後漸く二人集り三人集つて今は家續きとなつた。

北町

元は北口といつた。兼平の南に續く津島の北口であつたからである。

米町

米之座ともいふ津島五ヶ村の一で北町の南にある。昔日米の間屋があつた故で、市神の社が鎮座する。

米地方

略して地方と呼ぶ。

本町

もとは上切といひ或は神切の義であるといひも堤下の一部であるが、明治維新後にかゝる町名を附した。

堤下

昔は燈下又は塘下とも書き津島五ヶ村の一である。

坂口

津島第一の高地である。

高町

もとは高町屋と呼んだ。この地の南北は筏場池の堂とて共に水邊で低い地であつたが、唯この町のみ堤の如くであるから、高町屋といつたのである。

厨子

今市場の角邊二三戸の處を昔辻町といつたが、今その名はない。

中 島

厨子・中島を五ヶ村の時下村といつた。今は上下二つに分れて居る。

下 構

昔下村の南に新在家を建て下之前しもがまえと呼んだ。構は填字である。今は下町・上中町・下中町・日吉町・上構町・下構町・榮町・日出町の八町に分れる。

今 市 場

昔は下街道の入口であつて馬を賣買したから馬市場といつたのが轉じたとも、又米之座の外に新市場を立て今市場と呼ぶともいふ。津島五ヶ村の一であつて、今は朝日町・新中町・大中町・小中町・今町・寺町の六ヶ町に分れる。

平 の 戸

もとは平野黨と書いた。永享以來平野氏の武士等住居せる故にかく名けた。今市場の南にあつたが、今は一向この稱を用ひない。

筏 場

昔筏の繋ぎ場であつたから名ける。今市場より西して天王川に出る町筋である。津

島五ヶ村の一であつて、今東西に分れる。

松 原

巡見街道の西の方南北に通ずる道路の北端で、近來人家が建並んだ。

城 の 腰

松原の南にある。

高 井 町

高屋敷の西部、今分れてかく呼ぶ。

高 屋 敷

津島御殿があつたから名けたであらう。御殿山には今山神を祭つてある。

上 河 原

銅燈籠の北を昔下河原と呼んだが、今は呼ぶ者がない。堤下町の邊である。

片 町

正字は鴻町であらう。百年前まで津島川へ潮さしたりといふと尾張國地名考にある。今一丁目より四丁目までに分れる。橋詰より南である。

橋 詰

坂口より西に曲つて津島神社へ參詣する本道である。昔天王川に橋のあつた時の橋詰であるから町名に呼んだ。

金町かなまち

今東西及上ノ切の三に分れる。もとは燈下の内であつて、一に銅燈籠かどろうと呼んだのは今の東金町である。昔此處に津島神社の銅燈籠あり、その舊蹟今の堤下社である以前は天王川時々出水して神社に參詣する道が絶えることがあつたから、此處を遙拜所となしたといふ。

横町

坂口より筏場へかけて大橋茂右衛門屋敷があつて横町に出入する口があつたといふ。この屋敷より横町と呼初めた言葉であらう。今は町名となつた。

小之座

もとは苧之座と書く。昔麻苧の間屋があつて漁人に賣つたといふ。今東に屬するを東小之座と呼分つて居る。

麩屋町

往昔名物の麩を製する家があつたから名くといふ。

布屋

沼ぬま之谷のやの義である。沼谷小沼は田所一圓なるを以て知るべきである。

池之堂

寶泉寺はもと池を埋立て建たる所であるからこの稱あり、その寺の邊をいふ。

小沼

今東西に分る。をぬまといはずしてをづまといふはぬつ普通であるからである。

的場

大橋三河守が的場の跡といふ。

薬師

中野より西へ入りたる町で、祭河戸に至る處である。

良家・王之瀬古

良王の住居せられた跡といふ。

西之御堂

西福寺を西の御堂といふよりその寺の邊をいふ。

江口・船戸

共に水邊に縁ある町名である。

皆 戸

船戸の東より南へ曲つた所をいふ。

八幡町

船戸の分れて、皆戸の西裏の町をいふ。

中野

中島野の略か。

初日町

大正四年五月中野東切の改稱である。

下屋敷

もとは下の墓といつた地である。

上屋敷

もとの上の墓地のあつた所である。

〔海部郡誌草稿〕
尾張國地名考

第三編 行政

第一章 行政機關

第一節 町制施行以前

明治四年七月廢藩置縣の時尾張國には名古屋犬山二藩あり、徳川慶勝成瀬正肥各その藩知事であつたが共に職を辭し、名古屋縣と犬山縣とになつた。同年九月名古屋縣下を分つて六大區九十區となし、大區に大區長區に區長を置くことになり、この際海東海西郡は第六大區に屬し、津島村は第十二區となつたが、これ迄民政を取扱つた庄屋名主年寄等は總て四年四月廢止せられ、戸長副戸長と改稱し、從來の事務は勿論、土地人民に關する事務を一切取扱ふこととなつた。

明治五年四月名古屋縣を改めて愛知縣となし、同年九月愛知縣區畫章程を發布し、管内總てを六大區九十小區に分ち、これに區長權區長戸長副戸長を置き、尙便宜上その下に組頭をも設くることとした。この時津島村は向島村と共に第六大區第十二小

區となり、戸長、副戸長、組頭で民治に當つたが、同六年三月組頭は副戸長介と改められた。津島村戸長には矢野俊藏あり、又伴猪兵衛もこれになつた。同副戸長には鈴木逸郎、服部治右衛門、伴菰大橋、與右衛門、山田幸右衛門、同副戸長介には水谷傳七、堀田有助、服部五左衛門、野田佐右衛門、堀田長左衛門、伊藤勇がなり、向島村も同じく第六大区第十二小區であつて、その戸長は矢野俊藏、副戸長は堀田喜兵衛であつた。

明治六年末戸長を改めて小區長としたが、氷室爲長が小區長とあるのは向島村かと思はれ、津島村の方は誰人か分らない。同七年五月小區長の名は戸長に復舊し、副戸長介は副戸長に改めたが、津島村戸長には矢野俊藏、渡邊新兵衛、同副戸長には大橋彦兵衛、堀田有助、井澤義平、向島村戸長には矢野俊藏、渡邊新兵衛、同副戸長には堀田喜兵衛、佐藤喜一郎、加藤林左衛門の名が見える。

明治九年八月從來の大小區を廢し、更に縣下を十八區に分ち、郡治職制章程及諸規則を定立し、區長、副區長、戸長、副戸長、用係、組長を置いたので、海東西郡は第六區となり、當地は從來の戸長、副戸長を廢せられ、用係及組長を設け、更に同十年六月組長は廢せられて四等用係となつた。この時津島村用係は大橋彦兵衛、服部文右衛門、鈴木市藏、八木甚兵衛、堀田長左衛門、日比喜助、堀田有助、平野重藏、山田彦右衛門、平野幸右衛門、大橋市郎兵衛、加藤佐兵衛、同組長は加藤文左衛門、光野利助、稻垣甚兵衛、加藤喜平治、伊藤小三郎、向島村用係は堀田喜兵衛、佐藤喜一郎、加藤林左衛門、黒宮繁太郎、宇佐美長治郎、大橋菊治郎、同組長には森勇藏、富田元右衛門等である。尤も是等の人々の名は諸書類より拾上げたものに止り、その外にもあつたに相違ない。

明治十一年十二月郡區町村編成法實施せられ、從前の各區を廢し、郡區名稱區域及各郡區役所位置を定め、又縣下各郡區内町村は戸長を置かれ、戸長事務取扱所はこれを戸長役場と唱へ、役場には戸長一名、筆生若干名を置いた。同時に戸長選舉法を定め、該町村限りこれを公選することとした。是に於て海東海西郡役所起り、又津島村戸長役場を設け、津島村は又吉新田を合併したが、明治十七年七月三十日この戸長選舉法を改正して官選となし、同年八月一日よりは、從前の戸長役場を廢止し、更に役場區域を定めて戸長を配置し、筆生の稱呼はこれを書役と改めた。

當時海東海西郡内戸長役場の數は四十八、その内今日の津島町に關係あるもの次の通りである。

役場名	役場位置	町	村	名
第三十組	津島村	津島村・中地村		
第三十一組	向島村	向島村		
第二十一組	神守村	神守村・百島村・牛田村・越津村・下切村・椿市村		
第二十二組	蛭間村	光正寺村・大木村・蛭間村・寺野村・牧野村・青塚村・宇治村		
第二十四組	北河田村	諸桑村・古川村・南河田村・北河田村・諏訪村・小津村		
第二十五組	中一色村	中一色村・唐臼村・半右衛門新田・頭長村・鹿伏免村		

次いで明治十八年五月戸長役場の名稱は役場所在の町村名を冠らすることに定められ、従來の三十組の名稱を廢し、津島村は中地村と共に津島村中地村戸長役場となつたが、同二十一年四月町村制の發布せらるゝや右六ヶ村各戸長役場管内津島村・向島村・中地村・諸桑村の内字日光・宇治村の内字日光・中一色村の内字日光・下切村の内字日光を合して、津島町なる一つの自治團體を組織し翌二十二年十月より町制を實施するに至つた。但し右の四つの小字日光は明治四十一年九月三十日合併して大字日光と改稱した。

津島村役場は初め會所といひ、米之座にあつたが、明治九年伊勢暴動の爲焼失し爾

來本町に引移つた。又この間に於ける津島町の戸長・副戸長の姓名及其の就退職の年月日等は更にこれに關する記載なく、唯諸書類に散見するもの及古老等の傳聞によりその分るだけを次に掲ぐることにする。

- | | | | |
|-----------------------------|----------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 津島村戸長 | 渡邊新兵衛 <small>十二年以降</small> | 服部治朗 <small>十三年後半十四年前半</small> | 山田幸右衛門 <small>十四年後半以降</small> |
| 平野善右衛門 <small>十六年以降</small> | 大橋小六 <small>十七年以降</small> | | |
| 津島村中地村戸長 | | | |
| 大橋小六 <small>十八年以降</small> | 水野長八 <small>二十年以降</small> | 渡邊新兵衛 <small>二十一年以降</small> | |
| 向島村戸長 | | | |
| 堀田喜兵衛 | | | |
| 津島村筆生 | | | |
| 大橋彦兵衛 | 服部文右衛門 | 鈴木逸郎 | |
| 加藤喜平治 | 日比喜助 | 八木甚兵衛 | |
| 永田靜夫 | 杉浦勘三 | 富永直三郎 | |
| 向島村筆生 | | | |

佐藤喜一郎

加藤林左衛門

佐藤鍵之丞

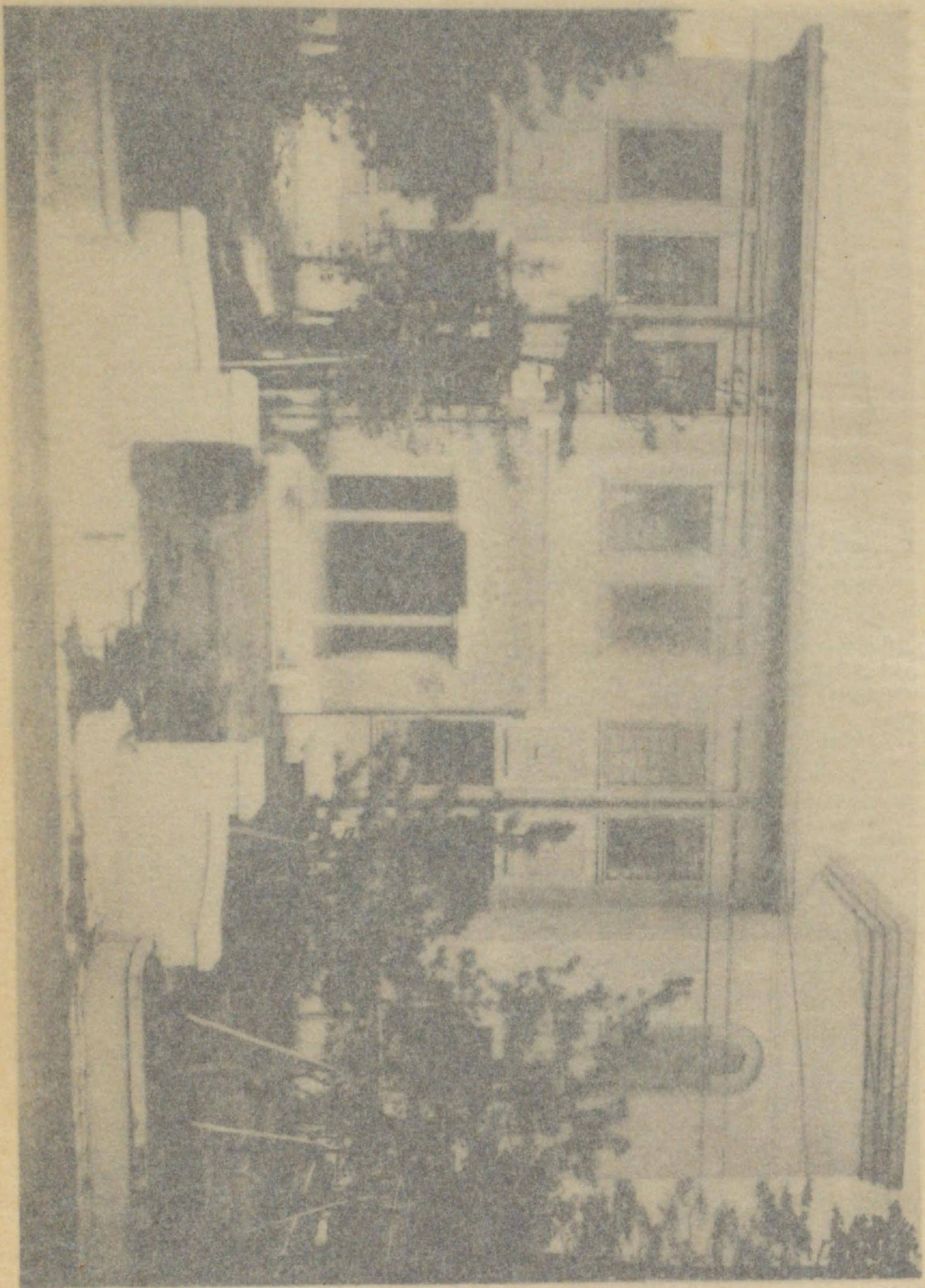
〔津島町役場書類、行政訴訟事件雜書綴、西御堂總代所持〕
古文書、津島神社社務願伺、津島神社書類、愛知縣史

第二節 町制施行以後

明治二十一年四月十七日法律第一號を以て市町村制を發布せらる。その勅語に、朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ尊重シテ益之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認め茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

本縣に於ては翌二十二年十月一日より町村制を實施した。是に於て津島町は一つの法人となり、町民は一定の條件の下に公民權を享有し、町の名譽職に選舉せらるゝ權利及名譽職を擔任する義務を有するに至つた。かくて同年十一月二十七日初代町長岡本清三、次いで初代助役米澤長吉の就任を見、又収入役には同二十三年八月二十日服部文右衛門就職した。

當時町役場は引續き本町に於て民家を借上げてこれに充て、町會はその奥座敷に於てこれを開いたが、同二十九年九月筏場に新築してこれに移つた。又役場には書記



津島町役場

佐藤喜一郎

加藤林左衛門

佐藤健之丞

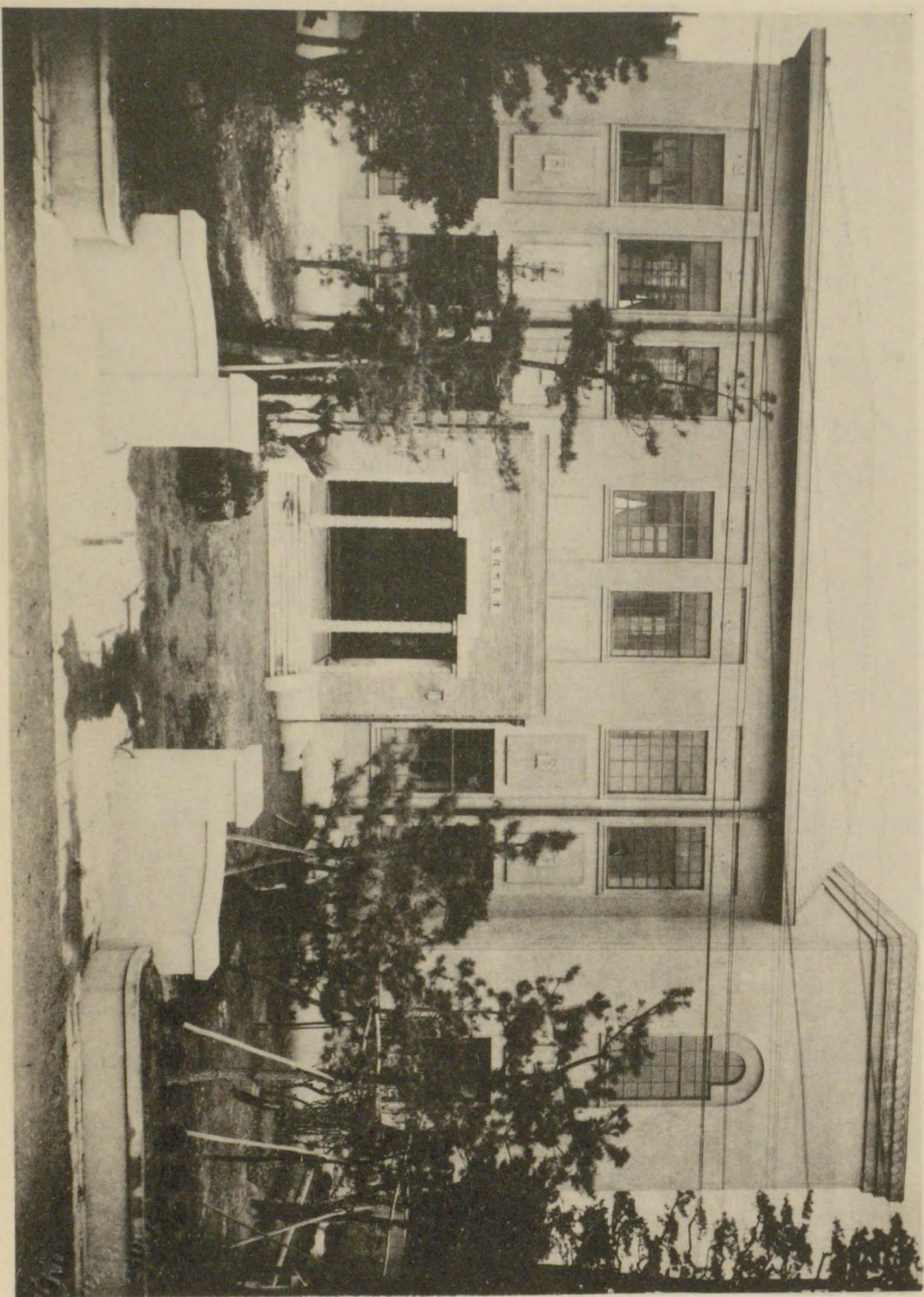
〔津島町役場書類、行政訴訟事件雜書綴、西御堂總代所持
古文書、津島神社社務願伺、津島神社書類、愛知縣史〕

第二節 町制施行以後

明治二十一年四月十七日法律第一號を以て市町村制を發布せらる。その勅語に、
朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結
ノ舊慣ヲ尊重シテ益之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ
必要ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

本縣に於ては翌二十二年十月一日より町村制を實施した。是に於て津島町は一つの
法人となり、町民は一定の條件の下に公民權を享有し、町の名譽職に選舉せらるゝ權
利及名譽職を擔任する義務を有するに至つた。かくて同年十一月二十七日初代町長
岡本清三、次いで初代助役米澤長吉の就任を見、又收入役には同二十三年八月二十日
服部文右衛門就職した。

當時町役場は引續き本町に於て民家を借上げてこれに充て、町會はその奥座敷に
於てこれを開いたが、同二十九年九月役場に新築してこれに移つた。又役場には書記



津島町役場廳舎

數名を置きて百般の事務を處理せしめ、尙常設委員を設けて學務衛生農商土木に關する行政事務の一部を分擔せしめた。學務五名衛生四名農商二名土木五名である。明治二十二年十月町村制施行以來の町長助役及收入役左の如くである。

町長

岡本清三	同	明治二十二年十一月二十七日	就職	小島音三郎	同	明治二十三年十一月二十七日	就職
堀田八郎	同	三十五年十月十六日	就職	横田太一郎	同	四十四年四月二十六日	就職
町長事務取扱 佐藤峯太郎	同	四十四年七月六日	就職	大橋武左衛門	同	四十四年七月六日	就職
多田可繼	同	大正七年三月十五日	就職	町長職務管掌 眞野綱吉	同	十年五月十五日	就職
松原賢之助	同	十一年二月十八日	就職	眞野綱吉	同	十一年四月五日	就職
平野芳太郎	同	十三年四月十五日	就職	多田可繼	同	十四年七月二十四日	就職
足立彌四郎	同	十五年七月二十九日	就職	片岡孫忠	同	十六年九月十五日	就職
町長職務管掌 兒玉柳吉	同	十九年八月十七日	就職	大橋菊次郎	同	十年九月十六日	就職
町長職務管掌 松波盛治	同	十一年六月二十五日	就職	山口嘉吉	同	十一年六月二十五日	就職

助役

米澤長吉	同	明治二十三年五月六日	就職
	同	二十八年八月三十一日	退職

八木甚兵衛	同	明治三十三年一月九日	就職
	同	四十四年十二月十二日	退職

岩田壽留治 明治四十二年十二月十二日就職
 同 四十三年七月三日退職
 平野芳太郎 大正六年三月二十六日就職
 同 八年三月二十八日退職
 木村亮 同 十四年五月二十五日就職
 同 十四年一月二十五日退職
 木村復一 同 昭和二一年十月十八日就職
 同 二年十月十八日退職
 小島音三郎 同 十一年二月十四日就職
 同 十二年二月十二日退職

小島音三郎 明治四十四年七月六日就職
 大正四年七月五日退職
 幸節鍵之助 同 九年三月二十二日就職
 同 九年三月二十二日退職
 大橋富三郎 同 十五年七月十三日就職
 同 十五年八月九日退職
 大橋菊次郎 同 昭九年三月十四日就職
 同 九年九月十三日退職
 兼松富次郎 同 昭十一年八月二十二日就職
 同 十三年一月二十二日退職

収入役

服部文右衛門 明治二十三年八月二十日就職
 同 二十八年十二月二日退職
 森壯次郎 同 三十年一月十一日就職
 同 三十年七月二十八日退職
 佐藤謙造 同 三十一年五月三日就職
 同 三十一年七月五日退職
 大橋菊次郎 同 三十五年七月五日就職
 同 三十九年七月五日退職
 代理者 佐藤謙造 大正元年十二月二十七日就職
 同 三年三月二十八日退職
 富田悦次郎 同 昭八年六月九日就職
 同 十年六月十八日退職

加藤作兵衛 明治二十八年十二月二日就職
 同 三十年一月三日退職
 岩井鐵次郎 同 三十一年七月二十八日就職
 同 三十一年五月三日退職
 横井性滿 同 三十五年七月五日就職
 同 三十五年七月五日退職
 垣見源太郎 同 大正元年十二月二十七日就職
 同 三十九年七月五日退職
 平野秀夫 同 三年三月二十八日就職
 同 八年六月九日退職
 代理者 平野賢次郎 同 昭十年六月十八日就職
 同 現任

町長助役は或は有給とし、或は名譽職としたこともあるが、町長の報酬は明治二十三年度には年額百八十圓であり、漸次増額して同三十三年末には三百六十圓となつて暫く据置となり、同四十年年度中には一旦七百圓と定められたけれども、大正二年度

よりは五百圓で暫く續き、同十一年度より千五百圓、昭和二年度より千八百圓となつた。助役の給料は明治二十三年度には年額百圓であつたが、爾後屢増額して大正二年度には四百八十圓となり、同十一年度には千二百圓となつた。又収入役の給料は明治二十三年度には年額百圓であつたのが、漸次増額して明治四十五年度には二百四十圓、大正十一年度には六百六十圓、昭和二年度より八百四十圓となつた。その後昭和二年四月一日津島町有給吏員定數及給料額規程公布せられて、有給助役は年俸九百圓以上二千圓以内、収入役は年俸七百圓以上一千五百圓以内の範圍内で毎年度豫算に定むる所によることとし、更に昭和十一年五月三十日津島町諸給與條例設定せられ、町長の給料は年俸千圓以上二千五百圓以内とし、助役及収入役は昭和二年規程と同様の給料額とした。

右三役以外の吏員中書記は明治二十三年度には三名であつたが、同三十一年度には書記六名、附屬員二名となり、漸次増員して同四十三年三月には定員及給料額を改正し、書記八名十圓以上十五圓以下、附屬員一名八圓以上十圓以下となつた。爾後大正二年度には書記九名、附屬員一名より、同十五年度には書記十五名、雇員一名となつたが、昭和二年四月一日津島町有給吏員定數及給料額規程を公布して、有給吏員として

掃除監督長一名、書記十三名、技手三名、掃除監督一名、掃除巡視二名、書記補四名を置き、給料月額は一級上俸六十圓より八級下俸三十圓まで十八階に分つた。その後昭和九年度よりは主事・技師を、同十一年度よりは交換手を置き、吏員も増加したので、同十一年五月三十日津島町吏員定員規定を設定し、吏員の定数を掃除監督長一名、主事一名、技師一名、書記十四名、技手二名、掃除監督一名、掃除巡視二名、書記補七名、交換手一名とし、尙必要に應じて雇員をも置くこととし、同時に津島町諸給與條例を設けてその給料を左の如く定めた。

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級
主事・技師年俸	二,〇〇〇	一,八〇〇	一,六〇〇	一,四〇〇	一,二〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	六〇〇
書記・技手月俸	一二〇	一〇〇	八五	七五	六五	五五	四五	三五
書記補月俸	六〇	五五	五〇	四五	四〇	三五	三〇	二五

次に當地には従來行政機關として區長の設置なかつた爲、各町總代に依囑し、事務の一端を處理して來たが、かくては時勢の進運に伴ひ、事務激増の折柄不便が少くな

いので行政事務處理の便宜と周到とを期せんとして、大正十三年三月二十日津島町區長及區長代理者設置規程を議決し、同年四月一日公布し、同年六月七日より施行するに至つた。これによれば當町を三十區大正十四年一區を加ふに分ち、區長及その代理者各一名を置き、その任期を二ケ年とした。今左に初期以來の區長及區長代理者の姓名を掲げる。

區名	大正十三、十四年		昭和元、二年		昭和三、四年	
	區長	區長代理者	區長	區長代理者	區長	區長代理者
一	青木吉三郎	淺井義一	淺井義一	淺井義一	片岡孫忠	伊藤嘉兵衛
二	山田象治郎	關谷新右衛門	關谷新右衛門	關谷新右衛門	大橋徳二	關谷新右衛門
三	大橋清左衛門	山田丑丸	山田丑丸	山田丑丸	佐藤善市	加賀鉄藏
四	佐藤善市	鈴木茂三郎	鈴木茂三郎	鈴木茂三郎	淺井代治郎	佐藤富次郎
五	淺井式三郎	大橋利三郎	大橋利三郎	大橋利三郎	服部重助	大橋利三郎
六	伊藤捨吉	沖秀三郎	沖秀三郎	沖秀三郎	高井重吉	青木爲三郎
七	加藤安太郎	安藤磯吉	安藤磯吉	安藤磯吉	三輪新四郎	安藤磯吉
八	服部萬次郎	近藤倉次郎	近藤倉次郎	近藤倉次郎	小島音三郎	服部善六
九	三輪新四郎	水野延吉	水野延吉	水野延吉	川村實太郎	水野延吉
十	川村實太郎	山田常三郎	山田常三郎	山田常三郎	山田常三郎	安藤源晃
十一	友松信治郎	堀田信三郎	堀田信三郎	堀田信三郎	佐藤金松	佐藤銀松
	淺井金治郎					

十二	伊藤幸十郎	山田春吉	大野時次	服部吉三郎	服部吉三郎	鈴木由太郎
十三	野口秀之助	蟻田昇	佐藤幾二郎	大鐘豐松	森壯次郎	佐藤範治
十四	南谷伊助	大鐘伊三郎	星野正知	南谷伊助	服部初司	三輪繁三郎
十五	吉川房次郎	鈴木音次郎	八木榮太七郎	八木榮清七郎	加藤春二	古川春三郎
十六	木村清次郎	飯田伊三郎	高田治喜	中野繁太郎	飯田伊三郎	飯田伊三郎
十七	伊藤小三郎	服部常三郎	内田由太郎	加藤源重	寺田德助	佐藤清一
十八	大森新四郎	加藤信一	加藤信一	山本盛太郎	平野梅太郎	大澤久四郎
十九	多田可造	平野耕造	伊藤惣助	平野倉次郎	平野耕造	加藤淺治郎
二十	大橋富三郎	大橋市太郎	大橋菊治郎	大橋常次郎	大野常次郎	荻野増右衛門
二十一	平野關五郎	平野友三郎	平野幸右衛門	平野善太郎	平野海治郎	平野清左衛門
二十二	垣見正夫	垣見九平治	垣見源一郎	垣見廣三郎	日比野孫左衛門	垣見善左衛門
二十三	吉原勸次郎	後藤寅吉	吉見勘治郎	杉浦芳太郎	後藤寅吉	日比野孫左衛門
二十四	加藤守之助	鈴木孝一	鈴木孝一	飯尾伊三郎	鈴木孝一	加藤宗太郎
二十五	河合美濃之助	堀田秋太郎	堀田増太郎	堀田秋太郎	飯尾伊三郎	服部政七
二十六	加藤良吉	山田六悦	山田六悦	近藤菊太郎	近藤菊太郎	河村文三
二十七	太田光治郎	山田才助	山田才助	太田光次郎	竹村晴一	山田才助
二十八	長谷川鷹次郎	余郷才治郎	津坂秀次郎	鈴木仙三郎	住田雨吉	山田録太郎
二十九	津坂金一	加藤三代吉	津坂金一	加藤三代吉	津坂金一	加藤三代吉

三十	宇佐美 德治郎	佐藤 午治郎	坪横内 伊之助	坪横内 祐之助	中野七五三太郎	宇佐美 德治郎
三十一	水谷 彌左衛門	大鹿瀧三郎	水谷 彌左衛門	水谷 仁三郎	大鹿瀧五郎	宇佐美 芳兵衛

一	水野長五郎	加藤 宇一	平野春三郎	富永源兵衛	平野春三郎	富永源兵衛
二	大橋 德二	鈴木 正一	住田宗太郎	鈴木 正一	住田宗太郎	大橋 吉二
三	佐藤 善市	加藤 鐵藏	佐藤 善市	加賀 鐵藏	佐藤 善市	加賀 鐵藏
四	鈴木 茂左衛門	石 龜雅一	玉井 貞雄	森島 重順	玉井 貞雄	森島 重順
五	上田 建藏	伊藤 國次郎	伊藤 與念	石田 松次	伊藤 與念	石田 松次
六	杉田 和平	加藤 大治郎	伊藤 喜代治	加藤 仙松	伊藤 喜代治	加藤 仙松
七	野田 米治郎	高木 長一	辻村 市太郎	野田 米次郎	伊藤 信太郎	野田 米次郎
八	澤井 正一	藤井 清七	羽柴 宗輔	水越 學	羽柴 宗輔	水越 學
九	青木 茂三郎	加藤 欽二	三輪 庄吉	加藤 欽二	三輪 庄吉	加藤 欽二
十	山田 常三郎	山田 常三郎	山田 常三郎	服部 義造	山田 常三郎	服部 義造
十一	内川 正哉	林 米太郎	岩井 悅治郎	堀田 信三郎	岩井 悅治郎	堀田 信三郎

十二	鈴木由太郎	大橋米次郎	大野時次	桑原八重治	大野時次	桑原八重治
十三	坪内政太郎	大金豊松	野口常七	加藤孝一	野口常七	加藤孝一
十四	加藤秀治郎	堀田長太郎	堀田角三郎	加藤松彦	堀田角三郎	加藤松彦
十五	吉川房治郎	八木榮太郎	古川信治郎	白山長治郎	古川信治郎	白山長治郎
十六	古川時次郎	友松良三	古川時次郎	大橋重治郎	古川時次郎	大橋重治郎
十七	永井義久	内田由太郎	内田由太郎	佐藤鹿松	内田由太郎	佐藤鹿松
十八	永井義高	平野佐藏	山本信太郎	野村喜八	大崎理兵衛	伊藤悦次郎
十九	大崎理兵衛	伊藤悦次郎	大崎理兵衛	野村喜八	大崎理兵衛	伊藤悦次郎
二十	加藤桂五郎	古川宇三郎	大橋市太郎	古川宇三郎	大橋市太郎	古川宇三郎
二十一	平野常玄	横井寅三	横井孝至	平野悦次郎	横井孝至	平野悦次郎
二十二	垣見廣三郎	日比野徳松	日比野孫左衛門	垣見正夫	日比野孫左衛門	垣見正夫
二十三	杉浦芳太郎	吉原一之	加藤昇	前野森太郎	加藤旭	吉原一之
二十四	後藤寅吉	住田龍利	鶴見富士之助	竹村新七	鶴見富士之助	竹村新七
二十五	鶴見富士之助	服部政七	鶴見富士之助	大橋時次郎	鶴見富士之助	大橋時次郎
二十六	笠木孫八	加藤英三郎	山田六悦	村上壽美之助	山田六悦	村上壽美之助
二十七	山田才助	竹村晴一	竹村晴一	山田才兵衛	竹村晴一	山田才兵衛
二十八	津坂善次郎	杉浦金司	加藤永三郎	佐藤元右衛門	加藤永三郎	佐藤元右衛門
二十九	津坂金一	加藤三代吉	津坂金一	加藤三代吉	津坂金一	加藤三代吉

三十	横井恒吉	坪内清八	櫻木告太郎	坪内清八	横井恒吉
三十一	大鹿淺次郎	堀田文五郎	大鹿瀧三郎	大鹿瀧三郎	大鹿瀧三郎

一	安藤光次郎	久保眞壽猪	安藤光次郎	久保眞壽猪	宇佐美覺治郎	大橋覺三郎
二	住田宗太郎	鈴木正一	住田宗太郎	鈴木正一	住田宗太郎	伊藤角太郎
三	佐藤善市	加賀鉄藏	佐藤善市	加賀鉄藏	佐藤善市	加賀鉄藏
四	玉井貞雄	森島重順	堀田豊	横井銀次郎	石龜雅一	鈴木清次郎
五	堀田豊	横井銀次郎	堀田豊	横井銀次郎	石田松次	石田松次
六	伊藤喜代治	加藤仙松	伊藤喜代治	加藤仙松	伊藤喜代治	伊藤喜代治
七	辻村太吉	野田米次郎	安藤善雄	三輪富太郎	安藤善雄	水越學
八	羽柴宗輔	水越學	羽柴宗輔	水越學	羽柴宗輔	水越學
九	三輪庄吉	加藤欽二	三輪庄吉	加藤欽二	三輪庄吉	加藤欽二
十	山田常三郎	服部義造	山田常三郎	服部義造	山田常三郎	服部義造
十一	岩井悦次郎	堀田信三郎	岩井悦次郎	堀田信三郎	岩井悦次郎	堀田信三郎
十二	大野時次	桑原八重治	大野時次	桑原八重治	大野時次	桑原八重治

十三	野口常七	加藤孝一	大金豊松	坪内政太郎	野口常七	坪内政太郎
十四	加藤松彦	堀井太三郎	加藤頼二	横井太三郎	服部初司	野口常七
十五	田中清七	古川信次郎	眞鍋信成	田中清七	眞鍋信成	田中清七
十六	古川時次郎	大橋重治郎	古川時次郎	水野定次郎	古川時次郎	伊藤直次郎
十七	内田勇	佐藤鹿松	伊藤小三郎	近藤金一郎	伊藤小三郎	近藤金一郎
十八	山本慶四郎	堀田新五郎	堀田新五郎	堀田新五郎	上田清吉	永井義高
十九	大崎豊	伊藤悦次郎	伊藤悦次郎	加藤浅次郎	伊藤悦次郎	加藤浅次郎
二十	大橋市太郎	古川宇三郎	大橋市太郎	古川宇三郎	大橋市太郎	古川宇三郎
二十一	横井孝至	平野悦次郎	横井寅三郎	横井甚一	横井寅三郎	横井甚一
二十二	日比野孫左衛門	垣見正夫	垣見廣三郎	吉田久四郎	垣見廣三郎	日比野眞一
二十三	吉原一之	鈴木庄右衛門	加藤庄右衛門	吉原一之	吉原一之	加藤
二十四	鈴木孝一	竹村新吉	鈴木長次郎	野村元吉	鈴木長次郎	野村元吉
二十五	鶴見富士之助	大橋時次郎	鶴見富士之助	大橋時次郎	鶴見富士之助	大橋九右衛門
二十六	山田六悦	村上壽美之助	山田六悦	村上壽美之助	村上壽美之助	笠木孫八
二十七	竹村晴一	山田才兵衛	竹村晴一	山田才兵衛	竹村晴一	山田才兵衛
二十八	加藤永三郎	佐藤元右衛門	加藤永三郎	佐藤元右衛門	加藤永三郎	佐藤元右衛門
二十九	津坂金一	加藤三代吉	津坂金一	加藤三代吉	津坂金一	加藤林松

三十	坪内清八	横井恒吉	堀吉十郎	宇佐美俊郎	坪内稔	佐藤與七
三十一	宇佐美俊郎	堀吉十郎	宇佐美俊郎	水谷俊一	水谷俊一	大鹿瀧三郎

一	宇佐美治郎	大橋覺三郎	伊藤幸十郎	吉原一之	加藤旭
二	高木榮太郎	住田宗太郎	野口常七	樋田市一	鈴木竹三郎
三	佐藤善市	加賀鉄藏	三輪繁三郎	鶴見富士之助	大橋九右衛門
四	石龜雅一	鈴木清次郎	八木榮太郎	村上庄藏	笠木孫八
五	大橋利三郎	服部庄吉	白山長治郎	山田才兵衛	竹村晴一
六	鈴木秀男	三輪田淺三	石原幾次郎	中山秀義	住田兩吉
七	三輪新四郎	佐藤定三	伊藤小三郎	近藤爲次郎	加藤林松
八	水越學	服部岩吉	渡邊國三郎	永井義高	佐藤與七
九	堀田徳太郎	佐藤正一	鈴木増太郎	大崎藤松	坪内稔
十	山田常三郎	服部義造	大橋市太郎	古川宇三郎	坪内稔
十一	堀田信三郎	佐藤銀松	垣見廣三郎	吉田久四郎	宇佐美芳兵衛

町役場處務規程は明治二十六年九月二十一日海東郡達甲第十二號に基きこれを

制定して、翌日郡長の認可を得たが、これによれば當役場に四科を置き、各科の事務分掌を定めたのであつて、その概略左の如くである。

第一科

- 一、公印を監守する事
- 一、文書の往復に關する事
- 一、例規に關する事
- 一、文書圖書の整理及保管に關する事
- 一、救助に關する事
- 一、行旅病人死亡人瘋癲人處分及其費に關する事
- 一、會議に關する事
- 一、議員選舉に關する事
- 一、教育に關する事
- 一、租税に關する事
- 一、收入に關する事
- 一、主管なき事務に關する事

第二科

- 一、土木に關する事
- 一、衛生に關する事

一、地理に關する事

一、農商工業に關する事

一、遞信に關する事

第三科

一、戸籍に關する事

一、兵事に關する事

第四科

一、出納に關する事

この處務規程は明治四十一年二月改正せられ、事務分掌の係を分ちて、庶務會議學務土木兵事稅務會計の七係を第一課に置き、農工商戸籍社寺衛生の四係を第二課に設けたが、後これを改正し、四課に分ちて事務を分掌し、第一課は庶務會議社寺宗教衛生、第二課は土木農工商、第三課は戸籍兵事學務統計、第四課は稅務會計に關する事項を取扱ふこととなり、更に昭和十一年八月これを改正し、同十二年三月と六月に多少の改正があり、同十三年三月三十一日現在の規程は次の通りである。

津島町役場處務規程

第一章 分課及分掌

第三編 行政 第一章 行政機關

第三編 行政 第一章 行政機關

第一條 本役場ニ左ノ課及係ヲ置ク

第一課 文書係・庶務係・社寺係・衛生係・用度係・産業係

第二課 土木係・營繕係

第三課 戶籍係・學務係・兵事係・社會係

第四課 稅務係

第五課 會計係

第二條 各課ニ主任ヲ置クコトヲ得

第三條 各係ニ於ケル事務分掌左ノ如シ

第一課

文書係

一、公印保管ニ關スル事項

一、廳中令達儀式及交際ニ關スル事項

一、褒賞表彰及禮遇ニ關スル事項

一、宿直ニ關スル事項

一、文書ノ收受發送ニ關スル事項

一、公告揭示ニ關スル事項

一、文書ノ編纂保存ニ關スル事項

一、法令ノ保存加除ニ關スル事項

一、諸證明他ノ係ニ於テ爲スモノヲ除クニ關スル事項

庶務係

一、町條例規則規程統一整理ニ關スル事項

一、警備ニ關スル事項

一、議員選舉ニ關スル事項

一、町會ニ關スル事項

一、町歳入出豫算ニ關スル事項

一、町稅外收入命令ニ關スル事項

一、支拂命令ニ關スル事項

一、出納檢査ニ關スル事項

一、町有不動産ノ管理ニ關スル事項

一、公會堂ノ管理ニ關スル事項

一、町字境界變更ニ關スル事項

一、訴願訴訟ニ關スル事項

一、廳中取締ニ關スル事項

一、他課及他係ノ主管ニ屬セサル事項

社寺係

一、社寺宗教ニ關スル事項

一、名所舊蹟ニ關スル事項

衛生係

一、醫師藥劑師及藥種ニ關スル事項

一、産婆看護婦鍼灸按摩ニ關スル事項

第三編 行政 第一章 行政機關

第三編 行政 第一章 行政機關

- 一、種痘ニ關スル事項
 - 一、傳染病豫防ニ關スル事項
 - 一、狂犬病ニ關スル事項
 - 一、津島病院ニ關スル事項
 - 一、火葬場及墓地ニ關スル事項
 - 一、埋火葬認許ニ關スル事項
 - 一、汚物掃除公衆便所ニ關スル事項
 - 一、塵芥焼却場ニ關スル事項
 - 一、其ノ他衛生ニ關スル事項
- 用 度 係
- 一、物品ノ購入保管及出納ニ關スル事項
 - 一、不用品處分ニ關スル事項
- 産 業 係
- 一、産業ノ改良獎勵ニ關スル事項
 - 一、害虫驅除豫防ニ關スル事項
 - 一、家畜傳染病(狂犬病ヲ除ク)ニ關スル事項
 - 一、肥料營業及取締ニ關スル事項
 - 一、獸醫蹄鐵工ニ關スル事項
 - 一、氣象測候ニ關スル事項
 - 一、移民ニ關スル事項



- 一、産業ノ統計ニ關スル事項
- 一、銀行ニ關スル事項
- 一、度量衡ニ關スル事項
- 一、特許意匠商標實用新案ニ關スル事項
- 一、市場(公設市場ヲ除ク)ニ關スル事項
- 一、船舶及海員ニ關スル事項
- 一、其ノ他産業ニ關スル事項

第二 課

土 木 係

- 一、道路橋梁河川用惡水路ニ關スル事項
- 一、官公私有地籍ニ關スル事項
- 一、土地收用ニ關スル事項
- 一、公園ノ管理ニ關スル事項
- 一、都市計畫ニ關スル事項
- 一、市街地建築ニ關スル事項
- 一、主管事項ノ請負及契約ニ關スル事項
- 一、主管事項ノ工用材料購入ニ關スル事項
- 一、受益者負擔ニ關スル事項
- 一、土地整理圖ニ關スル事項
- 一、其ノ他土木ニ關スル事項

第三編 行政 第一章 行政機關

第三編 行政 第一章 行政機關

營繕係

- 一、町ノ管理ニ屬スル建物ノ建築營繕ニ關スル事項
- 一、主管事項ノ請負及契約ニ關スル事項

第三課

戶籍係

- 一、戶籍ニ關スル事項
- 一、寄留ニ關スル事項
- 一、戶籍寄留謄本抄本證明書ノ交付及閱覽ニ關スル事項
- 一、犯罪人名簿ニ關スル事項
- 一、改名ニ關スル事項
- 一、人口統計及報告ニ關スル事項

學務係

- 一、學校圖書館及職員ニ關スル事項
- 一、學齡兒童就學ニ關スル事項
- 一、學校醫ニ關スル事項
- 一、青年團處女會ニ關スル事項
- 一、教育ニ關スル調査統計報告ニ關スル事項
- 一、其ノ他教育學藝ニ關スル事項

兵事係

- 一、徵兵及兵籍ニ關スル事項

- 一、國民兵及在郷軍人ニ關スル事項
- 一、召集及徵發ニ關スル事項
- 一、行軍及演習ニ關スル事項
- 一、陸海軍諸生徒其ノ他志願ニ關スル事項
- 一、軍人軍屬ノ恩給及扶助料ニ關スル事項
- 一、兵事ニ關スル調査統計及報告ニ關スル事項
- 一、防空防護ニ關スル事項
- 一、其ノ他兵事ニ關スル事項

社會係

- 一、公設市場ニ關スル事項
- 一、住宅組合ニ關スル事項
- 一、職業紹介所ニ關スル事項
- 一、賑恤救濟ニ關スル事項
- 一、軍事救護ニ關スル事項
- 一、行路病人死亡人ニ關スル事項
- 一、精神病者ニ關スル事項
- 一、葉兒迷兒ニ關スル事項
- 一、權災救助ニ關スル事項
- 一、方面制度ニ關スル事項
- 一、感化矯風ニ關スル事項

第三編 行政 第一章 行政機關

第三編 行政 第一章 行政機關

- 一、免囚保護ニ關スル事項
- 一、生活改善ニ關スル事項
- 一、部落改善ニ關スル事項
- 一、民力涵養ニ關スル事項
- 一、防貧救貧ニ關スル事項
- 一、社會事業調査統計ニ關スル事項
- 一、恩賜財團濟生會ニ關スル事項
- 一、少年教護及保護ニ關スル事項
- 一、其ノ他社會施設ニ關スル事項

第四課

稅務係

- 一、國縣町稅及水利組合費ノ賦課徵收ニ關スル事項
 - 一、營業並ニ雜種ノ開發異動ニ關スル事項
 - 一、町稅其ノ他滯納處分ニ關スル事項
 - 一、土地臺帳ニ關スル事項
 - 一、地租名寄帳ニ關スル事項
 - 一、稅務ニ關スル調査統計及報告ニ關スル事項
 - 一、其ノ他稅務ニ關スル事項
- 第五課
- 一、町金庫事務ニ關スル事項

- 一、國縣町稅其ノ他收納支出ニ關スル事項
 - 一、町費歳入出決算ニ關スル事項
 - 一、金品及有價證券諸證書契約書類ノ保管ニ關スル事項
 - 一、出納ニ關スル統計報告ニ關スル事項
 - 一、其ノ他出納ニ關スル事項
- 第三條ノ二 臨時又ハ特別ノ事務ニ付テハ前條ノ事務分掌ニ拘ラス別ニ委員若ハ主任ヲ定メ之ヲ處理セシムルコトアルヘシ

第二章 職務權限

- 第四條 助役及主任代決事項ニ付テハ別ニ之ヲ定ム
- 第五條 町長ニ決裁ヲ受クヘキ書類ニシテ助役不在ノ場合ハ其ノ下ニ不在ト記入シテ提出スヘシ
- 第六條 助役代決事項ニシテ助役不在ノトキハ主務課主任其ノ事務ヲ代決ス但シ助役就職ナキトキハ總テ町長ノ決裁ヲ受クヘシ
- 第七條 助役不在ノトキ町長ノ決裁ヲ受ケタル事項及代決シタル事項ニシテ主要事件ト認ムルモノハ代決者又ハ事務主任者ニ於テ後閱ノ手續ヲ爲スヘシ

第三章 處務順序

- 第八條 到達文書ハ文書係ニ於テ開封シ文書件名簿第一號様式ニ收受月日番號件名其ノ他必要ナル事項ヲ記入シ之ト同一ノ月日番號ヲ文書ノ欄外ニ記入シ辭令又ハ證書等其ノ欄外ニ記入スヘカラサルモノハ適當ノ貼紙ヲ爲シ之ニ附記シ文書件名簿ト共ニ主務課主任ニ配付シ主任之ヲ查閱シ自ラ處理スルモノノ外主務係ニ配付スヘシ
- 前項文書中必要ト認ムルモノニ付テハ主任ハ各係ニ配付前町長ニ一應供覽スヘシ

第三編 行政 第一章 行政機關

主任自ら處理スルモノニ付テモ亦同シ

第九條 親展文書ハ封緘ノ儘前條ニ依リ親展收配簿(第二號様式)ニ記入シ同一ノ月日番號ヲ文書ノ封皮ニ附記シ記名者ニ配付スヘシ

第十條 現金金券又ハ有價證券ヲ添ヘタル文書ヲ受ケタルトキハ文書ハ第一條ノ例ニ依リ取扱ヒ現金其ノ他ハ之ヲ金券交付簿第三號様式ニ記入シ町長ノ檢閲ヲ受ケ助役ヲ經主務課主任ニ交付スヘシ交付ヲ受ケタル主任ハ各係ヲ經テ收入役ニ送付保管セシムヘシ

第十一條 文書其ノ他ノ交付ヲ受ケタル者ハ文書件名簿親展收配簿又ハ金券交付簿ノ相當欄ニ其ノ證印ヲ爲スヘシ

訴願書訴訟書異議申立書當選承諾書入札書等ニシテ文書收受ノ日時カ權利ノ消長ニ關係ヲ有スルモノハ收受ノ年月日時ヲ明記シ取扱者之ニ捺印シ其ノ封皮ヲ添付スヘシ

第十二條 各係ニ於テ文書ノ配付ヲ受ケタルトキハ速ニ左ノ手續ヲ爲スヘシ主任自ら處理スルモノニ付テモ亦同シ

一、起案ヲ要スルモノハ係ニ於テ之ヲ爲シ關係ノ係員合議ノ上決裁ヲ受クヘシ

二、收受文書ノ供覽ニ止ムルモノハ本書欄外ニ供覽ノ印ヲ捺シ前號ニ準シ取扱フヘシ

三、監督官廳其ノ他官公署等ノ通牒照會等ヲ其ノ儘他ニ移牒スルニ止マルモノ並ニ事ノ輕易ナルモノ及恒例アルモノハ本書ノ欄外ニ其ノ旨又ハ處分案ヲ記載シ第一號ニ準シ取扱フヘシ

四、經由文書ハ進達登記簿第四號様式ニ記載シ第一號ノ手續ヲ經テ執行シ其ノ指令ヲ受ケタルトキハ相當欄ニ記入ノ上下附スヘシ但シ單ニ經由進達ニ止マル文書ハ別ニ定ムル手續ニヨリ之ヲ處理スヘシ

五、至急文書ハ他ノ文書ニ先立チ前各號ニ依リ處理スヘシ

第十三條 收受文書ニアラスシテ新ニ發スヘキ文書ニ關シテモ前條第一號ニ依ルモノトス

第十四條 文書ノ秘密及至急ヲ要スルモノハ其ノ欄外上部ニ其ノ旨ヲ朱書シ係員携帶決裁ヲ受クヘシ親展又ハ書留郵便若ハ態夫ヲ以テ發スヘキ文書ハ其ノ旨處分案ノ欄外ニ朱記スヘシ

第十五條 合議ヲ受ケタル處分案ニ付異議アリテ協議調ハサルトキハ町長ノ決裁ヲ受クヘシ

第十六條 監督官廳ノ訓令指令通牒其ノ他將來ノ例規若ハ慣例トナルヘキモノハ關係係ニ回覽スヘシ

第十七條 回議ノ事件錯綜スルモノハ要領ノ參照トナルヘキ法規其ノ他ノ摘要ヲ回議ニ添付シ其ノ他處分結了ニ至ラサル事件ニ關シテハ關係書類ヲ添付スヘシ

第十八條 主任ハ少クトモ毎月一回文書件名簿ヲ點檢シ文書ノ既未濟ヲ調査シ事務ノ滯滞ナキヤウ注意シ毎月五日町長ノ檢閲ヲ受クヘシ

第十九條 發送文書ハ主務係ニ於テ之ヲ淨書シ特別ノ場合ヲ除クノ外退廳時限三十分前迄ニ原議書ト共ニ文書係ニ回付スヘシ

文書係ニ於テ發送スヘキ文書ノ回付ヲ受ケタルトキハ文書件名簿ニ其ノ要領ヲ登記シ發送ノ手續ヲ爲スヘシ

發送濟原議書ニハ施行月日ヲ記入シ取扱者認印ノ上之ヲ文書件名簿ト共ニ主務係ニ回付スヘシ

第二十條 總テ往復文書ニハ係名ノ頭字ヲ冠シタル番號ヲ附スヘシ

第二十一條 處理ノ完結シタル文書ニハ欄外ニ「完結」ノ印ヲ押捺シ之ヲ文書係ニ送付スヘシ

文書係ハ文書件名簿當該件名ノ欄外ニ「完結」ノ印ヲ押捺シ處理スヘシ

第二十二條 文書編纂保存ノ手續ハ別ニ之ヲ定ム

第二十三條 文書係ハ郵便葉書及切手受拂簿第五號様式ヲ整理シ毎月十日二十日及末日其ノ主任ノ檢閲ヲ受クヘシ

第二十四條 前各條ニ定メタル外處務上必要ナル事項ハ町長ノ命令ヲ承ケ處辨スヘシ

第三編 行政 第一章 行政機關
第四章 服務心得

- 第二十五條 町役場ノ休暇日及執務時間ハ閣令ノ定ムル所ニ依ル但シ必要ノ場合ニ於テハ時間外及休日ト雖モ執務スヘシ
- 第二十六號 吏員登廳シタルトキハ直ニ出勤簿(第六號様式)ニ捺印スヘシ
- 第二十七條 疾病其ノ他ノ事故ニ依リ缺勤スルトキハ出勤時間一時間前ニ其ノ旨届出ヘシ若シ疾病一週間以上ニ及フトキハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ届出ヘシ爾後一週間毎ニ同様ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第二十八條 親族ノ喪ニ遭ヒ忌服ヲ受クモノハ其ノ關係ヲ具シ届出ヘシ
- 第二十九條 執務時間中病氣其ノ他ノ事故ニ依リ退廳セムトスルトキハ其ノ旨届出ヘシ
- 第三十條 墓參看護若ハ轉地療養其ノ他ノ爲旅行セムトスルトキハ期日及行先地ヲ詳記シ町長ノ許可ヲ受クヘシ但シ轉地療養ニハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ
- 第三十一條 吏員出張ヲ要スルトキハ其ノ主任ニ於テ出張命令簿(第七號様式)ニ出張箇所事由及豫定日數ヲ記載シ決裁ヲ受クヘシ
- 第三十二條 吏員出張用務ヲ終ヘ歸廳シタルトキハ速ニ復命書ヲ差出スヘシ但シ時宜ニ依リ口頭ヲ以テ復命スルコトヲ得
- 第三十三條 前數條ノ場合ニ於テハ自己擔任事務ノ急ヲ要スルモノ若ハ期限アルモノハ其ノ主任ニ申出テ指揮ヲ受クヘシ
- 第三十四條 退廳時間後ト雖退廳セントスルトキハ上司ニ申出テタル上退廳スヘシ
- 第三十五條 吏員ハ町行政其ノ他ノ事件ニ關シ見聞シタルトキハ其ノ主要ナルモノハ町長ニ申告スヘシ
- 第三十六條 吏員ハ一致協力シ主管外ノ事務ト雖モ繁劇ナル場合ハ相互幫助スヘシ
- 第三十七條 吏員ハ町長ノ許可ヲ受ケケスシテ給料又ハ報酬ヲ受クヘキ他ノ事務ニ從事スルコトヲ得ス
- 第三十八條 吏員ハ職務上ノ秘密ヲ嚴守スルハ勿論公文書ハ町長ノ許可ヲ受ケケスシテ之ヲ他人ニ示シ又ハ廳外ニ持出スコトヲ得ス
- 第三十九條 吏員ハ火災其ノ他非常事變アルトキハ速ニ登廳シ若ハ現場ニ出場シ上司ノ指揮ヲ受ケ應急ノ處理ヲ爲スヘシ
- 第四十條 吏員新ニ任命セラレタルトキハ履歷書ニ印鑑ヲ添ヘ提出スヘシ
- 第四十一條 吏員退職シタルトキハ三日以内ニ其ノ擔任事務ヲ其ノ主任ニ引繼クヘシ
- 第四十二條 吏員ハ火災其ノ他非常事變アルトキハ速ニ登廳シ若ハ現場ニ出場シ上司ノ指揮ヲ受ケ應急ノ處理ヲ爲スヘシ
- 第四十三條 宿直ヲ別ツテ左ノ通トス
- 一、平日宿直
- 一、休日宿直
- 平日宿直ハ退廳時刻ヨリ翌日登廳時刻迄トシ休日宿直ハ平日ノ登廳時刻ヨリ翌日登廳時刻迄トス
- 第四十四條 宿直員ハ退廳後ノ廳中取締及臨時ノ事務ヲ處辨スヘシ
- 第四十五條 宿直ハ書記技手掃除巡視書記補女子ヲ除ク中一人使丁一人ヲ以テ之ニ充テ必要アルトキハ其ノ人員ヲ増加スルコトアルヘシ
- 第四十六條 宿直員ハ第一課主任之ヲ主管シ抽籤ニ依リ順番ヲ定メ前日迄ニ通知スヘシ
- 第四十七條 病氣出張等既ニ届出又ハ命令ヲ受ケタル者宿直ニ當ルトキハ順次繰上通知スヘシ
- 第四十八條 新任者ハ拜命ノ日ヨリ七日經過シタル後宿直スルモノトス
- 第四十九條 前條ノ通知ヲ受ケタル者病氣其ノ他正當ノ事故ニ依リ宿直ヲ爲ス能ハサルトキハ第一課主任

第三編 行政 第一章 行政機關

ニ申出ツヘシ此ノ場合ニアリテハ次番者ヲ繰上クヘシ
宿直中前項ノ事故ニ依リ退廳セントスルトキハ次番者ニ通知シ其ノ登廳ヲ待ツテ引繼ヲ了シタル後退
廳スヘシ

第四十六條

前二條ニ依リ宿直ヲ爲サ、リシ者ハ出勤シタル翌日宿直セシムルモノトス

第四十七條

宿直員ハ左ノ簿冊ヲ受ケ宿直時限後文書物品ト共ニ文書係若ハ次番者ニ引繼クヘシ

一、宿直日誌

二、宿直通知簿

三、吏員住所簿

四、埋火葬認許ニ要スル書類及用紙

五、宿直員召集事務ニ關スル心得書類

六、其ノ他宿直中必要書類及物件

第四十八條

宿直中到達シタル文書物品ハ宿直員ヨリ翌朝文書係又ハ次番者ニ引繼クヘシ

但シ至急親展及電信等急ヲ要スト認ムルモノハ直ニ宛名ニ送付スヘシ到達文書物品書留郵便並ニ現金
有價證券ノ類ハ宿直日誌ニ記載シ文書係又ハ次番者ニ引繼クヘシ

宿直中各係ヨリ預リタル物品ハ宿直日誌ニ記載シ翌朝之ヲ返付スヘシ

第四十九條

陸海軍召集事務其ノ他緊急事件ノアルトキハ主務課主任及主務係ニ通報シ其ノ他宿直中ニ生
シタル急施ヲ要スル事件ニシテ疑義ニ涉ラサル輕易ノモノハ自ら處理シ其ノ他ハ上司ノ指揮ヲ受ク等

臨機ノ處置ヲ爲スヘシ

第五十條

町内ニ出火アリタルトキハ直ニ町長助役及主務課主任ニ通報スヘシ
廳舎附近ノ火災其ノ他非常事件アルトキハ直ニ上司ニ通報スルト同時ニ速ニ臨機ノ處置ヲ爲スヘシ

但シ夜中出火其ノ他非常事件アルトキハ玄関及門前ニ提灯ヲ點スヘシ

第五十一條 宿直中吏員ノ登廳シタルトキハ其ノ事由及氏名ヲ日誌ニ記載シ夜勤者アルトキハ夜勤簿第八
號様式ニ相當記入ヲ爲スヘシ

第五十二條 宿直員ハ勤務中時々廳中ヲ巡視シ特ニ火爐ニ注意スヘシ

附 則

第五十三條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(以下第一號乃至第八號様式省略)

津島町公告式は明治二十四年六月十二日これを定め、當町條例及規則等は左記三

ヶ所に揭示することとした。

津島町役場門前揭示場

同町大字津島字坂口町揭示場

同町大字向島字堺町揭示場

次いで大正十一年四月二日許可を得て更に左の二ヶ所を増す旨告示した。

津島町大字津島字本町揭示場

同町大字津島字下中島小辻揭示場

然るに昭和十二年三月二十七日これを改正して、津島町役場門前一ヶ所のみとした。

町役場廳舎は引續き、篠場にあつたが、昭和三年二月二十八日町會に於て御大禮記

念として天王線南側大字津島字小沼口ノ割五百四十七番地ノ二、五百五十五、五百五十六番地字藤瀨イノ割五十一、五十二番地に改築することを議決し、役場建築臨時委員を設けて着々準備を整へ、昭和十年七月金參萬五百圓を以て木骨造二階建本館及附屬家の建築を契約し、同年十月十日上棟式を擧げ、翌十一年三月竣成して、五月十八日新廳舎に引移つた。尤も落成式は十月二日行つたのである。尙倉庫物置等は同十一年三月金參千壹百圓を以て建築を契約し、同七月落成した。

左に昭和十三年三月三十一日現在役場吏員を掲げる。

町長	山口嘉吉	主任	池上士郎
助役	缺員	技師	田中直行
収入役	缺員	技手	水谷幸三
収入役代理	平野賢次郎	技手	松井正一
主任(兼)	八木瀧三郎	書記補	角田孝行
書記	杉浦末吉	書記	鈴木勝明
書記	大江善之助	書記	大橋増太郎
書記	伊藤久敏	書記	大江久太郎
掃除巡視	尾串忠一	書記	加藤要
書記補	友松富狭子	書記補	高木藤子

主任	八木瀧三郎	主任	織田せきを
書記	服部源太郎	主任代理	平野賢治郎
書記	木全良一	書記	鈴木正純
書記	平野岬	書記補	加藤金松
書記	山田森延	書記補兼交換手	伊藤美子
書記補	松浦徳太郎		

次に各種委員を掲げる。

學務委員	内川正哉
小島音三郎	神谷徳治
寺本圭一	大橋富三郎
木村清次郎	後藤利重
三輪新四郎	西村武夫
清水武男	都市計畫地方委員會委員
飯坂金一	宇佐美芳兵衛
津田伊三郎	八木榮太郎
飯田伊三郎	土木委員並臨時都市計畫調査委員
大島源司	津坂金一
山田常三郎	横井孝至
眞鍋信成	宇佐美芳兵衛

書記補	織田せきを
書記	平野賢治郎
書記	鈴木正純
書記補	加藤金松
書記補兼交換手	伊藤美子

飯田伊三郎	八木榮太郎
渡邊融	小學校校舍建築臨時委員
加藤清吉	吉川金龍
上田徳太郎	佐藤善一
堀田徳太郎	伊藤小三郎
友松良三	飯尾伊三郎
淺野長一	加藤守之助
渡野融	竹村晴一
永井義高	
臨時町是調査委員	
山田常三郎	堀田徳太郎

横井孝至 垣見九一郎
飯尾伊三郎 宇佐美俊郎

羽柴宗輔 加藤守之助
竹村晴一

終に海部郡役所は明治七年十月その前身たる第六大区會所を神守村に置いたのが、同九年八月二十一日第六區會所と改稱せられ、同年十二月當地米之座に移轉し、十一年十二月二十七日海東西郡役所となつた。然るに同二十四年六月二十二日海西郡役所の彌富村に設置せらるゝに及び、海東郡役所となつたが、大正二年七月海東西兩郡合併して海部郡役所になり、廳舎狹隘の爲字小沼口に改築するに決し、大正四年十月二十五日縣知事の認可を得て工事に着手し、竣成の上同五年五月二十七日より新廳舎に移轉執務した。然るに官制改正の結果同十五年六月三十日廢廳するに至つた。左に歴代郡長名を掲げる。

海東海西郡長

横田太一郎 自明治十一年十二月二十日
至同二十四年三月三十一日
海東郡長

横田太一郎 自明治二十四年四月一日
至同二十七年八月六日

市川信順 自同三十三年九月二十七日
至同三十六年五月八日

岸田浩 自同三十八年七月八日
至同四十二年四月三十日

春名頼 自明治二十七年八月十六日
至同三十三年九月二十七日

山田正 自同三十六年七月八日
至同三十八年七月八日

菅田治 自同四十二年四月十六日
至大正二十四年六月十六日

木原勝太郎 自大正二年六月十六日
至同二年七月一日

木原勝太郎 自大正二年七月十五日
至同三年八月十五日

堀江貞二 自同八年三月三十一日
至同九年一月十二日

板津森三郎 自同十一年八月二十四日
至同十一年七月四日

平良加 自同十三年二月二十七日
至同十三年十月四日

伊藤喜平 自大正八年八月十五日
至同八年三月三十一日

根來長太 自同九年八月二十四日
至同九年二月三日

勝田勝千代 自同十一年七月四日
至同十一年二月二十七日

足立彌四郎 自同十三年七月一日
至同十五年七月一日

〔愛知縣史、愛知縣報告、元海部郡役所書類、津島町役場書類〕

第二章 議政機關

第一節 衆議院議員

明治二十二年二月十一日帝國憲法の發布と同時に、議院法の公布せらるゝや、愛知縣は衆議院議員選舉法により、各郡市を通じて選舉區を十一區に分ち、每區一議員を選出した。當時海東海西二郡は合せて第六區である。同三十五年五月選舉法の改正があつて大選舉區制となり、愛知縣は名古屋市より二名郡部より十一名の議員を選出したが、後再小選舉區制に復し、更に大正十四年普通選舉法の第五十議會を通過する

や中選舉區制と變じ、本縣は選舉區を五區に分ち、一區より三名乃至五名を選出することゝなつた。而して一宮、丹羽、葉栗、中島、海部の一市五郡は第四區に屬し、議員の定數は三名である。

明治二十三年七月第一回選舉より昭和十二年四月の總選舉に至る迄當町出身當選議員は次の通りである。

加藤喜右衛門 第二回、明治二十五年二月補缺當選、同二十六年十二月解散

第三回、同二十七年三月當選、同三十年十二月解散

第二節 縣會議員

愛知縣に於ては明治十二年五月始めて府縣會規則に依りて縣會議員の選舉を行つた。當時縣會議員總數は五十名にして海東郡の定員は三名である。後屢變遷があつたが、同三十二年十月府縣制の改正によつて總數四十九名、内海東海西郡定員三名となつた。次いで同三十六年十月議員總數五十名となり、大正十一年四月法律第五十五號を以て府縣制は改正せられ、目下は五十八名であるが、大正二年七月海東海西兩郡は合併して海部郡となり、定員は三名である。左に當町出身議員を掲げる。

大橋助左衛門 明治十二年五月當選

神田春三 同

矢野俊藏 明治十二年五月當選、同十三年十月當選、同十五年十月當選、同十六年三月二十五日死亡

渡邊新兵衛 明治十三年十月當選、同十五年十月當選

加藤喜右衛門 明治十七年二月當選、同十九年一月當選、同二十一年一月當選、同二十三年四月當選、同二十五年四月當選、同三十二年九月當選

岡本清三 明治二十三年四月當選、同二十五年四月當選、同二十五年十月當選、同二十七年十月當選、同三十二年九月當選

兒玉柳吉 昭和六年九月當選、その後失格、同八年五月八日補缺當選、同十年九月當選

第三節 郡會議員

明治二十三年五月郡制の公布あり、本縣に於ては翌二十四年四月一日よりこれを施行した。當時の郡會は町村會より選出したる議員と、大地主より選出したる議員と

を以て組織せられ、議員の定数は郡の大小に依りて同じからず、最多二十名、最少十三名にして、海東郡は二十名で、この内大地主の互選に係る議員六名である。同三十二年三月郡制の改正あるや、本縣は七月一日よりこれを施行し、これに依りて從來の複選法並に大地主互選法は廢せられ、隨つて議員數にも變更を來し、海東郡は定員三十名となつた。爾後人口の増減、町村の廢合等に依つて多少の異同あり、殊に同三十九年六月各郡に於て町村の廢合が大々的に行はれた爲、議員數に變動があつたが、海東郡は依然として三十名である。かくして大正十二年三月に至り郡制の廢止となつた。今當町出身郡會議員を擧ぐれば次の通りである。

- 岡本清三 明治三十二年九月當選、同三十六年九月當選
- 平野關五郎 明治三十二年九月當選、同四十年九月當選、同四十四年九月當選、大正十年九月當選
- 堀田理右衛門 明治三十二年九月當選
- 加藤喜右衛門 明治三十二年九月當選、同三十五年六月失格、同三十六年九月當選、同四十四年九月當選
- 服部海治郎 明治三十五年十月補缺當選

- 大橋助左衛門 明治三十六年九月當選
- 大橋武左衛門 明治三十六年九月當選、同四十年九月當選
- 大橋菊次郎 明治四十年八月補缺當選、大正六年九月當選
- 平野海治郎 明治四十年九月當選
- 淺井金次郎 明治四十年九月當選
- 渡邊雅彦 明治四十四年九月當選、大正六年九月當選、同十年九月當選
- 松原賢之助 明治四十四年九月當選
- 安藤磯吉 大正六年九月當選
- 水谷雄二 大正十年九月當選

第四節 町村會

明治十年十一月二日日本縣甲第二百三十六號を以て町村會設立に關する布達を發せられた。次の通りである。

古今政治ノ患トスル所ノモノハ上意下ニ通セス下情上ニ達セス民心危懼ヲ懷キ百事振ハサルヨリ大ナルハナシ然リ而シテ此患ヲ除カンニハ必民會ナカルヘカ

ラス抑民會ノ事タルヤ國會アリ縣會アリ區會アリ町村會アリ隨テ其議スル所ノ
權限亦同シカラス今ヤ先ツ町村會ヲ興シ漸次進歩區會縣會ニ及ホシ上意下情交
相通シ縣治隨テ舉リ民權隨テ立チ以テ
朝廷ノ盛意ヲ翼賛スル所アラントス依テ町村會議員假選舉法同章程相添此旨布
達候事

かくて町村をしてその費用の收支、共有物の處分、共同貯蓄の事を議せしめ、同十一年
七月太政官布告第十七號を以て郡區町村編成法を制定して下級行政區劃を定めら
れ、同十二年三月二十二日甲第三十八號を以て本縣町村會規則の制定あり。次いで同
十三年四月八日太政官布告第十八號を以て區町村會法を布告し、町村會は地方の便
宜により規則を定め、裁定を受けて開會することゝなつたから、本縣に於ても同年四
月二十六日甲第五十一號を以て該公布に準據して規則を調整し、開申すべき旨を布
達した。併し當時津島町戸長に於て制定したる村會規則は今これを明にすることを
得ない。

同十七年五月太政官布告第十四號を以て區町村會法の發布あり。同年六月二十五
日本縣は右布告に基き、甲第五十一號を以て區町村會法施行規則を布達し、議員の數

を定め、その任期従前四ヶ年たりしを六ヶ年に改めた。同二十一年四月新町村制公布
せられ、翌年十月一日これを實施するに及び、津島町に於ける議員定數は二十四名に
して、その任期は六ヶ年を一期とし、三年毎に半數を改選することゝなつた。次いで同
四十四年九月町村制の改正により議員の任期は四ヶ年となつた。町會會議規則に關
しては曩に町村制實施の際制定せられたものと思はるゝを次に掲げる。

津島町々會議事細則

- 第一條 議場ハ本町公會場ニ於テ之ヲ開設ス
- 第二條 會議ハ午後第四時ヨリ始メ同十時ニ終ル時宜ニ依リ伸縮スルハ議長ノ指揮ニ依ル
- 第三條 議場ノ着席順次ハ豫メ抽籤ヲ以テ議員ノ番號ヲ定メ毎會其席ニ着ク議場ニ於テ總テ番號ヲ稱シ直ニ氏名ヲ稱スヘカラス
- 第四條 議案ノ可否ハ通常三次會ヲ經テ之ヲ議決スヘシ其順序左ノ如シ
 - 第一次會ハ議題ノ大意ヲ議シ其議題ノ爲メ第二次會ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決スヘシ
 - 第二次會ハ議案ヲ逐條討論議決シ其議案ノ爲メ第三次會ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決スヘシ但議決セル條節ノ整理ヲ要スルトキハ之ヲ委員ニ付シ其報告ヲ待テ第三次會ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決スヘシ
- 第三次會ハ全案ニ就テ議決スヘシ

- 第五條 出席ノ議員ハ可否ノ數ニ入ラサルヲ得ス
- 第六條 出席議員ノ過半數ヲ以テ可決シタルトキハ三次會ノ順序ヲ省略スルコトヲ得

第七條 凡ソ可否ノ數ヲ算スルハ起立シテ之ヲ表セシム

第八條 議事ハ起立シテ必ス議長ノ許可ヲ得而シテ發言スヘシ
但相互ニ問答スルヲ許サス

第九條 發議中ハ他ノ議員ハ沈黙靜聽シ能ク其論脈ヲ貫徹セシムヘシ

第十條 凡一議件未タ了ラサルニ他ノ事件ヲ發議スヘカラス

第十一條 修正說ヲ提出セント欲スル者ハ録シテ文案トナシ之ヲ議長ニ出シ又ハ議席ニ於テ陳述スルコトヲ得

第十二條 修正說ハ第二次會ニ於テ贊成ナキモノ及ヒ三次會ニ於テ二名已上ノ贊成ナキモノハ議題トナスコトヲ得ス

第十三條 議事中ハ議長ノ許諾ヲ得ルニ非サレハ議席ヲ進退スヘカラス

第十四條 會議上ノ事故ヨリ平素ノ交誼ヲ失スル歟又ハ私情ニ泥ミ愛憎偏頗ノ所作アルヘカラス

第十五條 開議中喫茶吹烟ハ勿論總テ雜談ヲナスヘカラス

第十六條 議員ノ出頭ハ口頭ヲ以テ書記ニ告ケ缺席スルトキハ開會時間ニ先チ議長ニ届出ヘシ
但正當ノ事故ナク遲參又ハ缺席ヲ許サス

第十七條 議事ノ終始ハ擊柝ヲ以テ之ヲ報ス

第十八條 議員無届缺席スル歟又ハ正當ノ事故ナク遲參若クハ缺席スルトキハ遲參金拾錢、缺席ハ金三拾錢
過怠金ヲ科ス

第十九條 議事中ノ整理ハ前各條ノ外渾テ議長ノ指揮ニ隨フヘシ
第二十條 本則ハ每會通シテ適用スヘシ

次に町會議員の選舉は初め二級に分つてこれを行つたが大正十五年六月法律第七十五號を以て町村制第十三條を削除せられたからこれを二級に分たざることになつた。町會議員の氏名次の如くである。

明治二十二年十月二十四日二級二十五日一級選舉(一二級の區別明ならず尙二級選舉無效の爲二級のみはその後の選舉に係る)

平野清一	平野常三郎	友松元太郎	遠山孝三
矢野清左衛門	伊藤與七	平野六左衛門	山田彦右衛門
服部清右衛門	堀田長左衛門	伊藤八兵衛	堀田理右衛門
服部恒吉	水野長八	武藤長八	伊藤光次郎
大橋助左衛門	加藤作兵衛	渡邊新兵衛	山田幸右衛門
富永直三郎	村瀬英則	岡本清三	加藤甚一
明治二十五年十月二十四日選舉	二級選出		
森與次右衛門	岡本清三	水野長七	遠山孝三
村瀬英則	服部恒吉		
同年十月二十五日選舉	一級選出		
伊藤與七	友松元太郎	武藤長八	淺井悅五郎

伊藤八兵衛

大橋儀左衛門

伊藤嘉兵衛

明治二十八年十月二十四日選舉 二級選出

柴田半右衛門

井澤重次郎

平野常遊

松原賢之助

堀田理右衛門

平野竹三郎

同年十月二十五日選舉

一級選出

加藤喜右衛門

伊藤光次郎

伊藤長七

伊藤勇

加藤甚七

加藤淺七

明治三十一年十二月十八日選舉 二級選出

水野富次郎

堀田峻一

平野關五郎

大橋武左衛門

渡邊新兵衛

平野清一

坪内安次郎

同年十二月十九日選舉

一級選出

伊藤與七

水野長七

服部恒吉

服部海治郎

大崎徳松

遠山孝三

明治三十二年一月二十日選舉 二級選出

渡邊新兵衛

大橋武左衛門

水野富次郎

堀田峻一

平野清一

坪内安次郎

平野幸右衛門

明治三十四年十月二十四日選舉 二級選出

柴田半右衛門

平野竹三郎

加藤淺七

水谷淺二郎

松原賢之助

垣見源右衛門

同年十月二十五日選舉

一級選出

岡本清三

加藤喜右衛門

伊藤光次郎

堀田理右衛門

堀田徳藏

淺野清助

森與次右衛門

明治三十七年十月二十四日選舉 二級選出

森與次右衛門

水野富次郎

高木友三郎

遠山孝三

平野常遊

伊藤彦左衛門

同年十月二十五日選舉

一級選出

大橋助左衛門

大橋武左衛門

加藤喜右衛門

宇佐美徳次郎

水野長七

伊藤與七

平野清一

淺野清助

明治四十年十月二十四日選舉 二級選出

伊藤光次郎

平野竹三郎

大崎徳松

大橋菊次郎

淺野清助 鬼頭錠太郎 岡本清三

一級選出

羽柴宗輔 寺本竹次郎 宇佐美重助 伊藤正太郎

松原賢之助 杉田綱次郎

明治四十三年十月二十四日選舉 二級選出

大橋武左衛門 吉川房次郎 服部信太郎 岡本清三

山田幸一 淺井代次郎 平野常遊

同年十月二十五日選舉 一級選出

友松信次郎 渡邊雅彥 安藤磯吉 加藤喜右衛門

遠山孝三 水野富次郎

大正二年十月二十四日選舉 二級選出

服部秀助 服部信太郎 大橋菊次郎 平野海治郎

日比野豊吉 伊藤光次郎 堀田増太郎 宇佐美重助

松原賢之助 安藤磯吉 淺井代次郎 加藤慶太郎

同年十月二十五日選舉 一級選出

大橋武左衛門 平野關五郎 遠山孝三 宇佐美三代吉
友松信治郎 渡邊雅彥 水野彌吉 水野富次郎
伊藤長七 伊藤正太郎 羽柴宗輔 加藤喜右衛門

大正六年十月二十四日二級二十五日一級選舉

平野常吉 平野關五郎 鈴木茂七 加藤喜右衛門

渡邊雅彥 水谷雄二 多田可繼 加藤六太郎

遠山孝三 堀田増太郎 伊藤長七 服部信太郎

宇佐美徳次郎 加藤甚之助 水野富次郎 林初次

羽柴宗輔 大橋菊次郎 大橋武左衛門 伊藤光次郎

友松信治郎 山田丑丸 松原賢之助 小島音三郎

大正十年十月二十四日二級二十五日一級選舉

淺井式三郎 津坂金一 鈴木俊藏 堀田齋藏

友松信治郎 小出富三郎 伊藤光次郎 佐藤幾次郎

伊藤榮四郎 三輪新四郎 佐藤米次郎 坪内安次郎

内田由太郎 加藤頼二 平野秀夫 兒玉柳吉

後藤慶助 川村實太郎 多田可繼 大橋菊次郎
渡邊雅彥 羽柴宗輔 堀田增太郎 水谷雄二

大正十四年十月二十四日二級、二十五日一級選舉

山田常三郎	三輪新四郎	伊藤鶴次郎	太田光次郎
大橋富三郎	伊藤榮四郎	木村清次郎	松原賢之助
淺井式三郎	大鹿 潔	橫井寅三	川村實太郎
高 木 齋	堀田德太郎	加藤守之助	關谷新右衛門
小出富三郎	吉川房次郎	堀田 齋藏	住田宗太郎
小島晉三郎	加藤澤次郎	水谷雄二	加藤 倉
八木榮太郎	伊藤榮四郎	吉原一之	津坂金一
大橋菊次郎	大 鹿 潔	大橋富三郎	淺井式三郎
堀田增太郎	原 鈺	鈴木福次郎	神谷德治
杉浦金司	草野貞治郎	橫井小三郎	佐藤善一
小島晉三郎	住田宗太郎	野田米次郎	木村清次郎

昭和四年十月二十四日選舉

寺本圭一 田中清七 山田常三郎 平野秀夫

昭和八年十月二十四日選舉

山田宗一	吉川房次郎	堀田新五郎	大橋菊次郎
安藤善雄	服部重助	山本慶四郎	神谷德治
田中清七	大橋富三郎	堀田增太郎	吉原一之
大金豊松	木村清次郎	橫井小三郎	内川正哉
大鹿悅次郎	平野信二	垣見廣三郎	中野繁太郎
小島晉三郎	三輪新四郎	鈴木福次郎	寺本圭一

昭和十年十二月十五日選舉

淺野長一	橫井孝至	津坂金一	堀田德太郎
宇佐美芳兵衛	加藤守之助	永井義高	飯尾伊三郎
飯田伊三郎	羽柴宗輔	宇佐美俊郎	渡邊 融
加 藤 旭	竹村晴一	上田清吉	八木榮太郎
伊藤小三郎	山田常三郎	真鍋信成	吉川金龍
垣見九一郎	友松良三	大橋善六	若山松次郎

昭和十一年二月二十六日補缺選舉

佐藤善一 大島源司

第五節 向島區會

明治二十五年海東郡長は地方學事通則第二條及小學校令第三十條により、小學校教育事務の爲津島町を分畫して大字向島に區を設けることとなり、同區會に於て左の如き條例を設けた。

愛知縣海東郡津島町區會條例

第一條 地方學事通則第二條ニ依リ町村制第十四條ヲ適用シ本町ニ左ノ區會ヲ設ケ向島區會(大字向島)

第二條 區會ノ其區會ニ屬スル教育事務ニ關シ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

- 一、小學校令第四十三條ノ負擔ニ關スル歳入出豫算ヲ定メ豫算外支出及豫算超過ノ支出ヲ認定シ并ニ決算報告ヲ認定スル事
- 二、法律勅令ニ規定スルモノヲ除クノ外前項ノ歳入ニ關スル町税ノ賦課徵收方法ヲ定ムル事
- 三、學校ニ屬スル財産ノ賣買交換讓渡ヲ爲ス事
- 四、基本財産ノ處分ニ關スル事
- 五、寄附物件ノ受諾ニ關スル事

第三條 區會議員ノ定員ハ十人ト定ム

第四條 區會議員ノ任期ハ四年トシ每二年其半數ヲ改選ス

第五條 區會議員ノ選舉ハ等級ヲ設ケス

第六條 區會ハ議員半數以上出席スルニアラサレハ議決スルコトヲ得ス

但同一ノ議事ニ付招集再會ニ及フモ議員半數ニ滿タサルトキハ此限ニアラス

第七條 前數條ノ外本條例ノ本旨ニ從ヒ總テ町制ノ規程及本町會ノ例ヲ適用ス

是に於て同二十六年十二月十五日第一回區會議員の選舉を行ひ、定員十名で區會を開き、左の如き議事細則を定めた。

海東郡津島町向島區會議事細則

第一章 總 則

第一條 議員ハ議長ノ招集狀ニ依リ招集シタル日時ニ其指定スル會議所ニ出頭スヘシ

第二條 議員出頭シタルトキハ會議所ニ備ヘタル出席議員名簿ニ捺印ヲ押捺スヘシ

第三條 議員ノ席次ハ抽籤ヲ以テ號數ヲ以テ每會其席ニ着スヘシ

第四條 會議細則ノ疑議ハ議長之ヲ決スヘシ

但議長ハ會議ニ諮ヒ之ヲ決スルコトヲ得

第二章 開會閉會

第五條 會議ハ通常午前九時ニ開キ午後五時ニ閉シ

但議長ノ意見又ハ會議ノ議決ニ依リ其時間ヲ伸縮スルコトヲ得

第六條 開會又ハ閉會ハ號鐘若シカハ擊柝ヲ鳴シテ之ヲ報ス其休憩ノ終始ニ於ケルモ亦同シ

第七條 定時ニ至ルモ出席議員半數以上ニ充タサルトキ議長ハ相當ト思料スル時間ヲ猶豫シ尙ホ其定數ニ充タサルトキハ再招集ヲ行フヘシ

第三章 議事

第一節 動議

第八條 凡ソ動議ハ一人以上ノ賛成者ヲ待テ議題ト爲ス
但特ニ規定シタル者ハ此限ニアラス

第二節 讀會

第九條 第一讀會ニ於テハ議長書記ヲシテ議案ヲ朗讀セシメタル後議員ハ其議案ニ就キ議長又ハ特ニ議長ノ委任ヲ受ケタル吏員ニ對シ質問ヲ行フコトヲ得
但議長ハ便宜其朗讀ヲ省略スルコトヲ得

第十條 議長質問盡キタリト認メタルトキハ會議ニ諮ヒ第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決スヘシ

第十一條 第二讀會ヲ開クヘカラスト決シタルトキハ其議案ヲ廢棄シタルモノトス

但議長ハ便宜議案ノ朗讀ヲ省略スルコトヲ得議長ハ逐條審議ノ順序ヲ變更シ又ハ數條ヲ連ネ又ハ一條ヲ分割シテ審議セシムルコトヲ得
但議員ノ異議ヲ提出スルモノアルトキハ其賛成ヲ待テ討論ヲ用ヒスシテ之ヲ決スヘシ

第十二條 第二讀會ニ於テハ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ提出スルコトヲ得

第十三條 第二讀會ノ審議ヲ終リタルトキハ其議案ニ就キ第三讀會ヲ開クヘキヤ否ヤヲ議決スヘシ若シ之ヲ否決シタルトキハ其議案ハ廢棄シタルモノトス

第十四條 第二讀會ニ於テ議長ハ會議ニ諮ヒ第三讀會ヲ省略シ第二讀會ヲ以テ確定議トスルコトヲ得

第十五條 第三讀會ニ於テハ第二讀會ニ於テ議決シタル議案ノ全体ニ就キ可否ヲ議決スヘシ
第十六條 第三讀會ニ於テハ三名以上ノ賛成者アラサレハ修正ノ動議ヲ議題ト爲スヲ得ス

第三節 討論及修正

第十七條 凡ソ討論ハ議題外ニ涉ルコトヲ得ス

第十八條 發言セント欲スルモノハ起立シテ議長ト呼ヒ且自己ノ番號ヲ告ケ議長ノ許可ヲ得テ之ヲ行フヘシ若シ二人以上發言ヲ求ムルモノアルトキハ議長ハ先起立者ト認ムルモノニ發言ヲ許シ其起立同時ナルトキハ議長之ヲ選定スヘシ

第十九條 討論終局ハ議長之ヲ宣告ス

發言未タ盡キスト雖モ議員ハ討論終局ノ動議ヲ提出スルコトヲ得此場合ニ於テ議長ハ會議ニ問ヒ討論ヲ用ヒスシテ之ヲ決スヘシ

第二十條 議案ニ對スル修正ノ動議復雜ナルモノハ案ヲ具ヘテ議長ニ提出スヘシ

第二十一條 同一ノ議案ニ就キ數個ノ修正案ヲ提出シタル場合ニ於テハ議長其表決ノ順序ヲ定メ其原案ニ最モ遠キモノヲ先ニス若シ其順序ニ就キ議員異議ヲ爲シ賛成者アルトキハ討論ヲ用ヒスシテ之ヲ決スヘシ

第四章 表決

第二十二條 表決ノ際議場ニ現在セル議員ハ總テ表決ニ加ハラサルヲ得ス

第二十三條 議長表決ヲ探ラントスルトキハ其表決ニ付スヘキ問題ヲ宣告スヘシ

議員ハ宣告ノ後其議題ニ就キ發言スルコトヲ得ス

第二十四條 表決ハ議長先ツ其問題ヲ可トスルモノ、起立ヲ命シ書記ヲシテ起立者ノ計算ヲ爲サシメ其可否ノ結果ヲ宣告スヘシ

但議長ハ時宜ニ依リ投票ヲ以テ其可否ヲ表決セシムルコトヲ得

第五章 議場取締

第二十五條 議員出席スルトキハ洋服又ハ羽織ヲ着用スヘシ

第二十六條 議事中ハ喫烟及私語ヲ禁ス

第二十七條 議員ハ議長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ議事中其席ヲ退クコトヲ得ス

第二十八條 遅參ノ議員ハ議長ノ許可ヲ得タル後議席ニ着スヘシ

第二十九條 缺席ノ議員ハ會議時刻前ニ必ス其事由ヲ届出ツヘシ

第三十條 凡ソ議場ニ於ケル秩序ノ問題ハ議長之ヲ決ス

但議長ハ會議ニ諮ヒ之ヲ決スルコトヲ得

議員の任期は四年で、二年毎に半数改選を行つたが、後全部改選となつた。區會議員の氏名次の如くである。

明治二十六年十二月十五日選舉

津坂 彌七 加藤 淺七 加藤 甚七 服部 善吉

山口 精一 佐藤 藤助 中野 金兵衛 坪内 安治郎

横井源右衛門 坪内 勇吉

明治二十八年十二月十四日選舉

津坂 彌七 宇佐美三代吉 加藤 淺七 平野與左衛門

加藤兵右衛門

明治三十年十二月十五日選舉

横井源右衛門 坪内 勇吉 坪内 安治郎 中野 金兵衛

宇佐美善作

明治三十二年十二月十五日選舉

津坂 彌七 堀田理右衛門 加藤 淺七 宇佐美三代吉

加藤 甚七

明治三十四年十二月十五日選舉

宇佐美善作 森 與次右衛門 中野 金兵衛 横井源右衛門

坪内 勇吉

明治三十六年十二月十五日選舉

加藤 淺七 堀田七治郎 加藤 甚七 津坂 彌七

堀田理右衛門

明治三十八年十二月十五日選舉

森 與次右衛門 宇佐美三代吉 横井源右衛門

津坂金兵衛明治四十年十月六日辭職

中野金兵衛

明治四十年十二月十五日選舉

加藤鐵次郎

堀田理右衛門

飯尾伊兵衛

大橋慶三郎

坪内安次郎

服部信太郎補缺

明治四十二年十二月十五日選舉

森 與次右衛門

渡邊辰次郎

伊藤斧三郎

佐藤午次郎

服部信太郎

明治四十四年十二月十五日選舉

渡邊辰次郎

後藤慶助

伊藤斧三郎

佐藤午次郎

服部信太郎

鬼頭錠太郎

中野金兵衛

寺本竹次郎

坪内安次郎

梶田増太郎

大正四年十二月十五日選舉

後藤慶助

本田米三郎

宇佐美德次郎

鈴木新九郎

加藤甚之助

坪内安次郎

佐藤政吉

服部信太郎

横井愛次郎

加藤彌兵衛

然るに大正七年三月三十日向島區會及津島町會に於て向島區會廢止に關する知事の諮問案を可決し、次いで向島區有財産を津島町に引繼ぐこととなつたので、同年六月限で向島區は廢止となつた。〔津島町役場書類〕

第三章 租 稅

第一節 國稅及縣稅

藩政時代に於ては諸侯各その封土を分治し、諸國はその租稅の法を異にするけれども、概ね檢地を以て耕地の廣狹を測り、石盛を以て地味の肥瘠を決し、檢見を以てその歳の免相即ち租額を定めた。然るに廢藩置縣に及び始めて地券を發行し、地租の收納規則を立て、次いで同六年七月二十八日地租改正に關する上諭を垂れ給ひ、又布告を發して舊來の田畑貢納法を廢し、地券の調査終るを待つて地券面地價百分の三を以て地租となし、且官廳及郡村等地所に課して收入するものは、總て地價に賦課し、その金額は本租三分の一より超過すべからざる旨を達した。更に同十年一月四日詔を發して、地租を減じて地價百分の二分五厘と定めらる。又雜稅は舊時はその種類極め

て多かつたが、維新以來漸次これを更正し、現今の如く地租の外、所得税、營業稅、醬油稅、資本利子稅等を課せらるゝに至つた。

愛知縣に於ては明治六年三月始めて劇場その他の稅則を定めて施行したが、その稅目次の通りである。

劇場興業物定日小屋、小屋掛興行物、寄席藝妓、歌舞音曲類指南、大弓、揚弓店、人力車、馬車、荷車、揚火、借馬、諸藝人

又同年十月には屠牛稅を、十一月には料理屋、芝居茶屋の收稅規定を、同七年十月には席貸茶屋賦金、娼妓賦金、藝妓賦金を、同八年二月には相撲取賦金を定めた。この他修路、警察等の諸費に充つる爲、同八年二月馬車、人力車に對し正稅の外増賦金を課した。

同十一年七月從來府縣稅及民費の名を以て徵集したる府縣費區費を改めて地方稅とし、規則を定め、地租割營業稅並に雜種稅、戶數割の目に從つて徵收すべき旨布告せられ、翌十二年府縣會規則の實施せらるゝに及び、縣稅賦課規則を定め、縣の經費豫算は縣會に於てこれを議決することゝなつた。

明治三十五年七月愛知縣知事より津島町に對し、明治三十六年度以降家屋稅賦課の件に關し諮問する所があつたが、町會は早晚施行したき見込であるけれども、これが實施は尙早であると議決し、その旨答申した。併し時代の要求は徒に舊慣に捉はるゝを許さず、同三十七年度よりは從來の戶數割を廢し、代ふるに家屋稅を以てするに至つた。

現行本縣郡部縣稅賦課規則によるに、その稅目は地租附加稅、特別地稅、營業收益稅附加稅、所得稅附加稅、鑛業稅附加稅、家屋稅、營業稅、雜種稅、都市計畫特別稅の十種であつて、又營業稅、雜種稅の課目は次の如くである。

營業稅	物品販賣業	銀行業	無盡業	金錢貸付業
	物品貸付業	製造業	運送業	倉庫業
	請負業	印刷業	出版業	寫真業
	席貸業	旅人宿業	料理屋業	周旋業
	代理業	仲立業	問屋業	運河業
	棧橋業	船舶碇繫場業	貨物陸揚業	兩替業
	湯屋業	理髮業	寄席業	遊技場業
	遊覽所業	藝妓置屋業		

雜種稅

船車	馬車、人力車、荷積牛馬車、荷積大車、荷積小車、自轉車、自動車、自動自轉車	水車	電柱
倉庫	畜犬	狩獵	不動產取得
漁業	遊藝師、匠	技藝士	傭人、妓
演劇諸興行	遊藝	煽風機	
船舶取得	軌道	瓦斯管	

當町に於ける國稅及縣稅負擔額次の如くである。

國稅及縣稅負擔額

稅別	種別	昭和元年	昭和六年	昭和十一年
田租	田租	一四、三〇〇、八〇	一四、三二三、四八	五、六四四、九七
宅地租	宅地租	八、〇五三、六四	九、〇四九、三三	九、二四二、二九
烟地租	烟地租	一、二九六、九四	四五、一九〇、五四	八九〇、一七
所得稅	所得稅	四五、〇七七、五六	一三、二一四、二九	九〇、三二二、六五
營業收益稅	營業收益稅	二六、六九三、五六	七五四、七四	二五、五五九、五三
乙種資本利子稅	乙種資本利子稅	—	—	四二五、二五
臨時利得稅	臨時利得稅	九五、四二二、五〇	八二、五三二、三八	一七、五八七、四四
計	計	二八、一五	二一、二七	一四九、六七二、三〇
一人平均負擔額	一人平均負擔額	五、九七	四、四五	三三、七〇
地租附加稅	地租附加稅	二七、六九一、三六	二四、九一〇、六六	二二、一九九、一〇
特別地稅	特別地稅	—	四八六、三九	六三〇、九二
營業稅附加稅	營業稅附加稅	二四、六二八、八九	一五、五二一、一二	二九、八八一、五三
(營業收益稅附加稅)	(營業收益稅附加稅)	—	三三一、一八	八四〇、八七
都市計畫營業收益稅	都市計畫營業收益稅	—	一八、四六三、九七	四五、〇八四、六八
所得稅附加稅	所得稅附加稅	三、二五七、三三	一三、〇三六、五五	一四、四八二、二六
家屋稅	家屋稅	二九、八一五、九六	三、五四四、五八	二、一七四、九八
縣營業稅	縣營業稅	二、四八四、三三	一七、八四六、七九	一六、六〇二、八四
縣雜種稅	縣雜種稅	一八、二七〇、五九	三、八七九、一四	七、四七九、五三
縣月稅	縣月稅	七、〇〇三、一二	一、〇九九、三八	七五八、七〇
縣日稅	縣日稅	二、七九二、二八	九九、一九九、七六	一四〇、一三五、三二
計	計	一一五、九四三、八六	二五、五五	三一、五六
一人平均負擔額	一人平均負擔額	三四、二一	五、三四	六、一一

縣	稅	縣	稅
縣營業稅	縣營業稅	縣營業稅	縣營業稅
縣雜種稅	縣雜種稅	縣雜種稅	縣雜種稅
縣月稅	縣月稅	縣月稅	縣月稅
縣日稅	縣日稅	縣日稅	縣日稅
計	計	計	計
一人平均負擔額	一人平均負擔額	一人平均負擔額	一人平均負擔額

〔津島町役場書類、愛知縣史〕

第二節 町税

町税については、明治二十三年度即ち町制實施翌年度に於ける津島町歳入出豫算の表示する處によれば、當時町税として徴收せるは地價割營業割戸別割所得稅附加の四種であつて、多くは國稅及地方稅に割當てた附加稅で、その課率は左の如くである。

地價割 地租壹圓に付金五錢九厘貳毛六糸六忽即ち地租の五厘九毛貳糸六六

營業割 營業稅壹圓に付金拾八錢八厘六毛貳糸四忽

戸別割 一戸に付平均金貳拾壹錢四厘四毛五糸

所得稅附加 所得稅壹圓に付金七錢五厘四毛六糸

尤もこれは役場費に關するもので、土木費教育費等は含まない。翌二十四年度には反別一反歩につき金貳拾五錢を超過せざる程度に於て反別割を課し、明治三十年度には營業稅を別ちて國稅營業稅割縣稅營業稅割の二種となつたので、更に同三十一年度に於けるものを掲げる。

地價割 地租壹圓に付金八錢八厘即ち地租の八厘八毛

國稅營業割 國稅營業稅壹圓に付金七錢即ち營業稅の七厘

縣稅營業割 縣稅營業稅壹圓に付金拾貳錢即ち營業稅の一分二厘、但し雜種稅中月稅壹圓に付金七錢貳厘即ち月稅の七厘貳毛

戸數割 縣稅戸數割壹圓に付金壹圓四錢六厘貳毛壹糸即ち戸數割の一倍四厘六毛貳壹

反別割 耕宅地一反歩に付金七錢參厘

以上は勿論役場費に關する町稅であるが、この外土木費教育費海東郡三十九ヶ町村組合費高等小學校組合經費等も町稅として夫々負擔を分け、多くは國稅及地方稅の附加稅として徴收して居る。

明治三十七年度よりは從前の戸別割を廢して新に家屋稅を施行したが、これは民有建物の種類及敷地の地位等級に應じて差別乘率を定め、個數によつて賦課する法で、明治三十七年町會に於て等級乘率一等毎に三分五厘とし、家屋等級乘率及地位を次の如く議決した。但しこの家屋の地位等差は年々によつて多少變更がある。

第一等 拾壹個壹分五厘

堤下三百六十番地角 橋詰三百八十六番地角

第二等 拾個八分

坂口三百二十四番地 橋詰三百八十五番地角

橋詰三百四十三番地ヨリ同三百三十番地マテ南側

坂口二百四十一番地ヨリ堤下二百三十六番地マテ東側

- 第三等 拾個四分五厘
坂口三百二十番地ヨリ堤下三百六十三番地一マテ西側
橋詰三百二十五番地ヨリ同三百二十九番地マテ南側
橋詰三百四十四番地ヨリ同三百六十番地マテ北側
堤下二百三十五番地ヨリ同二百三十番地マテ東側
堤下三百六十三番地ヨリ同三百六十四番地マテ西側
- 第四等 拾個壹分
坂口三百十九番地ノ内 北家同二百四十一番地
橋詰四百五十番地ノ内 橋詰四百十四番地ノ内
- 第五等 九個七分五厘
坂口三百十九番地ノ内 南家同三百十八番地
坂口二百九十九番地ノ内 同二百九十五番地マテ南側
坂口二百四十二番地ヨリ同二百四十七番地マテ北側
橋詰四百四十九番地一ヨリ同秋葉社マテ
同四百十四番地ヨリ同四百十八番地マテ西角
- 第六等 九個四分
坂口二百四十九番地ヨリ同二百九十四番地ヨリ高町全部
- 第七等 九個五厘
辻四百二十一番地ノ内角 同五百一十番地ノ内角 同二百七十一番地ノ内角
堤下五百十七番地ヨリ本町五百二十三番地マテ西側

- 第八等 八個七分
堤下二百二十九番地ノ内ヨリ本町二百十八番地ノ内マテ東側
- 同五百二十三番地ヨリ同秋葉社マテ西側
- 第九等 八個三分五厘
今辻厨子通 厨子全部
- 第十等 八個
橋詰秋葉社ヨリ警察署マテ 馬場千八百七十三番地ノ内角
- 第十一等 七個六分五厘
上中島全部
- 第十二等 七個三分
橋詰四百二十九番地ヨリ 馬場千九百二十四番地マテ兩側
下中島全部
- 片町四百十三番地ヨリ同四百十番地ノ内マテ西側
片町三百八十七番地ヨリ同三百九十一番地マテ東側
金西切全部 同東切全部 上ノ切四百五十四番地ノ内角
坂口三百十七番地 同三百十八番地
馬場千八百七十二番地ノ内角 同千八百七十二番地ノ内角
- 第十三等 六個九分五厘
米町通 馬場千八百七十四番地

第十四等 六個六分

米町地方通 同五百六十六番地ヨリ同五百六十二番地マデ
今町全部 片町イ三百九十二番地ヨリ同四百四番地角マデ東側
片町四百九番地ノ内南ヨリ同四百五番地角マデ西側

第十五等 六個二分五厘

下小辻ヨリ正樂寺迄兩側

横町三百一十一番地角ヨリ同三百十五番地マデ西側

横町三百一十一番地ニヨリ坂口二百九十九番地マデ東側

片町番所 馬場千八百七十五番地

第十六等 五個九分

横町三百八番地角ヨリ同三百六番地ノ一角マデ西側

横町三百一十一番地ノ一ヨリ筏場社マデ東側

筏場切西三百九十六番地ヨリ筏場東切通兩側

相生町五百四十二番地ヨリ停車場迄東へ兩側

第十七等 五個五分五厘

向島堺町千九百二十一番地 同千九百二十二番地

堺町千九百二十九番地ノ一ヨリ南へ石燈籠マデ西側

堺町千九百二十六番地 同千九百四十七番地

堺町千九百二十八番地 同千九百四十六番地

相生町五百三十三番地ヨリ同五十七番地角マデ兩側

第十八等 五個二分

坂口降途二百五十番地 鉄屋町百七十二番地角

池ノ堂百十一番地西角 片町三百八十一番地角

北口六百七十九番地ヨリ同六百四十八番地マデ西側

北口六百十三番地ヨリ同六百四十四番地迄東側

筏場切西三百九十五番地ヨリ筏場西切通及片町堤迄兩側

片町壹番割閑所

向島馬場千八百十一番地ヨリ同千七百九十番地ノ一北側表通

同馬場千八百七十七番地ヨリ又吉ニノ割三百五十番地迄南側表通

同馬場千八百八十二番地ヨリ堺町千九百二十九番地迄東側

同馬場千八百七十番地ノ一ヨリ堺町千九百四十五番地迄西側

金町四百五十四番地 劇場附近

池洲西側全部 池洲南側通

第十九等 四個八分五厘

今大中兩側通 向島馬場町兩側通 中ノ町兩側通

向島上ノ町南端ヨリ北へ土橋迄兩側

池洲東側全部

堺町千九百二十番地北ヨリ同千九百十五番地迄東側

堺町千九百二十九番地ヨリ同千九百九十七番地迄西側

日光小橋ヨリ同大橋マデ兩側

第三編 行政 第三章 租稅

第二十等 四個五分

高屋敷五百四十一番地角ヨリ城之越橋迄兩側
下中正樂寺角ヨリ同澤井戸ノ角迄兩側
北口石橋ヨリ藤里學校迄兩側
今新町三十八番地ヨリ同興禪寺マテ兩側
向島^{江川町}城山一番地 同申塚二百五十四番地

第二十一等 四個壹分五厘

兼平坂上全部 小之坐町通
郡役所横町石橋マテ 日光小橋ヨリ同西端迄兩側
今朝日町病院ヨリ同踏切迄兩側
坂口閑所 高町閑所 厨子閑所
淨蓮寺横町 橋詰秋葉社裏

第二十二等 三個八分

大下二十七番地ヨリ中地中港二百三十八番地マテ兩側
御嶽山 金上ノ切通 瀬古町通
船戸通

片町三百八十番地ヨリ同三百六十六番地マテ兩側
向島江川町通

第二十三等 三個四分五厘

上川原通 小沼東西通 鉄屋町通

高屋敷東西通 中野通 成信坊門前
今踏切東ヨリ同石橋マテ

第二十四等 三個壹分

布屋通 池之堂通 藥師通
西御堂通 片町四番割通 的場通
皆戸町通 新屋敷通 江口通
向島堺町千九百四十九番地ヨリ小環千九百七十八番地マテ通兩側
堺町庚申社裏 堺町閑所
上新田通 蓮慶寺前通

第二十五等 二個七分五厘

今津島尋常小學校東横町新道
今市場石橋東 今西切北側閑所

第二十六等 二個四分

一里塚 王ノ瀬古 良王家
百體 下新田通 下町本住寺前閑所
下町正樂寺横町 郡役所横町閑所
中野東切通及突當共

第二十七等 二個五厘

向島上町中町馬場町各裏 北口ノ裏
城之越裏 瀬古裏 教津坊前

第三編 行政 第三章 租稅

- 小沼ノ裏 下町通裏 松原
 - 今宮裏 江口裏 西御堂ノ裏
 - 的場裏 船戸裏 大中切裏
 - 薬師裏 小ノ坐裏 片町四番割裏
 - 藤浪ノ割七百十番地 溜璃小路裏
 - 第二十八等 壹個七分
 - 日光裏 中地 狐島 埋田
 - 愛宕 川原ケ坪ヲノ割四百三十七番地 上新田裏
 - 寺前ノ割六百九十四番地
 - 第二十九等 壹個三分五厘
 - 新開 上ノ切裏 西ノ切裏
 - 麩屋町裏 上川原ノ裏 井戸屋裏
 - 高屋敷裏 中野裏 百體裏
 - 平ノ戸
 - 第三十等 壹個
 - 中野東切裏 寶泉寺裏
 - 上屋敷 下屋敷
- 右等級以外ノ位置ニ新築又ハ建物アルヲ發見シタル時ハ該年度ニ限り隣地若クハ類地トノ比較ヲ取り町長
其等差ヲ定ム

家屋税の個數算出方法は第一に建物の坪數を定め、第二に建物の種類率を乗じ、第三

に敷地等級の率を乗じ、以て個數を定むるのである。
總て町税の賦課率徴收時期等は毎年町會の議決を以てこれを定むる規程である
が、その明治三十九年度に於けるもの次の如くである。

町税賦課法

- 地價割 地租壹圓に付金貳拾錢
- 反別割 壹反歩に付金五錢
- 所得税割 國税壹圓に付金參拾五錢
- 國税營業割 國税壹圓に付金貳拾九錢
- 縣稅營業割 縣稅壹圓に付金參拾四錢
- 同 月稅割 縣稅壹圓に付金貳拾四錢
- 同 日稅割 縣稅壹圓に付金貳拾五錢
- 縣稅家屋割 縣稅壹圓に付金參拾四錢六厘六毛六(付貳錢)

同徵收期

- 地價割及反別割 八月二十日 十月三十日
- 家屋稅割 七月二十日 十二月三十日
- 國稅營業割及縣稅營業割 九月二十日 二月二十七日
- 所得稅割 九月二十九日 一月二十九日
- 縣稅月稅及日稅割 本稅徵收期ニ同時

大字津島中地中一色宇治下切諸桑一部負擔教育費町稅賦課法

地價割 地租壹圓に付金七錢壹厘
反別割 壹反歩に付金五錢
家屋稅割 縣稅壹圓に付金壹圓八拾九錢九厘八參參(十圓に付拾錢九厘六毛)

同徵收期

地價割及反別割 八月二十日 十月三十日
家屋稅割 七月二十日 十二月三十日

向島區教育費町稅賦課法

地價割 地租壹圓に付金拾錢
家屋稅割 縣稅壹圓に付金六拾五錢貳厘貳毛八(十圓に付拾錢六厘)

同徵收期

地價割 八月二十日 十月三十日
家屋稅割 七月二十日 十二月三十日

大字津島字又吉土木費町稅賦課法

地價割 地租壹圓に付金壹錢
反別割 壹反歩に付金五厘
國稅營業割 國稅壹圓に付金壹錢
縣稅營業割 縣稅壹圓に付金壹錢

同 月稅割 縣稅壹圓に付金壹錢

縣稅家屋稅割 縣稅壹圓に付金壹錢七厘參毛參四(十圓に付壹錢)

同徵收期

地價割及反別割 八月二十日 十月三十日
家屋稅割 七月二十日 十二月三十日
國稅營業割及縣稅營業割 九月二十日 二月二十七日

大字中地土木費町稅賦課法

地租割 地租壹圓に付金壹錢
國稅營業割 國稅壹圓に付金壹錢
縣稅營業割 縣稅壹圓に付金壹錢
縣稅家屋稅割 縣稅壹圓に付金貳圓八錢壹厘五(十圓に付拾貳錢)

同徵收期

地價割 八月二十日 十月三十日
家屋稅割 七月二十日 十二月三十日
國稅營業割及縣稅營業割 九月二十日 二月二十七日

大字向島土木費町稅賦課法

國稅營業割 國稅壹圓に付金壹錢
縣稅營業割 縣稅壹圓に付金壹錢

同 月税割 縣稅壹圓に付金壹錢

縣稅家屋稅割 縣稅壹圓に付金參拾壹錢貳厘(十圓に付壹錢八厘)

同徵收期

家屋稅割 七月二十日 十二月三十日

國稅營業割及縣稅營業割 九月二十日 二月二十七日

縣稅月稅割 本稅徵收期と同時

同三十七年八月納稅義務を怠る弊習を矯正せん爲諸收入金督促手數料條例を定め、當町諸收入金を納期後五日を経るも完納せざる時は、町長は督促令狀を發し、令狀を受けたる後五日以内に完納せざる時は國稅徵收法第三章の規定によりてこれを處分し、その督促を受けたる者より手數料として令狀一通に付金五錢を納めしめ、又同三十九年七月には手數料徵收條例を設け、證明事項は一件に付金拾錢を徵收することとし、翌四十年六月これに追加する所があつた。

明治四十一年度より臨時土木事業費等の爲津島町全體又は各大字に於て夫役割を町稅として課したが、これも同じく國稅及縣稅の附加稅である。又同四十三年度より家屋稅は縣達に基き家屋の地位の外構造にもよることとし、構造の等級を三十等に分ち、一等は十一個一分五厘、三十等是一個として、その間に三分五厘宛の差を設け、

地位等差により定めたる箇數と構造等差により定めたる箇數とを併せて、除し得たる箇數により、縣稅家屋稅率を乘じ徵收することとした。

その後大正二年三月督促手數料條例を改正して、町稅その他の收入を定期内に完納せざる時は町長は直に督促令狀を發してこれを督促し、この場合に於ては國稅滯納處分の例により處分し、延滞金壹百圓に付日歩四錢の割を以て徵收することとし、更に同年度よりは新に賣藥營業稅附加稅を課した。次いで大正十一年二月特別稅遊興稅を新設し、又手數料條例を改正して、證明事項は一件に付金拾五錢を徵收し、尙督促手數料條例を改正して、督促令狀を發する時は一通毎に金拾錢を徵收することとした。

大正十三年度よりは賣藥營業稅附加稅を廢し、又翌十四年度よりは縣稅に遊興稅の科目を設けられたので、町の遊興稅は縣稅遊興稅附加稅として賦課することとなり、又昭和二年度よりは新に縣稅特別地稅附加稅を課し、同六年度よりは縣稅藝妓稅及演劇興行稅、同十年度よりは縣稅不動產取得稅が設けられ、夫々に附加稅を課することとなつた。

又大正十五年三月八日納稅獎勵金交付規程を議決し、納額合計壹圓以上の諸稅金

を納期限内に完納したる者に對し、左記割合の納税奨励金を交付することに定めた。
 國税はその納税金額三百分の一
 縣税はその納税金額二百分の一
 町税はその納税金額百分の一

これは昭和二年二月二十六日改正して、縣税遊興税附加税は納額の百分の六、その他の町税は納額の百分の一の奨励金とし、同年四月一日公布し、更に昭和十二年二月二十二日町税は納税組合を組織したる者には納額の百分の二の奨励金を交付することに改正して今日に至つて居る。

左に明治四十一年以後毎約九年目に於ける町税賦課率及歳入を表示する。

町税 賦課率

科 目	明治四十一年度	大正六年度	昭和元年度	昭和十年度
地租附加税(地租一圓に付)	二、三三〇	宅地 二、〇二七 其他 〇、六三	宅地 二、二八〇 其他 六、六〇〇	宅地 七、九八 其他 〇、七八
所得税附加税(本税一圓に付)	三、三八〇	〇、六〇	一、四〇	〇、七八
國税營業税附加税(同)	三、〇六	〇、六〇	六、一〇	七、三九
營業收益税附加税(同)				

賣業營業税附加税(同)	三、五〇	〇、二〇	一、〇〇〇	九、〇〇
縣税營業税附加税(同)	一、〇四	一、七〇七 一、五九	二、五五〇	五、五四〇
同家屋税附加税(一圓に付 一個十個に付)				
同特別地稅附加税(本税一圓に付)				土地賃借價格の百分の三、 一の百分の九、八、一
同雜種稅附加税(同)		七、〇〇	八、〇〇	一、〇八〇
同自轉車稅附加税(同)		二、五〇	五、〇〇	五、七〇
同月稅附加税(同)	三、五〇	五、〇〇	五、〇〇	
同日稅附加税(同)	三、五〇	七、〇〇	六、〇〇	九、五〇
同遊興稅附加税(同)			一、〇〇〇	二、一四〇
同電柱稅附加税(同)				六、〇〇
同藝妓稅附加税(同)				一、〇八〇
同不動産取得稅附加税(同)				
特別稅反別割(一反歩に付)	〇、五二			

町税 歳入

科 目	明治四十一年度	大正六年度	昭和元年度	昭和十年度
地租附加税	二、二八二、八三〇	一、一九三、一七〇	二、五五五、八八〇	一、二、四二二、〇七〇
所得稅附加税	一、五三二、八三〇	一、〇〇一、三四〇	六、三五五、四六〇	七、四〇五、二四〇

年度	國稅	縣稅	町稅	合計
昭和十一年	五三〇、七〇〇	三、四五四、一四〇	二〇、九九九、一八〇	二三、三七六、七〇〇
昭和七年	一、四六五、三二〇	七、三二七、四九〇	八五、〇二一、〇二〇	七三、〇七九、九三〇
昭和元年	二、五三九、九〇〇	八六七、四七〇	二〇、三三五、〇八〇	二〇、七八四、二三〇

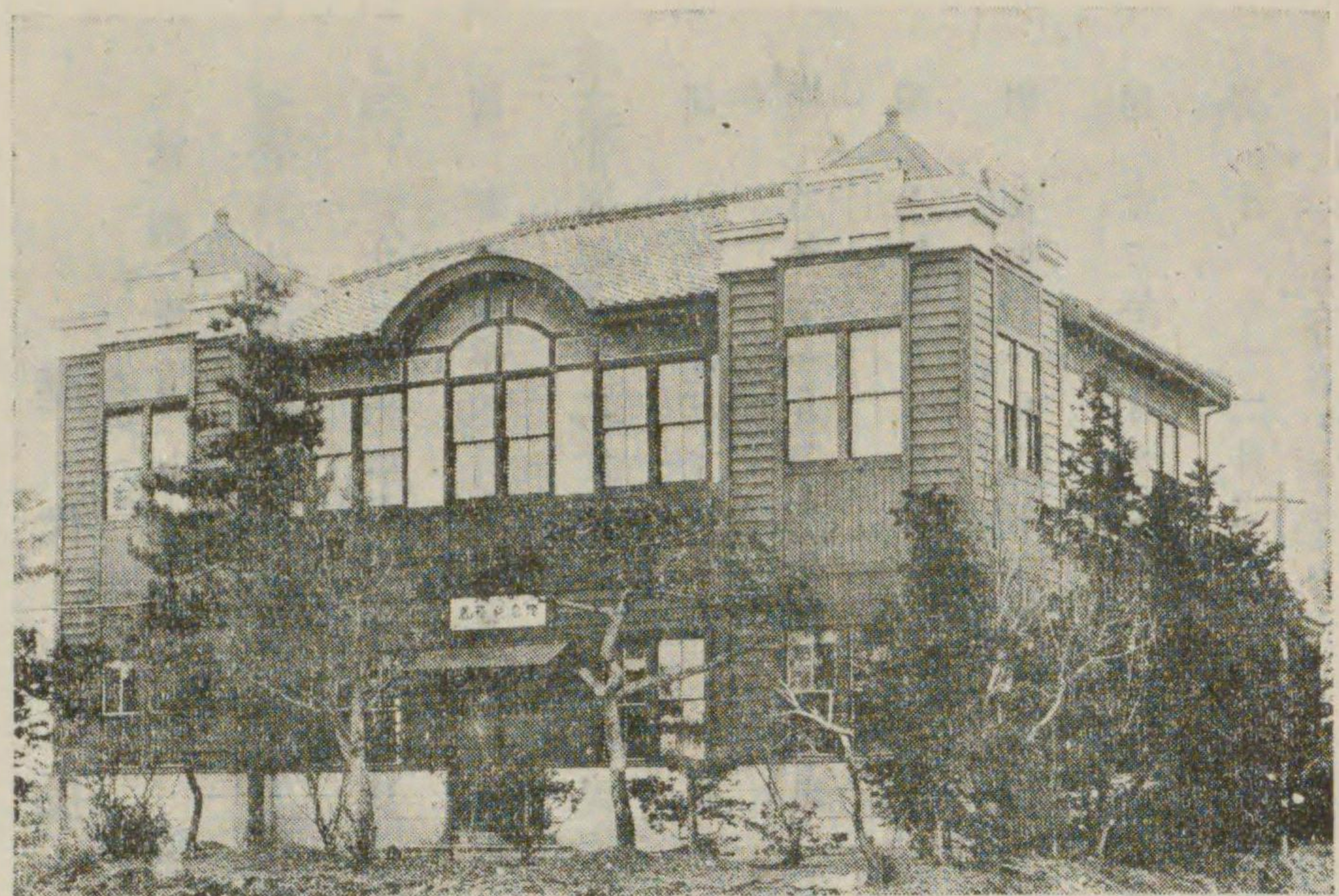
又諸税徴収額及一戸一人の負擔額左の如くである。

年度	國稅	縣稅	町稅	合計
昭和十一年	一、九七一、三三〇	一、〇二〇	一、七一一、六三〇	四、七〇三、〇〇〇
昭和七年	一、九七一、三三〇	一、〇二〇	一、七一一、六三〇	四、七〇三、〇〇〇
昭和元年	一、九七一、三三〇	一、〇二〇	一、七一一、六三〇	四、七〇三、〇〇〇

〔愛知縣史、津島町役場書類〕

第三節 津島稅務署

津島稅務署



初め郡役所内に收稅課と稱し稅務の事務を執つたが、その後收稅署と改稱せられて獨立し、次いで伊藤正太郎が布屋町伊勢正東隣に家屋を建築して貸家を提供したので、明治二十四年九月此處に移轉した。間もなく濃尾の大震災で家屋が大破損した爲、修繕中は本町河宗の裏家を借りて執務したが、修繕工事完成したので、再布屋町に移轉執務した。

明治三十五年十一月五日稅務署官制施行せらるゝに及び、地方廳より分離し、海東郡津島町に設置せられ、海東海西兩郡を管轄することゝなつた。よつて廳舎を大字向島地内天王川敷を埋立て新築して移轉したが、大正二年七月一日海東海西兩郡合併して海部郡となるや、全部を管轄することになつた爲、事

務繁多室内狹隘不便尠くないので、大字津島字小沼口ヌノ割四百九十七番地に廳舎を新築して、大正九年五月三十日移轉執務し、今日に至つて居る。

歴代署長

就職年月日	退職年月日	官名	氏名
明治三十五年十一月五日	明治四十一年十二月七日	税務屬	多田可繼
同 四十一年十二月七日	同 四十四年八月十四日	同	吉武俊雄
同 四十四年八月十四日	大正元年十月二十四日	同	石川安太
大正元年十月二十四日	同 年十月三十一日	同	丹羽道郎
同 年十月三十一日	同 三年十一月二十八日	同	太田治郎吉
同 三年十一月二十八日	同 七年九月五日	同	後藤五郎
同 七年九月五日	同 九年十一月二十一日	同	谷口麓
同 九年十一月二十一日	同 十二年一月十七日	司税官	三谷芳太郎
同 十二年一月十七日	同 十三年十二月二十日	同	小倉輝雄
同 十三年十二月二十日	昭和六年一月三十日	同	林信二
和昭六年一月三十日	同 七年七月二十五日	同	高林利七

就職年月日	退職年月日	官名	氏名
同 七年七月二十五日	同 八年六月二日	同	望月孤馬雄
同 八年六月二日	同 十年九月二十日	同	成田政雄
同 十年九月二十日	同 十二年七月一日	同	香取末雄
同 十二年七月一日	現任	同	笹本正義

〔津島税務署報告〕

第四節 愛知縣津島財務出張所

本所は昭和九年四月一日より縣稅及これに伴ふ諸收入の賦課徴收に關する事項並に外十二項の事務を取扱ふ爲、一宮半田安城岡崎豊橋新城と共に當地に設けられたもので、元の海部郡役所内にある。所長は財務主事補田邊辰之慎設立と共に任命せられ、現在に引續いて居る。〔愛知縣津島財務出張所報告〕

第四章 財政

第一節 概説

自治制度施行前にあつては、町の事業は概ね官廳の示達命令に基いてこれを施行

したのであるから、町費も亦從て僅少である。然るに明治三十二年町制を實施して一の自治體を組織するに及び、社會の進運と共に自發的に各種事業を興す必要に迫られ、これに要する費用は年々増加する計りとなつた。加之明治二十六年には郡制の發布あつて、郡の事業費をも負擔するに至り、縣稅亦漸く多きを加へ、國費亦年々多端となつて、新に營業稅、砂糖消費稅を賦課せられ、殊に日露戰役に際しては特別稅法の發布があつて、地租その他の増徴を見るに至り、更に戰後國運の發展は事業の振興と施設の完備とを促し、その結果財政の膨脹年々著しく、これが爲或は町債を起し、或は一時的借入をなすことが屢あつた。

左に當町の起債金額を年次順に列擧する。

年 度	金 額	事 由
明治二十九年	一、七四三、八六五	役場廳舎建築費
同	二、〇〇〇、〇〇〇	風水災復舊土木費
同	二二、六八一、一八四	愛知縣第三中學校敷地寄附費
同	一、〇〇〇、〇〇〇	津島稅務署建築當町出資金
同	一八、五〇〇、〇〇〇	舊債償還

年 度	金 額	事 由
同	五、三〇〇、〇〇〇	學校建築費及天王川工事費
同	二、〇〇〇、〇〇〇	小學校舎建築費
大 正	一〇、〇〇〇、〇〇〇	同
同	九〇、〇〇〇、〇〇〇	高等女學校擴張費
同	一〇、〇〇〇、〇〇〇	小學校營繕費
同	一八〇、〇〇〇、〇〇〇	小學校移轉建築費、敷地買收費

〔津島町役場書類〕

第二節 町 費

先づ明治二十七年度以降の歳出決算を判明せるだけ掲げる。

年 度	歳 出	年 度	歳 出	年 度	歳 出		
明治二七	一、八六八、八五〇	明治四〇	二、一七〇、五九三	大正 六	三、六六六、〇八〇	昭和 二	二、五三七、四〇一
同 二八	三、三三〇、五五四	同 四一	三、一〇一、七六四	同 七	一、〇一三、三九〇	同 三	三、六八四、七〇〇
同 二九	二、六〇〇、七六〇	同 四二	一、六五七、六八〇	同 八	五、六六八、二九〇	同 四	一、九五四、四九〇
同 三〇	二、九二二、五三三	同 四三	二、一三五、八四四	同 九	一、〇三六、七三〇	同 五	二、九一四、〇八〇
同 三一	五、一八一、一八六	同 四四	一、〇三三、三六〇	同 一〇	二、六六六、九二〇	同 六	二、五九〇、〇八〇

明治三五	八、五九四、五五五	大正元	二、五〇〇、四〇〇	大正一一	二七三、三九九、九三〇	昭和七	二〇六、六六五、一三〇
同 三六	九、五五一、六五六	同 二	八、六五五、六〇三	同 一二	二八〇、八八〇、〇三〇	同 八	二五九、〇五五、四七〇
同 三七	二七、二七四、九八一	同 三	九、〇〇一、七三三	同 一三	一六六、二七三、三〇〇	同 九	三八九、七九四、五三〇
同 三八	九、七五八、九三七	同 四	一八、三九七、五五六	同 一四	一六〇、二六六、〇六〇	同 一〇	二七四、四九、九八〇
同 三九	九、四一七、四九二	同 五	一九、三六〇、三六〇	昭和元	一四六、九六五、八六〇	同 一一	二六二、一〇九、七八〇

次に明治三十年度以降毎七八年目に於ける町費を擧げる。

町費(決算)一覽表

歳入

科 目 年 度	明治三十年度	三明治十八年度治	大正二年度	大正九年度	昭和二年度	昭和十年度
財産より生ずる収入	七、五〇〇		三三、五五四	二二八、九三〇	五〇〇、五二〇	九六六、八六〇
使用料及手数料		六、三、四五〇	一九〇、七五〇	七、三、七二〇	三、四、六九〇	四、八、一〇、七五〇
雑 收 入	五、七、七六	二、三、六三八	一、九、四、〇〇〇	二、七、五、四一〇	五、四、二、七〇〇	二、四、七、七五〇
繰 越 金	五、〇〇〇	一、五、二、五二〇	六、〇、一、一四〇	二、八、四、〇一〇	五、一、四、一六、七〇〇	五、一〇、七、四〇〇
國 庫 下 渡 金				二、四、九、四六〇	一、六、四、一八、一六〇	一〇、二、一、一五〇
交 付 金	二、五、一、二一〇	八、五、四、〇〇〇	二、一、九、五、〇六一	四、八、五、九、八八〇	六、三、三、〇四〇	九、四、六、四、〇四〇
御 下 賜 金					五、〇〇〇、〇〇〇	

歳出(經常費)

科 目 年 度	明治三十年度	三明治十八年度治	大正二年度	大正九年度	昭和二年度	昭和十年度
國 庫 補 助 金			一、五、一、〇二五	一、二、〇、九、六八〇	四、一、〇〇〇	二、〇〇一、三六〇
縣 補 助 金			八、五〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五、五、五、〇〇〇	七、七、七、九二〇
郡 補 助 金				一、一、〇〇〇		
寄 附 金	二、五、五、三、七一九	八、一、九、一、七〇〇	七、一、五、七、七一〇	八、五、三、七、一八〇	一、一〇、〇、五、七〇〇	一、三、九、一、五、五、七四〇
町 賦 税 入			一〇、七、〇、七二五			
過 年 度 收 入						
資 産 擔 保 金						
財 産 賣 却 金						
繰 入 金					二、七、五、〇〇〇	三、四、三、三、五、一九〇
納 付 金						八、五〇〇
町 債 計	二、八、七、八、八七	一、一、四、三、一八九	一、七、二、五、二、八三九	一、四、一、三、三、四、八八〇	二、〇、九、六、三、一、九〇	三、六、七、〇、五、〇〇〇
合 計						

會 議 費	四五、二〇〇	一〇七、九五〇	二八〇、〇三〇	一、三七、三三〇	九一七、一七〇	一、五八三、八四〇
土 木 費			三六四、三三九	三、二九六、八九〇	九、三二七、〇三〇	九、五五、九五〇
小 學 校 費				三、八五五、四六〇	四八、一七四、五八〇	六三、二六、四三〇
高 等 女 學 校 費				二四、四二五、五五〇		
學 事 諸 費						
傳 染 病 豫 防 費			三〇、七一〇	二九六、〇六〇	四七六、三三〇	六二四、九二〇
津 島 病 院 費					五、六九五、二一〇	五五、六、二九〇
污 物 掃 除 費					三、六四六、二二〇	二、三三、一六〇
衛 生 諸 費	二九、〇〇〇	三四、五四〇	二、三九五	一七九、七六〇	三、九二二、〇九〇	二、三三、六二〇
公 園 費					三、九二二、〇九〇	一、八一〇、五八〇
火 葬 場 費					三、九二二、〇九〇	一、八一〇、五八〇
公 會 堂 及 商 品 陳 列 館 費					一、三六六、三九〇	一、〇三〇、四九〇
圖 書 館 費				一、〇七九、八八〇	一、四五一、六三〇	一、六八三、九四〇
公 設 市 場 費				四九、〇二〇	二九一、四一〇	三三九、一三〇
勸 業 諸 費	一六、〇〇〇	九五、三三〇				一四一、九五〇
統 計 費						三三、二五〇
救 護 費						二、七九、七三〇
救 恤 費		一、八七〇	三、七六〇	一、〇〇、一〇〇	九、七、九六〇	一〇五、五五〇
賑 濟 費						

警 備 費	一七五、五〇〇	二六五、九三〇	三六、八八〇	一、四二七、三〇〇	三、四〇〇、二一〇	四、〇八五、七〇〇
基 本 財 產 造 成 費			二、四〇四	三、七三〇	二、八、五六〇	四、六三、一六〇
救 濟 積 立 金 編 入 費		一〇、〇〇〇	二六、三九〇	一六六、六一〇	二八九、五五〇	七、一、〇二〇
財 產 擔 擔 費	六六、九四四	一、二八、三三〇	二六、三九〇	八、二〇八、四三〇	五、四〇、八六〇	一、八三八、三三〇
諸 稅 負 擔 費				一〇五、〇〇〇	五、六二、六六〇	三、五、三三〇
公 金 取 扱 費					三三八、六二〇	七、七〇〇
地 方 改 良 費	三、〇〇〇	一、五、五〇〇	一〇七、六二〇	二、二二、四七〇	五、六九八、九六〇	六、四七九、六八〇
雜 支 出 費					五、六九、四一〇	
獎 勵 金 費		一三六、〇〇〇			一、九七、一三〇	
教 育 費						
青 年 訓 練 所 費						
青 年 學 校 費		四、五八、〇〇〇				
町 債 費	二、八七三、八八七	九、五〇八、九二七	七、〇五二、三三八	七、六、六九〇、〇九〇	一一、五、七、八九〇	一、三四、四九六、六二〇
合 計						

歲 出 (臨時費)

科 目	明 治 三 十 年 度	明 治 三 十 八 年 度	大 正 二 年 度	大 正 九 年 度	昭 和 二 年 度	昭 和 十 年 度
役 場 營 繕 費		一、五〇、〇〇〇		二、九、〇〇〇		三、六、五、四〇、〇〇〇

ある。

津島町

役場器具	七十五点	有根尋常小學校建物	二棟
同 帳簿	四十四点	同 器具及器械	二十四点
同 書籍	二十九点	同 書籍	三十八点
同 消防器具	十八点	藤里尋常小學校建物	二棟
津島尋常小學校建物	三棟	器具及器械	三十四点
同 器具	六十点	同 書籍	三十七点
同 器械	十四点	樹木	二本
同 書籍	百四十一點	墓地	八所
向島尋常小學校建物	三棟	大字津島	二十四所
同 器具及器械	五十点	同 地所	十五所
同 書籍	百二点	大字向島	
		同 地所	

以下十年毎及最近に於ける町有財産一覽表を掲げる。但し部落有土地及備品はこれを省いた。

町	種目	年次	
津島町	役場敷地	明治四十三年	九二・〇〇
		大正九年	六四・〇〇
		昭和五年	一〇八・一四
		昭和十二年	六一三・五六
津島町	傳染病院敷地	明治四十三年	二八・一八
		大正九年	一・〇〇
		昭和五年	三七・二二
		昭和十二年	一八・四六
津島町	廢道敷地	明治四十三年	三二・〇七
		大正九年	一八五・〇〇
		昭和五年	一三五・五二
		昭和十二年	二五・五〇
津島町	宅會堂及商品陳列館	明治四十三年	一一・〇〇
		大正九年	四・二〇
		昭和五年	四・二〇
		昭和十二年	四・二〇
津島町	墳墓	明治四十三年	一五・〇九
		大正九年	三〇・二九
		昭和五年	三〇・二九
		昭和十二年	二九・二二
津島町	水路敷地	明治四十三年	一一・〇〇
		大正九年	四・二〇
		昭和五年	四・二〇
		昭和十二年	四・二〇
津島町	惡水路敷地	明治四十三年	一一・〇〇
		大正九年	四・二〇
		昭和五年	四・二〇
		昭和十二年	四・二〇
津島町	新堀川船溜用地	明治四十三年	一一・〇〇
		大正九年	四・二〇
		昭和五年	四・二〇
		昭和十二年	四・二〇
津島町	不設消防ポンプ置場	明治四十三年	一一・〇〇
		大正九年	四・二〇
		昭和五年	四・二〇
		昭和十二年	四・二〇
津島町	初日町更正組合	明治四十三年	一一・〇〇
		大正九年	四・二〇
		昭和五年	四・二〇
		昭和十二年	四・二〇

種目	明治四十三年	大正九年	昭和五年	昭和十二年
塵芥焼却場建設地				六・八一八
役場建物	八二・二二五	八八・〇二	九七・七五	二一三・七五
津島尋常小學校建物	三八〇・七五			
藤里尋常小學校建物	六九・九〇			
藤里尋常高等小學校建物	二一三・二八			
津島第一尋常高等小學校建物				九七五・一一
津島第二尋常小學校建物		八五二・九二	九二一・九二	九九八・八七
津島第三尋常小學校建物		二五一・七九	四三五・二二	五九〇・〇八
高等女學校建物		三六八・二四		
公會堂建物			一〇九・〇〇	
北部公設市場建物			四六・七五	四六・七五
南部公設市場建物			三八・〇七	三八・〇七
中央公設市場建物				一一〇・八七
津島病院			一一七・〇八	一二三・七八
消防器具置場建物			一九・〇〇	三一・七五
初日町更正組合營業所				四九・七五
公設消防組				八・四三
天王川公園建物				

又右の年度に於ける町有基本財産は左の如くである。

種目	明治四十三年	大正九年	昭和五年	昭和十二年
窮民救助基金	二〇、四八六	三二、二六〇	六、六五二、八〇〇	一五、六二〇、七三〇
津島學校基本金	五八、七六八	五三六、四二〇	二、七〇三、二六〇	一四、二三一、七四〇
津島町小學校基本財産		二、一七一、〇二〇		
救濟積立金			四、四〇〇、四四〇	三四六、五一〇
町基本財産	二四、七三〇		一六、六一五、六〇〇	
町役場改築費積立金			一六、四一一、〇八〇	
小學校改築費積立金	二二二、二五三		二二二、九九〇	二八五、四八〇
悪疫豫防基本財産			六〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
小學校貧困児童及盲人救助基金				七〇六、三六〇
警備器具購入準備積立金				三、四〇一、八七〇
塵芥焼却場建築積立金				

當町の基本財産は大正十二年四月二十三日町會で議決し、同年八月二十八日許可を得て告示した津島町基本財産蓄積條例の規定により、海部郡基本金割戻金貳千九百貳拾圓八拾參錢を基金とし、基本財産より生ずる収入と特志者より指定寄附する

不動産・金銭及有價證券を蓄積するもので、大正十二年度より施行した。次に當町に屬する財産は明治四十年七月十三日議決せる津島町財産管理規程により管理するものであつて、この規程に於て財産と稱するは土地・建物・米穀・公債證券・有價證券及現金とし、町有基本財産・學校基本財産・普通財産及一部有財産に區別して夫々臺帳を調製し、公債證券・有價證券・銀行預金通帳・諸證券の類又は現金は役場備置の金庫に藏置し、土地・建物及米穀は相當の貸付料を徴してこれを貸付することを得る等種々規定したものである。〔津島町役場書類〕

第四節 金庫制度

大正三年二月二十八日町會に於て町金庫制度を議決し、町金庫の收入及支出を取扱ふ爲、大正四年四月一日より名古屋銀行と村瀬銀行とをして一年交替に取扱はしめたが、昭和七年三月一日より専ら名古屋銀行をして取扱はしむることとなり、以て今日に至つて居る。〔津島町役場書類〕

第五章 社會事業

第一節 窮民救恤

何れの時代でも憐れな窮民があり、その救恤は古來重要政務の一であつて、藩政時代に於てもこれが爲に或は貢租を免じ、或は米金を給與し、或は拜借物年延を許しなごしたが、當地に關することは、尾張海東郡誌に「寛永十年三月二十七日當驛ニモ米ヲ給フ今年ヲ以テ初トス」とある以外、更に文献が存しない。明治四年十月太政官は窮民一時救助規則を制定し、次いで同七年十二月更に救恤規則を發布し、極貧の者で癩疾に罹り、若くは老衰して産業を營むことが出来ない者には、一ヶ年米壹石八斗の見積を以て給與することにした。又同十三年六月愛知縣亦教育支辨法を定め、老幼癩疾者でその親族の救護すること出来ない者に限り救助することにした。爾後町制實施に及びて、同二十三年町の歳出豫算に少額乍ら金參圓窮民救助費として計上したのは、これが豫算書に初めて表はれたもので、鰥寡孤獨の窮民や行旅病人等の救助が實施されることになつた。

明治十三年六月太政官は備荒貯蓄法を定め、同十四年一月より窮民一時救助規則を廢したが、本縣亦同年六月を以て備荒貯蓄法施行規則を改正し、七月一日から施行した。この法は災害に罹つた窮民救助を目的とし、その資金は各府縣に於て地租の幾分、愛知縣では一ヶ年地租拾圓に付貳拾貳錢に當る金額を公貯せしめ、政府からは毎年百貳拾萬圓を支出してこれを補助することにしたが、當町明治十三年度津島市街地納付高を調査せるも關係書類を發見しない。

明治二十三年度以後毎年經常費中に救助費を計上せるが、同四十年度に金拾五圓、同四十四年度には金七拾五圓、大正八年度に金壹百拾八圓七拾貳錢で、累年増額をなし、昭和四年度よりは年々金壹百六拾參圓四拾錢宛救助した。

大正四年大正天皇御即位あらせらるゝや、窮民賑恤金の御下賜あり、當町へは金九百四拾六圓の御下賜金があつたので、大正七年四月四日これを窮民に惠與して皇恩の惠みに浴せしめた。

大正七年八月米價暴騰の爲、各地に於て往々騷擾事件の惹起を見た。所謂米騷動なるものこれである。當町に於ては未然にこれを戒めたので、不穩の狀況を呈せなかつた。當時當町は窮民救恤の目的で八月十五日から十二月二十七日まで町役場で廉賣

を実施した。その資金は八月畏くも皇室から全國窮民賑恤の思召で御内帑金參百萬圓を下し給ひ、當町に對しては九百四拾六圓の御下賜があつたので、町は御聖旨を體し奉り、施米券と購米券とを發行し、施米券は極めて貧困なものに配與した。その他内務省よりの配當金八百八拾四圓拾七錢、一般篤志者七十八人よりの寄附金壹萬壹千五百參拾五圓、町費より金六拾六圓八錢、以上合計壹萬參千四百參拾壹圓貳拾五錢、外に小麥拾俵、玄米拾俵を二名の篤志者より寄附せられたものを以て窮民を救助した。右實施の明細は左の通りである。

救濟米購入費及廉賣代明細書

- 一、白米貳石六斗五升 平均壹石參拾七圓七拾參錢五厘餘
- 此代金百圓 岩井鐵太郎ヨリ施米方指定寄附ノ分
- 一、白米參石六斗四合 富永源兵衛ヨリ廉賣用トシテ玄米拾俵受入
- 但無代寄附

内外米買入之部

- 一、白米五百八拾壹石四斗九升 平均壹石四拾貳圓參拾六錢參厘餘
- 此代金貳萬四千六百參拾四圓參錢 廉賣用トシテ買入ノ分
- 小計五百八拾七石八斗四合
- 此代金貳萬四千七百參拾四圓參錢

- 一、臺灣白米貳拾四石壹斗九升壹合
此代金八百參拾五圓貳拾八錢
- 一、臺灣糯米五石五升
此代金貳百四圓五拾貳錢
- 小計貳拾九石貳斗四升壹合
此代金壹千參拾九圓八拾錢

平均壹石參拾四圓四拾八錢七厘餘
廉賣用トシテ買入ノ分
平均壹石參拾七圓貳拾八錢五厘餘
東京市牛込區新小川町三丁目十九番地大橋小一ヨリ施
米ノタメ金貳百圓指定寄附ノ分

- 一、外國白米九百五拾四石四斗七升九合
此代金壹萬八千六百九拾八圓五錢
- 內金五拾圓
- 合計石數千五百七拾壹石五斗貳升四合
此總代金四萬四千四百七拾壹圓八拾八錢

千參百八拾四袋平均壹石拾九圓五拾參錢七厘餘壹袋ノ
石數平均ハ六斗八升九合餘
廉賣用トシテ買入ノ分
渡邊雅彦ヨリ初日町住民へ特ニ補給方指定寄附ノ分
內五拾圓渡邊雅彦ヨリ初日町住民へ特ニ補給方指定寄
附ニ付現金拂出ノ分

内外米廉賣及施米之部

- 一、白米貳石六斗五升
但岩井鐵太郎ヨリ指定寄附ニ付施米
- 一、白米壹石五斗壹升
但天長節施米
- 一、白米五百八拾參石七斗參升
內八升六合量リ出
此代金壹萬八千四圓拾錢
- 小計五百八拾七石八斗九升
此金壹萬八千四圓拾錢

平均壹石參拾圓八拾四錢參厘餘

- 一、臺灣白米貳拾四石七升
外八升壹合榊切レ四升試食
此代金六百壹圓七拾五錢

平均壹石貳拾五圓

- 一、臺灣糯米五石五升
但大橋小一氏ヨリ指定寄附ニ付施米
- 小計貳拾九石貳斗四升壹合
此代金六百壹圓七拾五錢
- 外米九百五拾四石四斗七升九合
此代金壹萬五千八百貳拾圓貳拾五錢
- 小計九百五拾四石四斗七升九合
此代金壹萬五千八百貳拾圓貳拾五錢
- 合計石數千五百七拾壹石六斗壹升
此總代金參萬四千四百貳拾六圓拾錢

過不足ヲ生ゼザルハ廉賣石數ヲ以テ受入レタルニ由ル
平均壹石拾六圓五拾七錢四厘餘

差引石數ニ於テ八升六合 量出シ増加ノ分
廉賣又ハ施米ノタメ損失ニ歸シタル金九千九百九拾五圓七拾八錢

次いで大正八年二月二十七日町會に於て後節に述べる救濟基金條例と共に窮民救恤規程を議決し、當町住民にして左の各號の一に該當する無告の窮民は本規程によつてこれを救助することとした。

一、極貧にして老衰・疾病・廢疾等の爲産業を營むこと能はざる者

二、扶養義務者なき者
 三、扶養義務者あるも扶養を爲すこと能はざる時
 四、扶養義務者以外の親族に於て扶助を爲さざる時
 五、隣佑その他に於て扶助する者なき時

而してその經費は窮民救助基金より生ずる収入を以てこれに充て、尙不足ある時は町費を以てこれを支辨することとし、本規程は大正十二年四月一日よりこれを施行した。
 [津島町役場書類]

第二節 窮民救濟基金

窮民救濟は一度や一年で決して終了するものでないから、常にその資金を準備し、永久に救濟し得るやうにせねばならぬ。茲に基金制度が必要となる。

米價暴騰に際し、窮民救濟の思召に依る賑恤御下賜金及篤志者寄附金を使用した殘金を以て、その恩賜並に篤志を永遠に傳ふる爲大正八年二月二十七日の町會に於て、津島町救濟基金條例を議決し、又同日窮民恤救規程をも議決した。

救濟基金條例によるに、救濟積立金として蓄積するものは救濟基金より生ずる収入及指定寄附金であつて、その外町會の議決を経て決算剩餘金又は雜收入金を蓄積

することを得ることとし、積立金は左の場合に於て支出することとした。

- 一、窮民の經常救助費に充つる時
- 二、天災地變その他災厄に遭ひ臨時救助の必要ある時
- 三、穀類暴騰に際し救濟の必要ある時
- 四、日常生活を安易ならしむる施設を爲す時

而して本積立金の管理方法は當町財産管理規定の定むる所によつた。現今に至るまでの寄附金額及寄附者等次の如くである。

年 月 日	金 額	寄 附 者
大正七年三月二十日	二七、九二〇	明治四十三年二月四日大阪市博勞町貳丁目木村保次郎
大正八年八月六日	二、六九五、〇九〇	大正八年二月廿七日決議に依り廉賣米資金殘餘金を救濟基金に繰入
大正九年	一五〇、〇〇〇	東京市高木益太郎より尾西鐵道舊株額面金百五拾圓
大正十二年三月二十九日	二、〇〇〇、〇〇〇	東京市加藤榮一郎より帝國五分利公債金貳千圓
大正十五年三月三十一日	五〇〇、〇〇〇	東京市高木益太郎より名古屋鐵道株式會社拾株券
昭和三年五月三十一日	一〇〇、〇〇〇	江崎屋指定寄附
昭和四年九月二十五日	五〇〇、〇〇〇	足立彌四郎
昭和五年五月二十八日	一、〇〇〇、〇〇〇	名古屋市伊藤鏡三郎
昭和五年七月十五日	五〇、〇〇〇	平野芳太郎